

## 平成 2 1 年度決算特別委員会会議録

平成 2 2 年 1 0 月 2 6 日 ( 火 )

( 開 会 ) 9 : 5 8

( 閉 会 ) 1 1 : 2 5

委員長

おはようございます。ただいまから平成 2 1 年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。本日からの実質審査につきましてはお手元に配付しております平成 2 1 年度決算特別委員会の審査順序に記載のとおり審査していきたいと考えております。最初に監査委員の審査意見書に対する質疑、2 番目に各款ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように、歳出は 6 つに、歳入は 3 つに区切って質疑をしていただきます。また質疑は通告されているものから行っていただき、その後で通告以外の質疑があればお受けしたいと考えております。続いて、一般会計に対する総括質疑を行い、討論、採決については保留して最後に行いたいと思います。3 番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお討論採決につきましては、一般会計と同様に保留して最後に行いたいと思います。4 番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのように運用させていただきます。次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員で事務に支障を来す場合には、各職場で仕事をさせていただくことにして退席させたいと思いますがよろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。

最後に執行部の皆さんに要望いたします。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、審査を行う款に係る課の方はできるだけ前方の席にお着きいただき、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、はっきりと的確に答弁をしていただきますように特に要望しておきます。また審査対象となる方々につきましては随時交代して前のほうに着席していただきますようお願いいたします。それでは審査に入ります前に、お手元に配付しておりますとおり、執行部から、先日配付いたしました資料について一部訂正の届け出がっておりますので、補足説明を求めます。

財政課長

朝一番でおわびのご説明をさせていただきます。先日提出させていただいておりました資料の訂正についてご説明をさせていただきます。配付いたしております正誤表をお願いいたします。まず 5 7 ページの防犯灯設置と補助の実績及び相談件数 ( 4 年間 ) の資料の中で、平成 2 1 年度の設置本数と総交付金額、及び防犯灯に係る総経費の数値につきまして、下線を引いてる箇所が誤っておりましたので、訂正をさせていただいております。次に、7 3 ページの耕作放棄状況及び耕地面積の推移 ( 4 年間 ) の資料で、耕地面積の推移の穂波地区、筑穂地区及び合計欄の数値が誤っておりましたので、訂正をさせていただいております。左側の欄のほうに正しい数値の記載になっております。以上、2 件の訂正でございますが、大変申しわけありませんでした。おわびを申し上げます。お手数をおかけいたしますが、訂正方よろしく願いいたします。

委員長

それでは審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

「認定第1号 平成21年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。各款ごとの質疑に入ります。まず第1款議会費及び第2款総務費、105ページから129ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。まず、質疑事項一覧表に記載されております原田委員の質疑を許します。

原田委員

おはようございます。財産管理費の中の公金運用についてということでございますが、私、実はこの4番目の「財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑」で、この場所での質疑だと考えておったんですか。ここでするわけでしょうか。ちょっとお尋ねいたしますが、ここではまずいですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:03

再 開 10:03

委員会を再開いたします。

原田委員

それでは、ここで質疑のほうをさせていただきます。まず公金運用で、これは一般質問でも私質問してありましたけども、外為仕組み債についてであります。この外為仕組み債ちょっと調べますと、今日はその資料を、そこでやるつもりでございましたので待ってきておりませんけども、確か全国で34か36の行政区がこの外為仕組み債を取り扱っておるようでございます。問題になっておりますように、非常に円安が進んでおまして、塩漬けになる可能性が高いということで、全国自治体では大変な騒ぎになっておるのが現状でもありますし、または大学の国立大学、それから私立大学を含めて、こういった外為仕組み債での運用をして、運用失敗だということで非常に財政状況が厳しくなるといふうな話も聞いておりますし、記事にも載っております。そこで、飯塚市は現在25億円の外為仕組み債でございますが、まず現状、推移をお聞かせいただきたいと思えます。

財政課長

21年度の運用状況ということでよろしく申し上げます。失礼しました。今回委員会のほうに提出しております成果説明書の基金でございますが、63ページをお願いいたします。前回の決算特別委員会で質問委員からご指摘がありましたので、今回この63ページに基金の運用状況についての資料を追加させていただいております。この63ページの右側の欄になりますが、運用収入の債権のところに記載してまず仕組債という区分に記載しておりますが、平成21年度は米ドル為替参照の分の10億円の1本につきまして2000万円の運用収入がっております。豪ドル5億円の分につきましては運用収入828万7500円の運用収入がっております。

原田委員

運用収入についてはこの明細できちんと述べてあります。ところで、原資になる部分でございますが、まずユーロ円、これが米ドルと円の為替の連動債ということでありまして、これは最長30年間の償還になるということでございまして、いろんなところで外為債に対しての記事が載っております。その中でちょっと目を引いた部分がありましてですね、これは一旦国外に出て行くんですから、ドルになると。ドルになるから償還日によっては30年経って帰って

きたときにはその当時のドルのレートで償還金額になるというような記事を読みました。そうなりますとかなり今の円高になりますと、かなりこう下がってくるということにもなりかねないわけでありまして、この現在飯塚市で行われるのは円100%ということで説明はいただいておりますけれども、例えば極端に言いますと、30年間待って償還した場合円で100%返ってくるのかどうか、これだけはっきりご説明をいただきたいと思います。

財政課長

この仕組債を購入の際に確認書を市と証券会社のほうと交わしています。その中の条件書の中にも記載しておりますように、発行が円建てで償還が100%というふうに確認をしておりますので、償還の際は円建てということになります。もちろん早期償還の場合も利払いの際にも円での支払いということ、条件書のほうにはちゃんと記載をさせていただいております。

原田委員

私も見せていただいております。確かに円での100%と書いているのもあるんですが、円での100%償還というのを書いてないのもあるんですね。これについても間違いはないということで確認させていただいてよろしいですか。

財政課長

はい、円建てで間違いございません。

原田委員

ある企業にやはり銀行のほうから来られまして、そういったリスク説明がなされたそうあります。非常に利回りがいいからどうしようかなと。しかし最終的に償還するときには最長償還日はドル建てでいきますと、そのときはリスク説明があったそうなんです。だからもしということを考えてやめたというふうに、お聞きをいたしております。そういうことであれば、まず30億円、その当時の物価指数はわかりませんが、まず確保はできてるんだと理解はいたしました。全国的にもこれ大変結構な騒ぎになっております。兵庫県朝来市につきましても、かなりの新聞紙上等にも載っておりますし、住民からの反対運動といいますが住民運動も起こっているようでございます。そのへん詳しいことをご存じであれば、ご報告をお願いしたいと思います。

財政課長

詳しくはまだちょっと存じ上げませんが、概要をちょっと調べましたので、兵庫県の朝来市のほうではやはり基金61億5000万円を仕組債のほうに投資をしてあるそうでございます。これも30年満期で23商品、基金全体の約56%にあたるそうでございます。こちら仕組債をされて円高の影響でいろいろ市のほうで問題にされて、弁護士さんあたりに委託されて調査をされたというふうに聞いております。その調査報告の中で証券会社や銀行側の説明不足といったその法的責任あたりも報告をされておりますし、市側の落ち度も認める内容の報告書になっておるといふふうに聞いております。

原田委員

おおむねそのとおりであります。調査特別委員会というのが設立されまして、専門家による、弁護士、大学の教授等による調査特別委員会が発足され、結論がこれは解約すべしということになっておるといふところでございます。ところがこれは解約できませんので、実質上は証券会社に対しまして引き取ってくれと、こういうふうな運びになっておるといふことであります。そこら辺のどういうふう形で引き取るのかということに関しましてはいろいろな情報を聞いてみますと、大体いいところ6掛けぐらいでなかろうかというふうな話も聞き及んでおります。6掛けなんていうと、4割丸々落ちるわけでごさいます、60億円としましても24億円の落ちその24億円を損害賠償請求をするという形でいま市民運動が起こってるような状況になっております。これを全国の自治体が注目するのは事実でごさいます、これそろそろ結論がどうなるのか、今年末には出るんじゃないかというふうな動きになっておるといふところでございますけれども。

こういったことを踏まえてですね、やはり飯塚市でもひょっとしてこういった関連の動きが出てくるかもしれないと思いますが、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

財政課長

現在飯塚市のほうで購入しております仕組み債につきましては、米ドルの為替参照の分の10億円のほうの償還のほうは1本は3000万円、もう1本は平成21年度までで8000万円入っております。豪ドル参照の分につきましては昨年の12月にも若干償還がありましたので3800万円ほどの運用益がっております。私どものほうでちょっと調べまして、その購入時の、例えば5年国債をその当時例えば購入したとしますと、当時の利率が0.973パーセントにあたり、仮に5年間この20億円を持っていたとしても、9700万円ほどの運用益ということになりまして、現時点ではそれを超えておりますので、5年後この運用益がどうかということで、ひとつ区切りを置いてですね、この仕組み債の取り組みの振り返りをしてはどうかというふうには考えております。現在のところその9700万円を大きく超える運用益を得ておりますので、現在のところ実損はないというふうには考えております。

原田委員

質問の趣旨がちょっと理解、ちょっと食い違いがあるようでございますけども、私は収益があるからいいじゃないかというようなご説明だといま受けとめたんですけどもね。言葉悪いですけど、そうじゃないんですよ。他自治体でそういった動きがあつてますからね、飯塚市としてもそういったものに対して対応する準備もしておかなきゃいけないんじゃないでしょうか。ですから、今の段階でそういったこと何かお考えがあるならお示しくださいと、言い換えればそういうことなんですけども。

副市長

実はこの仕組み債を導入した当時、私がちょうど財務部長をやっておりましたので、お答えいたします。今のそういうことは、飯塚市としたら逆に言えば心配しておりません。というのは、34自治体仕組み債を持っております。これはうちも今3本か4本持っていると思っておりますが、それぞれ条件が違います、すべて。ですから34自治体が、いま言われるようにこの仕組み債はものすごく高い利率も取れるんです。しかしリスクがものすごく大きい。だから、これは仕組み債というのは1本1本についてどういう形で導入するかということ、当然たぶんここ2年間そういうご質問があつておるので、説明をやっていると思っておりますけども、基本的に我々地方公共団体が取り組む場合は、元本には絶対影響しないのが大前提でまず導入しました。そして途中で売り買いする、例えば国債はそういう流通市場がありますので、途中で売り買いができます。いかにこの利率を有効に活用するかということで導入したわけですから、途中で売るということはもともと考えておりませんし、ですからいま言いますように、まあ利率を固定でもらった分とかいろいろありますから、例えばこれが償還したときに5年で済むか10年で済むか、先ほど言われましたように、仮に30年借りた場合ですね、国債の利率と比較して最終的にそれがどうだったかというときには、ひょっとしたらマイナスかプラスかということがあってもいいんですけど、その時点で判断しないとですね、今のところどうだと。ですから、円建てでやっておりますから、全くその心配もしておりませんし、だからその結果を見てみないとですね、今の段階どうだこうだということやいま問題になっている実際の分については条件が違いますから、ひょっとしたらドル建てあるいは豪ドル建てになつてくるかもわかりません。利率は高くてリスクがあるかもわかりません。我々持っているのは例えば4%とか、4.ちょっとですね。これ10%欲しいと言ったら10%の条件で持ってくるんです。キャブ制と言っているんな条件が、詳しくは言いませんけども、その条件の設定の仕方によってはもう100あれば100全部違うんです、条件が。ですから1本1本についてですね、他自治体との比較も単純にできないんですよ。そういう危険なものもひょっとしたら買つてあるかもわかりません。これはあくまでも推測ですから。しかし、その内容のわからない段階でですね、

他の自治体さんがそういう心配をされて、処分をすべきとの結論が出ているかもわかりませんが、うちのほうとしたら今のところそういうことはまったく考えてないもので、現実問題、この10年ぐらいのですね、おそらく利率は前もってもらっていると思います。それは10年、15年経ったときにまだ率はゼロだというときには大変申し訳ないと。そういうことは想定しておりませんが。そういうことをいま我々が導入するときは5年ぐらいで国債よりもちょっと利率をよけい稼げればいいと。元本には全く影響がないということですから、非常に危険だ危険だという誤った情報も少し流れているような気がしますので、私がちょっと発言したんですけども、そういうことではないとことだけですね、ぜひ認識していただきたいというふうに思っております。ですから、問題になっている自治体についてひょっとしたらもう利率の高いやつで、年に20%ほしい仕組み債をと言ったら持ってくるんですよ。30パーセントほしいと言ったら持ってくるんですよ、30パーセントの利率で。しかしそれは条件がまったく違います。ですから、我々としてはそんな高い率ではない、国債でも少し高い利率で、例えば5年、10年ぐらいのですね、比較して高いのが取ればいいと。元本はもともとですね、国とか県とかもおかしいと指導するはずですから、そういう系のやつは地方公共団体は私は買っていないと思います、私立大学は別ですけども。ですから問題になっている仕組み債そのものの条件1本1本全部詳しく調べてみないと、危険かどうかということ、これについては当時我々は1年ほどかけて、1社だけじゃなくて2社の証券会社さんから来ていただいて、同じ疑問があるところは両方にぶつけてみて、そして同じ答えが返ってくると、ああ嘘は言ってないとかですね、そういうことを確認しながら1年間勉強した結果、少しでも利率を有効に、じっと置いておいても30年過ぎれば物価が下がればどうだという問題はありますけども、国債はじっと低い利率で持っておいても同じ理屈なんですよ。30年間持って低い利率、仮にゼロやったら国債の価値は貨幣価値としては下がるとるわけですから、だから仕組み債で20億円をじっと持っておいてゼロも同じ理屈ですから、途中で売り買いしようという品物ではありません。またその流通市場はありません、正直言って仕組み債には。ですから極端に言えば途中で売れる場合はいま言われるような途中で償還しようと思えば、どうしてもトリガーに引っ掛からなかった場合には少し条件が悪くなって売却せなかもわかりませんが、全体の短期、中期、長期の基金の中で長期の分の一部、それも言われたように全体の中の一部をやっておりますので、3分の1まではないところでやっておりますので、他自治体さんのように6割も近いところで運用するとかですね。ですから、とにかく条件を聞いてみないと、単純に比較できないと思います。うちがやっておりますのはそういう危険がないというふうに判断しておりますので、現在でもですね。そういうことは全く心配しておりませんし、そういうことも考えておりません。

#### 原田委員

非常に自信満々でおっしゃいましたけどですね、例えば、こういった公金運用の場合、最悪の事態というのも想定してやらなきゃいけないと思うんですよ。先ほど副市長みずからも言われましたように、30年やると物価がどのようになっておるのか、貨幣価値がどのぐらいになるのかそれはわからないと。ひょっとしたら上がっているかもしれない、下がっているかもしれない。こういうですね、公金を長期間30年にもわたって、ただ利息はもらって国債と同じような理屈、利息合計だからというものはちょっと根本的に基本的な考え方がちょっと違うと思うんですよ。例えば、国債の5年ものをやったってですよ、5年5年でやったら、その当時の物価指数によって違ってくるわけでしょう。利払いも当然違ってまいりますし、その物価指数によっても当然投入する金額というのも変わってくると思うんです。ですから、いま答弁でおっしゃった全般的な見方で受け止めますとですね、利息がきちともうあるんだからというように受け止め方をしたんです、私は。そうじゃないんですよ。基金運用というのはそういうことじゃないんじゃないですかということを、ひとつこれは私は前々から申し上げたかった

ことなんです。あまりにもリスクも大きいということなんです。それから、一つひとつ違うというのは、それはいろいろ調べてみましたらわかりますね。最高40%というのがありました。1億円預けたら4000万円つくんですよ。ただし償還のときにはドル建てでいきますよとか、だからばくち的な要素、ばくちという言葉が悪いですけど、ギャンブル性が強いですよ。そういったことあるのはわかります。一つひとつ、要するにいわゆるオーダーメイドという形でやってるのもわかるんですが、ただ何でこれをずっと言うかといいますとね、いま言っているかといいますとね、そういう34自治体ですね、これがそれぞれやってますけども、いま皆さんどの自治体もその朝来市に注目してると思うんです、どういう出方をするのかなと。それによっては各自治体に飛び火してくるのかもしれないと。だからそういう、例えばあったときにどういうきちとした説明ができるのかとか、どうやって納得していただけるのか、そういう準備がきちとできてあるんですかということ、私はお尋ねしたかったんです。それが、ですから利息がいくらもらったとかそういうことじゃないんですよ。30年間ものひよっとして最悪長期にもわたるといふことに対してですね、それだけのきちとした理由づけができる準備がおりますかということなんです。いかがでしょう。

財務部長

この基金の運用につきましては、質問委員さんが一般質問のときに質問されまして、仕組み債を導入した時の基金の運用の考え方、この長期運用できる金額はどのくらいあるかと、そのうちの3分の1程度を仕組み債に、あと3分の1を5年ものの国債、あとは短期の分ということで、全体の効率的な運用を考えた中で、先ほど副市長が申しましたように、元本保証はある中での商品を選択したわけでございますので、全体の基金運用の中でこの仕組み債という商品を導入したものでございますので、その辺を説明していってご理解をいただきたいと考えております。

原田委員

それでは、今度は内容についてちょっとお尋ねしますね。昨年的一般質問におきまして、オーストラリアドルのほうは回復して何とか目処が立ちましたというご報告をいただいております。その後いろいろまた金融状況が変わってきておりますけども、どうなりましたでしょうか。その推移、現況をお示してください。

財政課長

昨年の運用状況は先ほどご説明しましたとおりです。平成22年度に入りまして当初予算でも6月の利払いをですね、オーストラリアドルの5億円のほうに関しましては利払いがあるというふうに見込んでおりましたが、約束日の直前になりまして、世界的にこう通貨安で円がちょっと高くなってまいりましたので、結果的に6月の利払いはありませんでした。次の利払いが12月になりますが、オーストラリアドルのほうにつきましては徐々に要するにドルに対しましては円が少しずつ高くなってきておりますので、12月では利払いがあるのではないかとこのふうに見込んでおります。

原田委員

このオーストラリアドルにつきましては新聞等でも目ぼしがつきましたみたいな記事が載りましたよね。あのときに西日本新聞でしたっけ、何とか解決の見込みが立ったという記事が載ったのを私は記憶しております。ところが残念なことに、ちょっと足りなかったということですね。でも、やっぱり何とか目処が、目途どおり行かないというのがやっぱりこの為替なんじゃないかなと思うんですよ。やはりこの運用についてはですね、これは本当に難しいなと。先ほど利息についてはトータルで利息をもうもらってるじゃないかということなんですけども、最悪の場合、国債3年もの5年ものをずっと続けてればよかったんじゃないかというような、安全面でもとそういった声も出るのかもしれない。私は逆にそんなふうには思いません。そういった諸々考えますとね、きちとしたこれ説明責任も出てまいりますし、副市長、安全だと、間違

いないとおっしゃいましたけどですね。それもやっぱりきちんとお示しして、どういう根拠でもってこれは安全なんですということ、やはり皆さんどんなふうになってるんだらうということは、興味があっても内容がよくわかってないんです。わからないのが実情だと思うんですよ。だから余計に不安をかきたてられる。またそういう朝来市の問題とかがですね、これ住民訴訟というような何か話がもう出てるようでございますけど、そうなりますと全国版で出てくるとですね、うちの市も確かやってたよなというような不安感も出てくるかと思うんで、この辺はきっちり説明責任があると思いますし、わかりやすいように、安全だと思われるのであればどういふことで安全だということをごきちと説明いただきたいと思います。これで、これに関しては質問を終わります。

委員長

次に、田中裕二議員の質疑を許します。

田中裕二議員

113ページに財産管理費、自動体外式除細動機導入について質問をさせていただきます。この自動体外式除細動機というのはAEDのことでございますが、このAEDに関しましては一般質問等でも何回かさせていただいております。そこでお尋ねしたいんですが、この公共施設には平成18年度から財団法人福岡県市町村振興協会のAED配付事業によりましてAEDの整備が行われてきておりましたが、今までも質問等によりまして、この事業は平成20年度で終了したとこのように答弁をされておりましたが、このような認識でよろしいでしょうか。まずこの点をお尋ねいたします。

総務課長

いま質問者の申されたとおりでございます。平成20年度で終了いたしております。

田中裕二議員

それでは、この決算書に購入費として680万4000円という数字が出ておりますが、これは市の単費で購入されたAEDの購入費だと思いますが、何台購入をされたのかお尋ねをいたします。

総務課長

今回購入いたしましたAEDの台数は全体で35台でございます。なお財団法人福岡県市町村振興協会のAED配付事業で、未設置でございました市の施設に対しまして配付をいたしております。

田中裕二議員

35台の購入ということでございますが、これで飯塚市の公共施設はすべて整備完了という認識でよろしいでしょうか。

総務課長

ほぼ完了したというふうに考えております。ほぼと申しますのは、何度も総務課のほうから未設置のところに照会等かけまして調査いたしておりますが、平成18年度に75台、それから追加配付が20年度にございまして、この折にも調査いたしまして15台追加いたしました。今回指定管理者施設も含めまして再調査を実施いたしまして35台、合計の125台ということになっておりますので、まずもって配備は完了したものであるというふうに考えております。

田中裕二議員

ほぼというのが非常に気になるところでございますが、整備完了をしたという最後の課長の答弁がありましたので、整備完了ということであろうと思いますが、この財団法人福岡県市町村振興協会の事業で配付されたAEDに関しましては平成18年度からの設置でございますから、もう既に3年を経過してるものもあると思います。このAEDにはバッテリーの交換とか部品の交換、パッドですかね、の交換とかが必要であったと思いますが、この3年を経過したのものに関しましては、そのような電池また部品の交換等はされたのか、この点はいかがでしよ

うか。

総務課長

一昨年に協会から配付されました分につきましては、当初7年間は財団法人福岡県市町村振興協会において消耗品の配付があるということでございました。それで一昨年の平成21年の3月に協会のほうから消耗品が配付ございまして、交換をいたしております。

委員長

交換は済んでいるということですが、やっぱり気になるのが、せっかく設置したはいいが電池が切れてたとか、部品が交換しなくてはいけないのにしなくて、いざというときに使えなかったとかいうようなことがないように、しっかりと適正な管理をお願いをしたいと思います。またせっかく設置されていてもそれを使用できる方がいらっしやらなければ何もならないわけですが、市の職員の方も使用できるように講習等も随分受けておられると思います。いま現在講習を受けられた方の状況はどのようになっているのか。この点はいかがでしょうか。

総務課長

昨年には指定管理者施設の職員を含めまして214名の職員等が受講いたしまして、現在これを含めまして935名の職員等が受講済みでございます。おおむね9割が受講したことになります。本年度も11月に消防署にお願いいたしまして講習会を予定しておりますので、ことしのうちに全職員が受講することになるというふうに考えております。なお、先ほど質問者申されました単費で購入ということでございますが、これは平成21年度の緊急経済対策の臨時交付金で全額対応をいたしておるところでございます。

田中裕二議員

受講をされた方も9割、今年度でほぼ全員の職員の方が受講されて、全員の方が使えるというような認識でしたいと思います。また、これは要望でございますが、一般質問等でもたびたび要望させていただいております。この民間の施設、人が集まる場所というのは民間の施設もたくさんあるわけでございますので、この民間の施設にも設置していただけるような取り組みといたしますか、お願いを所管各課を通じましてお願いをしたいとこのように要望いたしまして、この質問を終わります。

委員長

次に、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

それでは114ページの19節になりますか、飯塚市地域公共交通協議会負担金ということに関していくつかお尋ねしたいと思います。この事業について西日本新聞の9月24日付けなんですけど、ここに今いろいろ状況が述べられております。当然この記事もお読みになっているんじゃないかというふうに思うんですけど、この記事の状況で認識的には間違いがございませんか。

総合政策課長

この記事に掲載されております本バス事業の平成21年度の利用者数、平成22年度の8月末までの利用者数及び運賃収入並びに平成22年度の年間事業費見込みにつきましては間違いございません。

楡井委員

そういうこの事業の状況を認識した上で、この事業そのものの目的から見てどういうようにこの評価しているのでしょうか。これを評価してください。

総合政策課長

本バス事業につきましてはこの記事にも掲載されておりますように、高齢者などの交通弱者の救済と公共交通の空白地域の解消を目的としております。平成21年度の利用状況を鑑みま



すと、目標数値の半分程度の利用にとどまっており十分な成果を上げているとは言えない状況であるとは考えております。担当課といたしましては改善しなければならない要素は少なくないと認識しておりまして、平成22年度につきましては路線、バス停ダイヤについて改善を行うなど、利便性の向上に努めているところでございます。

楡井委員

この事業の評価をお尋ねしたんですよね、こういう状況を踏まえて。どういうふうにいましておられるのかね。このことについてはどうですか。再度お願いします。

総合政策課長

この事業、全市的な運航を開始いたしましてまだ1年半ということございまして、評価につきましては今の段階ではまだ十分な評価ができる状況ではないのかなというふうに思っております。

楡井委員

評価をせずにですね、改善というのはあり得ますかね、理屈からして。1便あたり5.1人の利用者というのが記事にあります。1人も乗ってない便もあるんじゃないかというふうに思うんですよね。そういうふうなことを含めて評価をせずに次のそのステップに進むということはありませんかと思うんですが、どうでしょう。

総合政策課長

相対的な評価というのは今の段階ではちょっと難しいのかなと思っておりますが、お客様からの言葉等ですね、あるいは意見等を聞いて反省点等を踏まえた中、そういう評価というものは行っておるところでございます。

楡井委員

もう既に200件以上のこの意見、苦情、要望そういうのが来ているわけでしょう。そういうのをきちんと掌握してやっていかないかん、そういうことなんですよ。じゃあこの利用目標とした156,000人というのはどういう算出、計算に基づいて算出した目標なんですか。

総合政策課長

この平成21年度156,000人ということでございまして、この目標利用者数につきましては旧4町ではふれあいバス等の利用者数をもとに無料から有料になったということで1割ぐらひは減少するのではないかとということで試算いたしました。また旧飯塚市は初めて運行を始めたわけでございますが、国勢調査結果からの路線周辺の高齢者数、これをもとに利用者数を試算したものでございます。

楡井委員

意見の中に使い勝手が悪いと、旧町のような形に戻してもらいたいという意見もたくさんあるでしょ。そういう意味ではこの156,000人という数はいま言われたようなことで算出したと、旧町の10%減。旧市につきましては新しく走る路線の周囲の高齢者の数というようなことを言われたんですけれどもね。この156,000人というのは飯塚市の人口よりも多いんですよ。133,000人ですからね。そういう数字がこう出てくるものなのかどうなのかというようなことで、やはりこれは課題目標というようなことにもなるんじゃないかというふうにも思うんですよ。確かにこのむだな路線を走っているというようなことにもなると思うし、それは行政の側から見ればですね、平準化というようなことで走る路線がいかないところをつくらないというふうにしなれば、市民の皆さんに申しわけないということで、路線を計画したんだろうというふうには思いますけれども、必ずしもそれが市民の方たちが求めているものと合っていないんじゃないかというふうにも思うわけです。そういうような点については、今後どうされるのかということがあります。この苦情が213件ですかね、いうふうに出ていると思うんで、運行形態を大胆にやっぱり改善計画しなさいなければいけないのではないかというふうにも思うんですが、いかがですか。

総合政策課長

確かに目標数値には達しておりませんので担当課といたしましては、平成20年度からの実施運行終了後につきまして、市民の皆様からご意見、あるいは調査等を行いまして無駄のない運行をこれから計画していきたいというふうに考えております。

楡井議員

5670万円のお金を投入してこの事業やるわけですから、市民のみなさん方にとっても有効なものにしていただきたいと思いますですね。それで今もちょっと触れられたように思うんですけども、担当課長である中村さんは無駄を省きつつ生活交通をなるべく確保するしかないというように言われてますけども、この5670万円というのが収支のほうではこうですけども、入ってくる利用料というんですか、これとの関係で今後これは開いていく、そういうことにもなるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

総合政策課長

質問者おっしゃいますように、歳入が少なくなれば当然市の負担金というものは今の状況では増えてくるというふうに考えております。

楡井議員

それでは無駄を省きつつ、生活交通をなるべく確保するしかない、この点についてはまだ具体策がないんですね。

総合政策課長

現在、来年度及び実証運行終了以降の本バス事業につきまして、種々検討しているところでございます。まだ検討段階ということで、具体的な内容をお話することはできませんが、利用実績や住民ニーズを総合的に勘案いたしまして、それらの運行計画を策定していきたいと、このように考えております。

楡井議員

もう11月になりますと来年度の予算編成といえますか、これに入らなきゃならないと。4月からはこの213件の意見も取り入れた方向を打ち出していかないけないというようなことになれば、今の段階で、もう10月の後半ですよ、その段階で具体策はないというようなことは取りかかりが遅いんじゃないかというふうに思いますね。それでこの記事の中にもありますけれども、菊池市の便利カーという名前のやつが紹介されております。これについてはどう考えますか。

総合政策課長

熊本県菊池市の便利カーにつきましては、新聞報道にもございますように1日7便、これ1路線でございますが市の市街地を環状線として循環しているコミュニティバスでございます。運賃が100円、子ども・障がい者につきましては50円で総延長が18.1km、一周75分、運休は日祝日、運行事業そのものは熊本電鉄に委託しているということでございます。事業費に関しましては国の補助を受けておらず、平成21年度の同市の補填金額は580万円と。利用状況といたしましては、1便当たり12名程度と高い利用率ということになっております。同市におきましては、ここに紹介されております便利カーと予約制の乗合タクシーのすみ分けを地域ごとに行われ、地域公共交通の活性化に成果を上げていると聞き及んでおります。

楡井議員

そういう状況をどう思いますかという、あなたの主観をお尋ねしているんですが。

総合政策課長

この菊池市のような事例につきましては、その地域の状況、すなわち地形とか人口分布、風土並びに民間路線のバスの運行状況などが本市と異なっておりますのでこの菊池方式をそのまま本市に当てはめるといって、必ず本市でも成功するという事にはならないと思います。

が、その成功した要因、あるいは菊池市の例で申しますと地域ごとによってバス運行の住み分けを行っておられますので、こういうものは参考になるのではないかと思います。今後十分に研究したいと思っております。

楡井議員

この菊池市の取り組みについては580万円とご説明がありましたけど、全部単費だというふうに説明がありましたですね。これで菊池市というのは飯塚市よりも随分小さい町で旧自治体全部が該当するかどうかわかりませんが、そう大きな町ではないと思うんですね。かなりそう意味では隔々に行政の目が行き届く、そういうような状況じゃないかというふうに思うんです。そういうことから考えて1つは旧町時代にやっていたような方向をやっぱり検討すべきじゃないかというふうにも、再検討すべきじゃないかと思います。この580万円に比べて、市の場合は5670万円、10倍近いお金を投入しての仕事ですから、これは大いに研究せないかんとというふうに思います。市民の方たちの利用がしやすい体系といいますか、運行にしていっていただきたいというふうに要望もしておきます。これは終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:51

再開 11:00

委員会を再開いたします。上野委員に質疑を許します。

上野委員

116ページ、颯田まちづくりの関連の決算についてですが、これは担当課との打ち合わせの中で理解をさせていただきましたので質疑はいたしません。ただお金がすべてではありませんが、お金がないとできないことも多うございますので、市民と協働のまちづくりを掲げておられる飯塚市でございますから、まちづくりを続けてこられた皆さん方の気持ちが折れることのないような施策なり、予算措置なりを要望しておきたいと思っております。

委員長

次に、原田委員の質疑を許します。

原田委員

それでは次に、システムの電算管理費のシステムの進捗状況についてお尋ねをいたします。まず現在のシステムの今回この決算でも計上されておりますけども、改善点としてはどのようなものがあるのか、ご説明をいただきたいと思っております。

情報化推進担当次長

今回システムを新たに構築しております。いま現状のシステムは合併時に構築したシステムでございます。委員ご質問の何が一番大きいかということでございます。それにつきましましては、いまはいわゆる汎用機、ホストコンピュータを使って処理をしております。これは昭和63年ぐらいからずっと継続して使っております。ただ今回のシステムにつきましては、これは国も今後の行政のシステムのあり方として、そういうホストコンピュータから、いわゆるウェブ型のオープン系のシステムにしていきなさいということがございますので、一番大きいのはホストコンピュータからウェブを使いましたオープン系のサーバー群の構築ということしております。それとネットワークがいままでは基幹系が一本、それから内部情報系、基幹系と内部情報系を合わせて一本、それからいわゆるインターネット用の外部情報系といわれるものが一本、の二本で行ってございましたが、今回のシステムは基幹系そのもの、住基とか税とかそういった大事なものですけども、それが一本。そして、これはどこにも繋がっておりません。完全にクローズされたネットワークでございます。それから内部情報系と言われると、例えば財務会計であるとか文書であるとかそういったもの。それとインターネットの閲覧ということ、もちろんメール等もできますけども、そういったものが一本、の二本にわたった構築を行

っておるといのが一番大きなシステムの変更でございます。

原田委員

これをカタカナを使わないで説明してくださいというほうが、本当に難しいのはよくわかるんですね。ウェブオープン型というのを、これは日本語でできるんじゃないでしょうか。ちょっとそこだけでも結構ですけど、わかりやすく説明いただけますか。

情報化推進担当次長

オープン型といいますのは、日本語でどう言うのか委員のほうでご存知であれば、私に教えていただきたいと、私どもは常にオープン型というかたちで、ウェブというのは通常インターネットエクスペローラというものを介して、システムが動く。ですからすべてサーバー側にプログラムがありまして、それをインターネットエクスペローラの画面を介して各個人が処理をします。ですから一般的には端末側にはその必要なプログラムは入っていないと。そういったものが、いわゆる一般論としてのオープン系と言われるサーバーで行うシステムでございます。

原田委員

やっぱり難しいですよ、説明というのは非常に。いわゆるインターネット上で、全部処理ができるような形だと理解すればいいのかなというふうに思うんですが、それで一番ここで大事なものは、セキュリティーの問題かなと思うんです。セキュリティーはあまり厳しく上げますと利便性が今度は非常に悪くなってくると。まずセキュリティーについてどのような措置をされるご予定なのか。今までのいろんな事件と申しますか、問題提起されておりましたのがUSBメモリーなんかで仕事を持ち帰る途中で紛失したとか、それとかもろもろウイルスが混入したとかいうのがあったらと思うんですね。その辺りの実情とその対策についてお示しをいただきたいと思います。

情報化推進担当次長

いま委員ご指摘のように、現状のシステム中ではUSBメモリーというものが市役所全体、各個人が一人1個、ないし2本、数本持っているという状況になっています。それでそういった状況を鑑みまして平成21年度のこの決算の中にあがってきておりますけれども、経済対策の中でそういうセキュリティーが強まったUSBメモリーというものを購入して、システムを構築しまして各課に一本、原則一本渡しております。それを使うことによって紛失してもそういうコードは暗号化されたりしておりますので、もし落としても外部に漏れる危険性が少ないという仕掛けは、今つくっております。この仕組みは、今新しく構築しておりますシステムにも使いたいというふうに思っておりますし、原則としてはUSBメモリは使わないと。以前から議員御指摘のようにインターネットと自分が使う仕事を、インターネット上のデータを持ってこなきゃいけない、それが二度手間だというお話もありましたし、全体として考えまして今回のシステムはインターネットと事務の仕事は同じ端末でできますのでデータはそのまま落ちます。ですから、USBの必要性はないだろうと、基本的にはUSBは全部機械的ではなくてソフトウェアで全部閉めることができる仕掛けにしていますので、基本的には全部ポートを閉めようと、それでもどうしても必要だと、なぜ必要かということは、その所管課長がなぜ必要かということを確認の上で開けるといことも考えないといけないんじゃないかなというふうに思っています。基幹系に関しましてはログインの状況が非常に大事になってきます。専用端末ですので住基だとか税だとかそういった大事なデータを扱うことになりますので、これはICカードによる入力を考えておりまして、ICカードと職員を1対1でひも付けしていますのでどの職員が、どのパソコンから、いつ何をしたかという記録が全部とれるということをしています。もちろん、先ほど言いました情報系の方でもすべてログは取っていますので、例えばどの職員が何時何分に何をしたかということはすべて把握しております。どこのサイトを、こういった内容のものを見たかというのは今でもすべて記録できますし、そういうことは

全部やらないといけないというふうに思っておりますので、それは管理するという意味ではなくて、何かあった場合のときにですね、遡ってでもどういう情報がどこで漏れたかとかということが、もし必要であれば把握しないといけない時もございますので、そういった意味ではセキュリティからすると、職員から見れば厳しいと言われるかもしれませんが、それは公文書を扱うと、個人情報扱うということが一番大きなことですので、気をつけてやりたいということで考えて、セキュリティはそういうことでやりたいと思っております。

原田委員

それでは決算書の118ページの一番上になりますけれども、電算システム適正化コンサルタントを委託料5544万円、これ計上されております。ここの重要な、主な仕事といたしますが、主にこういったことに関わってされてあったのか、内容ですね、仕事の内容についてお聞かせください。

情報化推進担当次長

このコンサルタントに関しましては3年間の継続でございます。20、21、22年度の3年にわたりまして私どもが構築してきました新しいシステムの、こういった内容でいいのか、というのがまず1年目に行いまして、仕様書づくり そういったものを検討するというものをしていくと、2年目に関しましてはそういうその、入札関係をどういうふうにすればいいかと、そういったことですね。それが、去年21年度でありまして提案公募型によりますプロポーザル方式、一般競争入札みたいなものですが、そういったことで行なっております。それ以後は進捗管理ということで私どもが示しました仕様書どおりに設計され、プログラムが組まれているか。そのプログラムは順調に動くようになっているか、そういったことをあわせて管理すると、契約の相手側NTT西日本でございます。そこから常駐で毎日2名はおりまして、各課との調整なども全部私どもとやっていますし、何かありますと10人程度が入りましてシステムの構築の進捗具合、問題点、そういったものを洗い出そうということにしております。

原田委員

その役割についてはよく理解いたしました。その改善点として先ほどから縷々説明をいただきましたが、基幹系だけは独立しているということでもございましたよね。この基幹系システムについてもいろんな問題がありました。例えば国保の更新のタイミングが1日どうしても遅れてくる、即日発効が出来ないと、これが今回はできるようになったというふうに理解はいたしておりますが、その他、何かこのあたりがすごくよくなったんですよというのがあればお示しください。

情報化推進担当次長

私どもが一番システム構築の中でこういうことが一番いいなと思うのが、統合データベースと言われるもの、すべてのデータベース、すべてのデータが1つのデータベースに入ることが一番いいわけです。それだとすべてのことが関連しますのでできますけれども、今の技術力、それからこれを入れる時にはラステックという機関がありまして、そこで地域情報化プラットフォームという一応行政向けにこういった仕組みをすればいいですよといったものが出されてます。私どももそのバージョンの2.0を基本に今度入れていきます。その統合データベースそのものはいま話がありましたけれども、即時更新できるように基本的には、例えば年金であるとか住記だとかそういったものはまとめてしますよと。それ以外に学校関係、それから福祉系、これは統合データベースの中で組むほうが非常に今の技術力では非常に難しい部分でございますので、そこは関連させてやろうと。タイミングとしてはどのタイミングでデータを見るかと、取りに行くか、そういったこともラステックの基準にはですね取りに行くか送るかということもいろいろ書かれていますので、そういったものを見ながら、お互いのデータベースをどうやってリンクさせるかということも基本的には今言われた即時更新を基本に、それからいかに短い期間で更新ができるかといったことを基本に構築をしております。

原田委員

前回の反省点からいくと、今言われた即時更新というのが一番大事なところだと思うんです。転居届を出せばすべての部署にそのデータが流れるという、将来、理想像はそういうことですよ。そういうことですが、学校、福祉関係はワンテンポそこにかかると、そういうふうな考え方でよろしいわけですね。それでは先ほどセキュリティーと利便性についてお聞きしまして、セキュリティーはお聞きしました。利便性についてですね、例えば今度はネットが観覧できるわけですね、それぞれ。職員の、自分の持っているパソコンからネットで情報が引き出せるとそういうふうと考えてよろしいわけですか。

情報化推進担当次長

先ほどご説明しましたように、ネットワークは基幹系と情報系と二つに分けます。ですから、基幹系は完全に何処にもつながらないクローズの世界、これはもう1番大事ですのもともと国の方もそういったものは外に繋ぐなということがありませんので繋いでいません。それからうちの条例上もほかとの連携については、そういう大事なものは他とは繋がらないというのがあります。内部情報系と呼ばれるものにつきましては今、どこの自治体を検討しましてもインターネットとの連携をどうするかと、ですから、それは2つあります、やっぱり今回私どもは入れます一つにするやり方と、どうしても分けるというやり方と二つあります。今回は、セキュリティーのインターネットとの入口のところの問題は非常に面倒なといいますか いろいろ仕組みを入れまして、ファイアウォールだけではなくて今いろんな仕掛けを含んで外とのデータのやり取りの、外部からの侵入を防ぐだとか、それからウイルスの侵入を防ぐだとか、そういったことに関しましては基本的にはもう十分な事をやりたいと。それから先ほども言いましたように端子をどういうふうに繋げるかということもありますし、そういったことで、インターネットを経由しまししているんなデータを自分のパソコンからすべて出来るという形にはしています。ただ、どこのインターネット上のホームページでもいけるかということ、今でも基準を設けていまして、ある程度制限した中でやっておりますので、どうしても必要だということになれば、個別に、必要であればそこを開けるということをしております。今後もそうしていこうというに思っております。

原田委員

ホームページの管理は、現在委託されておりますよね。これが最近新聞に載ったところじゃないのかなと思いますけど、そこらへんどうですか。

情報化推進担当次長

今委員が新聞に載ったところではという話でした。それは19、20まで21年度からは違うところが毎日一人出てきてホームページの更新をしております。各課からこういうことを変えたいということがあればすぐに対応できるという形にはしています。

原田委員

せっかくのホームページですのでやはり充実したものにしなきゃいけない、またタイムリーに出さなきゃいけないと思うんですね。先日の一般質問で私ちょっと申し上げましたけども、各部長なんかブログなんかつくって載せたあるところもございます。こう言いますと下向かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、こういったことも是非ですね、検討していただければなと思います。最後に外部記憶媒体管理システム開発委託、端的で結構です長々説明されても 端的に御説明いただけますか。

情報化推進担当次長

USBメモリーを購入してそれを各課に配付したと、それによってセキュリティーを保とうというシステムです。

委員長

次に楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

120ページ19節に関連して幾つかお尋ねいたしたいと思います。私、資料要求の際に部落解放同盟及び全日本同和会幹部の行動記録を提出できたいというふうに要望いたしておりましたが、提出出来ないというふうに返事がありまして、当然のことながら、資料の中には入っておりません。この、提出できない理由について御説明願いたいと思います。

人権同和推進課長

お答えいたします。資料提出につきましてでございますが、運動体の役員などの行動記録等につきましては、21年度分につきましては整備されていないというのが状況でございます。現在、運動団体には役員の出勤簿あるいは業務日誌等の整備を早急にするように指導しているところでございます。

楡井委員

21年度については整理されていないので出せないというのが理由だということなんですが、それではその以前前の分については整理されて提出できるような状況ですか。

人権同和推進課長

元々、運動団体が独自の取り組みの中で相談事業等々も行なっておりますが、口頭の報告は受けていますが、過去にさかのぼってもそういう業務日誌等の報告で目に見えるものを確認したことはございませんので、21年度以前の分についてもないというふうに判断しています。

楡井委員

それでは2つ目の質問と関連しますので、今の関係もよく覚えておいていただきたいんですが、行政としてこの運動団体へ補助金を支出しています。その際に説明を今まで、何度も繰り返しされてきたんですけれども、行政の補完業務がですね、補助金の支出理由だというふうに言われてきました。それは間違いはないですか。

人権同和推進課長

行政の補完業務ということで団体への補助金を支出しているということは、これまで繰り返し答弁いたしましたとおりでございます。

楡井委員

その補完業務のですね、内容なんですけど、運動団体の幹部の皆さん方の行動記録がないという状況の中でですね、補完業務をどういうふうに判断されるんですか。

人権同和推進課長

行政の補完業務といたしまして、同和関係者の自主解放の努力と、みずからの意識の高揚を支援すること。また、人権同和団体の解決に向けた自主的な研修は啓発や、地域活動、補助事業や就労対策等の国との交渉などの実績を踏まえまして、人権同和問題の解決に向けての社会的活動を行っている団体であるのでこれまでも幾度となく申し上げてまいりましたが、公益性があるため交付しているところであります。

楡井委員

そういう今言われた説明は、幾つか今言われましたけど、その中身がですね問題にしたいわけですよ。私はね。結局、本人の努力なんてこと言われましたけど本人の努力なんか全員がするわけでしょ、全市民がやっていかなければならないことですよ。当然、よく引き合いに出しますけど老人クラブのことなんか引き合いに出させてもらって、討議もしたことあるんですよ。この団体幹部の皆さん方の行動計画がチェックできていない、どういうふうな運動をこの補完業務を具体的にやってるのか。その量も件数もわからない、内容もわからないという状況の中でその上に基準もないということですよ。そういう状況で本当に何を基準にしてこの金額を決めてるんですか。そして最近10%とか5%とかいう形で一応削減してきたはいますよね。何で10%なのか、なんで5%なのかその基準もはっきりしないでしょう、そうやってくると、どういうことですか。

人権同和推進課長

補助金の算出の基準等でございますが、特に会員の多少、運営費用の何%といったものを根拠にしているものではございません。補助金は申し上げましたと思いますが、行政の補完業務ということで交付しているものでございまして、補助金額につきましては団体の年間事業計画、事業実績等のボリューム等も参考にしまして補助金額を算出し交付いたしております。

榆井委員

しつこいようですがね、補完業務が何かということがね、具体的でないんですよ。資料にたしかあったと思います、解放同盟の業務報告書、これは解放同盟、それから同和会も一緒ですけど書いてあることずらっとね、補完業務に関することは何もないんですよ。したがって行政の側から出されておるこの成果説明書この中にもそういう文言は一言もありませんよね。にもかかわらず補完業務というふうに言い張る、これは認められない問題だと思うんですよ。理屈が立たないわけですよ。法律にも則ってない、条例もちろんですね。せめてそういう補完業務の内容をやっぱりきちんとつかんで判断の基準にしなきゃならない、金額の基準がなければ、老人会の方たちは一団体いくらかか一人につき幾らかかという形できちんと決められてるじゃないですか。なぜこの同和団体だけこれがないのか、人数の多少とかなんとかではないというふうに言われました。確かにそらそうでしょう、解放同盟の一人あたりの補助金と、同和会の一人あたりの補助金は全然違いますからね。そういう補完業務が具体的でないのになぜ出すのかというのがどうしてもとひっかかるわけですよ。押し問答になりますからちょっと具体的にもうちょっと進めます。穂波とそれから飯塚と筑穂ですかね、ここに人権啓発センターがありますね。ここに配置されている相談員がおられると思うんですよ。相談員の方たちの活動状況を教えてください

人権同和推進課長

今質問者が申されましたとおり、市内には同和会館が2館、立岩会館と伊岐須会館でございますが、そのほか人権啓発センターこれの穂波と筑穂にあります、それぞれ相談員という名称ではありませんが生活指導員という形で立岩会館には3名、伊岐須に2名、穂波に2名、筑穂に4名という形で生活指導員を配置いたしております。その生活指導員の主たる業務といたしましては、館内の清掃、およびデイサービス等の隣保事業の指導を行っておりますが、対象地域住民の生活上の相談にも応じてございまして、関係行政機関と連携を保ちながら必要な助言指導等を行っているということでございます。

榆井委員

今、説明されましたけども、相談員じゃなくて生活指導員という名称で9人ですかね、配置されてることになっています。ここでも、今言われたように相談も受けてるというふうに言われましたよね。その相談件数それから具体的に相談の中身、それからこの相談員の人たちの身分と申しますかどういう人なのか説明してください。

人権同和推進課長

まず、館ごとに相談延べ人数を把握しておりますのでご報告いたします。立岩会館が21年度73人、伊岐須会館が48人、穂波人権啓発センターが95人筑穂人権啓発センターが64人、総数でのべ280人の相談を受けた数字となっております。相談内容でございますが、生活相談が73人、健康相談が61人、教育相談が63人、育児相談が29人、その他の相談が54人となっております。生活指導員の身分でございますが、すべて臨時的職員でございます。

榆井委員

今の身分の話になりますが、どういう人選と言いますか、この人に働いてもらおうと言いますか、相談員やっていただくというふうに、どういう形で決めるんですか。

人権同和推進課長



現在お勤めの方につきましては、もともと 1 名、もともと住み込みで住んでおられた方をそのまま日勤の業務に変えた方もおられますし、また民生委員等に御相談いたしまして、御紹介いただいた方もございます。また地域にお願いいたしまして 1 名、看護師の資格を持った方も必要としたのでそういう方は、地域に御相談いたしまして看護師の資格を持った方を人選するという形にしております。その他の団体等にもお願いしたこともございますが、幅広く人材は選考していただいております。

楡井委員

件数の話に戻ります。280 件ですね、9 人の方ですから一人当たりになると約 30 件くらいですかね、1 年間。それで 1 月に換算すると約 2.5 人、2.5 件くらいということになります。この人たちの勤務状態、並びに手当てといえますか給料といえますかこれはいかがですか。

人権同和推進課長

この方々は市の臨時職員と同じ給与で日額出しています。またこの方々の業務内容が、今報告いたしました相談事業だけではなく、市としては館内の清掃、隣保事業、デイサービス等隣保館内で行うデイサービスの指導準備等々が中心となっておりますので、先ほど人数は 11 名で総数を報告したと思いますが、11 名等々で割り崩せば 2、30 人の相談を受けるという形になっておりますが、業務の中心はそういう形で清掃、館内の維持管理がメインでございます。

楡井委員

生活指導員でしょう、名称はね。主な仕事はその清掃というようなことではないんじゃないですかね。一番初めに聞いた数字の聞き間違いがあって、今 11 人というふうに言われたんで、11 人とすると 30 件よりもっと減りますよね。給料も市の臨時職員と一緒にということですから、後ほど聞かないかんことにはなっておりますが、800 円くらいじゃなかったですかね、時給になおすとね。今の 800 円は推測ですから、正確ではありませんですけど。そうやってくると、この人たちの給料もそれなりのお金を出した形になるんですよね。その人たちの主な仕事を清掃という形でね、必要なかどうかということですよ。2 人、複数 2 人、3 人、2 人と思ったんですけど、3 人、2 人、2 人、2 人といわれたんですけど、これは数字は違ったようですから、筑穂の数字が違ってるとはね、一応 11 人も出してるわけですね。だからこのことについてもやはり基準がはっきりしていないんじゃないかということですけども。生活相談員という名称からして正しくないんじゃないかというふうに思うんですね。それはその点についてはどうでしょうか。

人権同和推進課長

臨時賃金につきましては 11 名のうち 8 名は 1 月あたり 10 日から 13 日程度の臨時でございまして、まるまる 1 月働かないという、交代で働くような形の雇い方でございます。臨時賃金が総額で把握した数字でございますが、1088 万ほど、昨年度臨時賃金のみでございますが、そういう形で出しております人件費につきましては、主たる業務は清掃等じゃないかということで質問を受けましたが、生活指導員という名称は隣保事業の 4 分の 3 の補助事業、運営費補助を県から受けて事業をしています、その中で県の方に上がっている名称がそこに働いている方の名称が、生活指導員という形の名称になっとりますので、そういう使い方をしております。相談事業だけが業務でございませぬので、館の維持管理も含めまして、幅広く、働いていただいているということになっております。

楡井委員

それでは解放同盟と同和会の構成員一人当たりには補助金の金額があるのは先ほども言いましたけど、当然御承知のことですが、この同和会の方たちへの補助金の方が、解放同盟の会員さんへの金額よりも多いんですよ、それはなぜですか、先ほどの答弁で言えば同和会の方が補

完業務をたくさんやっているというふうなことも理屈としては成り立つんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

人権同和推進課長

補助金につきましては、先ほどから同じようなご答弁申し上げて、大変申しわけなく思っておりますが、補助金の算出に続きましては今議員の方が言われますような一人当たり幾らという形で補助金を算出して交付していませんので、あくまでも行政の補完ということでございまして、団体の年間の事業計画、事業の実施等々のボリューム等も参考にさせていただいて交付しておりますので、その関係上、どうしてもそれぞれの団体の一人当たりには割崩した場合違いが生じてくるということは活動状況でございますので、それはいたし方ないというふうに考えております。

楡井委員

やっぱりここでもですね、非常に上述的なというかそういう考え方が出てきてるんじゃないかなというふうに思うんですよね。それでは解放同盟なり同和会の方のですね、決算書の中にですね、数字が出てきてると思うんですが、会費ないしは補助金、これは収入歳入の方ですよね。それから負担金、人件費というのは歳出の主なものですが、それぞれ21年の決算で結構ですので総額の比率はどうなっておりますか。

人権同和推進課長

今、歳入歳出それぞれ2項目ずつ言われました、会費につきましては当然自主財源でございまして、それと補助金、歳出の点につきましては負担金ということで県連等に負担する会費の中から出す、これも自主財源を充てて負担する負担金でございますが、それに組織の人件費ということで比率的に申し上げますが会費につきましては、691万9200円で歳入の総額の中の15.15%を占めております。補助金につきましては3700万円これは収入総額の81.01%でございます。歳出おきます負担金につきましては600万6100円で13.21%、人件費につきましては2333万3964円で51.34%になっております。今のは部落解放同盟飯塚市協分でございます。同和会につきましては、歳入における会費が47万400円、13.39%、補助金が296万円84.29%。歳出における負担金は23万5200円で6.9%、人件費につきましては同和会は行動費となっておりますが、140万円41.08%となっております。

楡井委員

確認しますと、部落解放同盟のほうは六百十何万かの会費収入、15%に当たるということで県への負担金ですか、上納金というのが約6百万、これほとんど会費は負担金に相当するということになります。それで全日本同和会の方が会費収入47万円のうち上納が23万ということで、ほぼ半分ということになるんじゃないかと思うんですが、解放同盟のほうはですね、会費はほとんど上納金に充てられて自主財源として、市協ですね現在は、そこで使う会費分というのはほとんど無いということになるんですが、そういう理解でいいですか。

人権同和推進課長

今、委員が御指摘されましたように自主財源というのは会費収入、それ以外にカンパがございます。カンパにつきましては21年度決算で12万5000円と、のこりは預貯金の利息程度になると思いますが、そういうものが自主財源となります。大半は上部団体に納められるということで、行動費の中にそういう自主財源の部分は充当されるということで、大半が補助金で賄われているということは事実でございます。

楡井委員

自主財源のことを今細かく言われましたけど、全体の金額からすれば僅かなもんですよ。会費と補助金以外の自主財源ということになれば、カンパが12万円とか言われましたけどそう大きな金額やないですよ。そういう状況の中でですね、もしこの補助金がなくなったら解放

同盟は運営できませんよ、これ。そういう状況に今あると思うんですね。こういう団体がですね正常な団体かというふうに言われれば、誰も正常団体だということは思わないと思うんですね。自分たちの会費で、自分たちの金で、自分たちの目標を達成していくというのが本来のいろんな団体のあり方だと思うんですよ。部分的には補助があったってそれはいいと思います。しかし、これは全然逆転どころじゃないと。会費を県に納めてしまえば飯塚市協の活動費は全部補助金だよりでしょ、そういう状況が今、会費、補助金と負担金、人件費の関係で明らかになったんじゃないかというふうに思います。こういう団体ですよね、活動実態が把握されていないというのが問題で、今私が通告をだしてから始めたんだと思いますが今整理中と、20年から先はお手上げという状況があるわけですよ。ですからこの関連費の4112万4000円と言うのはでたらめじゃないかというふうに指摘せざるを得ないと思うんです。去る議会で市長は同和団体への補助金について矛盾が大きければ改善するというふうに答弁されているんですけども、その後、市長はこのことについてどういうふうにお考えになったか市長の発言をお願いしたいと思うんですが

企画調整部長

部落解放同盟飯塚市協議会に対する補助金につきまして御意見等ですね、いただいております。この補助金につきましては、昨年の12月に補助金等の見直しに関する指針というものを策定をいたしております。今、言われました。部落解放同盟飯塚市協議会への補助金につきましても、これにつきましては団体運営補助という色合いが強いものでございます。これにつきましては、市協だけでなく他の団体運営補助をやっている団体でも同様なものがございまして、同じような課題等を抱えております。そのような中で、見直しですね、基本的な考え方というのを、この指針の中で規定をいたしております。あくまでも事業費補助への移行ということで、単体の運営補助につきましては見直しを行う予定にいたしておりますので、今ですね、内部で協議を進めている段階でございます。

榆井委員

補助金については事業費補助方式に変更するというふうに、文書をもらった記憶があるんですよ、この事業費補助方式というのはいつから実施されるんですか。

企画調整部長

この指針の中でも規定をいたしておりますが、これも終期を定めた中でということという規定をいたしておりますが、原則といたしましては、終期につきましては3年間を原則といたしておりますので、これは昨年12月に策定をいたしておりますので今年度から22、23、24ということで24年度をですね、目途に検討していきたいというふうに考えております。

榆井委員

そうすると24年からこの事業費方式を実施するということでしょうか。

企画調整部長

これまで飯塚市協だけではなくて、いろんな団体に対しても団体運営補助を行っているものがございまして。そういうものも合わせまして原則3年間ということにいたしておりますので、3年間を目処に見直しを進めてまいりたいというふう考えております。

榆井委員

22年度からもう始まっているということでもありますので、22年度Aという団体がこういう事業をやりたいと、ようございましてというようなことで補助金を出すということが始まって24年までそれが続くというふうな理解でいいですかね。

企画調整部長

団体運営費補助につきましては先ほど言いましたように、3年間ということで、ほかの事業費補助につきましても終期を定めた中で、3年後再度その補助金を支出することが適当であるか否かについてですね、再度検討したなかで更新もあり得るということでございます。

楡井委員

いままでずっと質疑を行ってきましたけど、どうしても基準もないままに、それから業績もはっきりしないままに支出されているという状況についてはですね、大いに疑問を持ちますし、この4112万4000円という金額は何の根拠のない施設だということは指摘できるのではないかというふうに思います。それで、私どものところにですね、次のような文書が届け出られておるんですけども、御存じかどうかだけお聞きしたいと思います。前略、部落解放同盟嘉穂山田地区協議会嘉山地協、この解散時、1市8町からの助成金で運営活動を行ってきた。その残金を基金として毎年長年積み立てて1市8町1協議あたり800万円程度の分配金が行われたというふうな訴えといいますか、改善してもらいたい、そのほか3点ほどあるんですけど、こういう文書があるということをご存知ですか。

人権同和推進課長

その情報につきましては、他市町村の議会で議員の方からそういう情報が提示されましたものを行政間で情報入手したという形のもので、内容につきましては今質問委員が言われた内容でございますが、あくまでも私が把握している中では匿名であったということで事実かデマであるかは、全く調査しようがないという、他市町村の状況でもありますし、私どももそう考えております。その他、まだ補助金の関係が出ておりますが、補助金につきましては、嘉山地協時代におきましても毎年きちっと監査等は行っておりますので、収入支出は十分監査した上で、確認の上で、次年度また補助金を出すという形の取り組みしておりますので、その中から蓄財ができるというふうには全く考えておりません。

楡井委員

今の文書と同時に貯金通帳の写しも一緒についてるんですよ。それにはどこどこ支部の会計監査収支決算書という名前がついて1600万円振り込まれているんですね。こういうのがあるわけで、嘉穂、嘉麻市それから桂川町ではこのことについてどのような態度になってるかについてだけ説明してください。

人権同和推進課長

私が把握いたしましたものは、委員が言われました通帳の写し等は一切見ておりませんのでそういう情報は得ておりません。他市町の行政の対応ですが、あくまでも匿名でありましたので、調査しないのかという質問がされたやに聞いておりますが、調査をかけようがないという、事実関係が全くわからない、事実かデマかわからないという答弁をしたということだけは間接的に聞いております。

楡井委員

私が聞いてるところはですね、嘉麻市についても桂川町についても事実を調査するというふうに答弁されてるというふうに聞いておりますから、今の課長の認識は全く違うということもとりあえず指摘しておきたいと思います。これは引き続き質疑を深めていかなければならない、決算年度のお金ではないからですね。この程度に終わっておきたいと思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:56

再 開 13:01

委員会を再開いたします。第3款民生費及び第4款衛生費、129ページから161ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

それでは質問を行います。133ページ、実質は134ページにありますところの、8節の報償費についてですが、長寿祝い金、これについてお聞きしたいと思います。ちょっと前置きが長くなりますけど、お許してください。高齢者の皆さん方の暮らしの状況、これがいまいどういうものだろうかというふうに考えてみたんですけども、皆さん方もご存じのことだと思います。資料によりますと後期高齢者の普通徴収、つまり年金が1万5000円以下の人が3,900人。この人たちの多くは生活保護を受けておられる人もおるのではないかとこのように思います。さらに資料60ページでもわかるように、長寿祝い金の対象人数は年々ふえていっているということも事実です。生活保護費の老齢加算、これも国の措置によってなくなりました。さらに市町村合併で生活保護家庭の夏と冬の見舞金、これもなくなっています。そういう状況の中で、この長寿祝金が非常に削減されていっているということになるわけですが、元々この長寿祝金とはどういう目的で支給されるようになってきているのかについてから、その点から質問をしたいと思います。

高齢者支援課長

長寿祝い金は77歳の喜寿、88歳の米寿、99歳の白寿、それから100歳以上の方々の長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与されたことへの感謝の意を表すものとして贈呈するものであります。

楡井委員

いま節目の方たちへの感謝の気持ちということでの目的が述べられました。それで、現在、いま言われたように77、88、99、100以上という節目の方法に現在変わっているわけですが、平成19年から変わったんですね、そういうことになります。この方法に変えた理由についてお尋ねします。

高齢者支援課長

変更の理由は、行財政改革の一環として、平成19年度から節目支給へと見直しがされたものであります。

楡井委員

行革だということでありまして。目的が先ほど述べられましたが、行革という名がつけば、そういう目的もはっきり切ってしまうということになるんじゃないかと思うんですね。77歳で1回目でもらって、次の88歳で支給されるということになると、この間11年間あります。1回目をもらって2回目のお祝いを受ける人は35%、人数的に減っています。3分の1に減少しています。さらに、その中から3回目のお祝いを受ける人はわずか2.6%という非常に少ない数字にはなっているわけです。77歳で1回目をもらった人が3回目のお祝いを受けるというのは、本当僅かな数字になるわけです。飯塚市はこの長寿、つまり長い間、社会貢献をされた人に1回ないしは、よくて2回しかお祝いとお礼を述べないということにこの数字はなるんですが、そういう理解でいいですか。

高齢者支援課長

77歳の次の節目支給まで対象者の方が、死亡等で減少されますが、この節目の年に長寿を祝い感謝の意を表しているものでありますので、ご理解をお願いします。

楡井委員

それまでは合併前、または合併してから1年間は70歳以上の方たちに支給をされてきました。現在ほどその金額は、確かに高くはありませんでしたけれども、毎年毎年飯塚市としてご苦労さんでございました、長寿おめでとうございませうという気持ちを表してきたんですね。ところが、今のような結果です。金額的に見てみますと、平成18年は確かに人数が多いです。2万2316人に対して1億1171万円、少し端数がありますけど、の支給がされています。ところが、行革によって平成19年からは、1,663人に、1730万円、一挙に10分の

1 ぐらいに金額的には減ってるわけですよ。さらに、平成 20 年度は 1,795 人に約 1888 万円。平成 21 年度は 2,900 人の人達に 2118 万円という支給になっているのが、資料の 60 ページであります。午前中に質疑をいたしましたように、同和団体への補助金の支給は、ご承知のとおりだと思いますが、同和会と解放同盟と両方あわせて 1,019 人です。この 1,019 人の方に補助金として 3996 万円払っているんですよ。特出しているんですよ。繰り返しますけれども、この長寿祝い金の方、平成 21 年度 2009 人に対して 2118 万 2000 円と。こんな敬老精神があるだろうかという思いが強いんです。これについてどうですか。

高齢者支援課長

長寿祝い金は、長寿を祝い感謝の意を表して贈呈するものであります。なお、削減というふうにご指摘でございますが、この削減された財源につきましては、飯塚市において各種施策を遂行する上で、有効に利用されているものであります。ご理解をお願いいたします

楡井委員

その削られたお金が、高齢者支援、福祉等に回されれば、それはそれなりに意義はあるというふうに思いますが、必ずしもそうになってない。129 億円を目標にした行財政改革ですね、98 項目というふうに言われてきましたけど、これはほぼ達成したんですよ。この行革の目標のときに市長は答弁されてますよ。目標が達成できれば、福祉のほうにもどんどん回すと、教育のほうにも回すというふうに言われてきたんですけども、その大きなむだ遣いは後ほど指摘しますけど鯉田工業団地のほうに突っ込まれているんじゃないかというふうなものにも感じます。それで行革というようなことでなかなか大変なんでしょうけども、担当課としては。やはり広く浅く、金額はここまで高くなくてもいいと思うんです。やはり 70 歳以上の、また 75 歳からでも高齢者の方たちにこの事業の目的を全員に表していくという方向を、そういう敬老精神を示すべきではないかというふうに強く思っています。ぜひ、そういうことを検討の一端にも加えていただければというふうに思いますので、その点は要望しておきたいと思えます。この件については以上です。

委員長

次に、田中裕二委員の質疑を許します。

田中裕二委員

いま楡井委員触れられました、133 ページ、高齢者福祉費の長寿祝い金についてお尋ねをいたします。いま質疑でありましたように、節目支給に変わっているわけでございますが、この支給される、節目に当たられる 77 歳、88 歳、99 歳の方たちはどの時点を基準にして、何日を基準にして支給をされているのかお尋ねいたします。

高齢者支援課長

長寿祝い金支給要綱におきまして、毎年 4 月 1 日現在、飯塚市に居住されている方で、77 歳、88 歳、99 歳それから 100 歳以上の方で 8 月まで引き続き居住されている高齢者の方が支給の対象となります。

田中裕二委員

4 月 1 日現在で、77 歳、88 歳、99 歳、100 歳以上という方たちが支給の対象にその年の 9 月 10 日前後でしょうか、支給をされるんですよ。ということは、77 歳でいただける方と 78 歳でいただける方、同じように 88 歳でいただける方と 89 歳でいただける方、99 歳の節目の方は、99 歳でいただける方と 100 歳でいただける方があるわけですね。それは、何を根拠に 4 月 1 日現在で 77 歳、88 歳、99 歳、100 歳というふうに関わられたのか、この点は何を基準にされたのかお尋ねをいたします。

高齢者支援課長

平成 18 年度中に、この節目支給への見直しが行われたものですが、4 月 1 日という基準と

というのは見直しのときに定められたというふうに聞いておりますので、私のほうではこれ以上のことは把握しておりませんので、申しわけありません。

田中裕二委員

特別こういう理由があって、基準日を決められたということでもないようでございます。それでは、国のほうで、もちろん国は長寿祝い金とかはないとは思いますが、100歳表彰というものがあると思います。この100歳表彰の基準は、国ではどのように定められているのかお尋ねいたします。

高齢者支援課長

国による100歳表彰は、9月15日の老人の日に内閣総理大臣からのお祝い状と記念品の贈呈が行われるもので、基準は当該年度中、4月1日から翌年3月31日までに100歳を迎えられる方が対象となっております。

田中裕二委員

ということは、国の100歳表彰を受けられる方は99歳の方も受けられるわけですね。99歳か100歳という方だと思いますが、そうしますと国の100歳表彰を受けられた方が市では、99歳の長寿祝い金を支給されているということですよ。そういうことでしょ、いかがですか。

高齢者支援課長

そのとおりであります。

田中裕二委員

非常にこれは、矛盾したおかしな問題ではないかと思っております。と言いますのも、私の知人のお母さんが今年88歳を迎えられました。長寿祝い金がもらえらると思って、大変喜ばれておりましたけれども、来年になるということをお聞きになられて、非常にがっかりしております。77歳の方は、78歳になってもそれほど、それほどという言い方をしているのかどうかわかりませんが、亡くなられる方とかいうのはそんなにいらっしやらないかもしれませんが、88歳、99歳の方は1年後には、本当に申し訳ないですけど、さっきの榎井委員の質問の中にもありましたように、ずっと減ってくるんですよ、パーセントが。ということになれば、本当にこれは考えていただきたいと思うんです。というのが、やっぱりせっかくだけ、国と同じ基準だったらいただかれる方が、市の基準で1年あとになったばかりに、亡くなられたという方も私のほうにも聞いております。そういったふうなことも考えましたら、これ何とかしていただきたいと思うんですが、そのような要望とか、意見とか、そういったことは担当課のほうに寄せられたことというのはございませんでしょうか、この点いかがですか。

高齢者支援課長

市のほうにも直接、ことし節目になったんだがという問い合わせのお電話があります。また、長寿祝い金の配付を自治会長のほうにお願いしておりますが、その際に合併前だと思っておりますが、旧飯塚市では当該年度中、国の100歳表彰と同じような支給のあり方だというふうに聞いております。そのようなことから、自治会長のほうからこういう節目祝いの基準についての見直しをされてはというお話はお伺いしております。

田中裕二委員

お祝いだけのお金でございますから、早くいただいて文句を言われる方はいらっしやらないと思います。遅くなれば、ありがたみがなくなると、薄くなるとそのように思っております。いま課長が言われましたように、いろんな方から国の基準に合わせていただきたいというご要望があっているようでございますので、これはどっかの段階でぜひとも合わせていただきたいと思っております。合わせられた最初の年度だけ重複した形での支給になりますので、今年の平成21年度の決算では2100万円ですか、このくらいぐらいの金額が上乘せされて予算に上がってくるような形になると思っておりますけれども、ぜひともこれは検討していただきたい、

見直しをしていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

委員長

次に柴田委員に質疑を許します。

柴田委員

136ページ、19節、上から8番目にあります、シルバー人材センター補助金についてお尋ねいたします。提出資料の62ページの下の段の補助金負担金の中のシルバー人材センター補助金とありますが、これは平成18年は2390万円ありました。平成21年度には1596万円と794万円減少いたしております。さらに、また来年度ですね、平成23年度は950万になるとのことですが、シルバー人材センターは高齢者の就労の確保と生きがい対策に取り組んでおられる団体であります。昨年は、述べ7万2千人の方が就労されているとお聞きしております。このように毎年補助金が減少していきませんが、高齢者の就労の確保と生きがい対策はできるのか。また、どのように今後取り組んでいかれるのか、お尋ねしたいと思います。

高齢者支援課長

飯塚市シルバー人材センターと嘉穂シルバー人材センターが統合したことにより、まず補助基本額が950万円になるところでございますが、激変緩和措置により統合から5年間で、本来の補助基本額の950万円になることになっております。シルバー人材センターでは、運営費補助金が減っていくことを見据えられて、事務事業の改善、独自事業などに取り組まれて、会員の就労の確保に努められているところであります。また、今年度、平成22年度からは、本町商店街の空き店舗を利用したシルバーショップを開店され、会員の就労の確保と生きがい対策に取り組んでおられるところであります。

柴田委員

先ほどおっしゃった本町の商店街、空き店舗を利用したシルバーの方々のお店というのは、これは大変いいことを本当にされたなと思っております。また今度、団塊の世代の方々が、60歳以上の方々が退職されて、この時代ですので第二就職も余りないという時代になっております。今からが就労の確保と生きがい対策が重要になってくるときだと思っております。シルバー人材センターの補助金の支出だけ評価していくのではなく、就労の確保と生きがい対策、高齢者の方がいつまでも元気でいただくこと、これが大事なんですね。それが、またこのように働くという意欲が、医療費や介護保険の抑制につながっていくことだと思っておりますので、商店街の空き店舗を利用したシルバーショップの取り組み、就労の確保などに終らずに、買い物客のいいの場の提供ということも一つつながってまいります。商店街の活性化にもつながってまいります。こういうことのためにも今後、シルバー人材センターへの支援をしっかりと取り組んでいただく、先ほど申しましたように、医療費や介護保険の抑制にもつながっていく、これ1つの大事な一因になっていくと思っておりますので、ぜひシルバー人材センターへの支援を強く要望して、要望として終わりたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長

次に、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

142ページ、私立保育所、19節の、私立保育所整備事業費という項目です。どうもすいませんでした。ページが一つ先に走りました。ではご指摘のとおり138ページですね。緊急通報システムの電話機給付費というものについて質問を行います。これは13節に関連の支出費目があります。このシステムの利用状況について、まず説明していただきたいと思っております。

社会・障がい者福祉課長

障がい者の緊急情報システムにつきましては、重度の身体障がい者の方のひとり暮らし世帯等に対しまして、緊急事態に対する不安の解消と生活の安全確保等を目的に実施いたしております。



ます。ご質問の平成21年度の利用者といたしましては6名、平成20年度の4名に対しまして新規に2名の方が利用を開始されております。また、その利用の実績といたしましては、緊急通報による救急車の出動要請が1件、それから体調不良などによる相談件数が5件、その他受信センターのほうから利用者に対しましては、健康状態の確認などを定期的におこなっております。

榆井委員

障がい者の皆さんの利用ということですが、それが6人ということなんでしょうけども、市全体でこのシステムを使っている状況というのは、ちょっと高齢者福祉のほうとの絡みがあるんでしょうけど、高齢者福祉のほうで費目を探しきれませんでしたから、もしお分かりになっておれば、どのくらいの利用があるのか説明お願いできますか。

社会・障がい者福祉課長

高齢者支援課のほうとまたがりますので、私のほうで一括してお答えいたします。緊急情報システムにつきましては、大きく分けまして65歳以上の高齢者に対しましては高齢者支援課、64歳以下の重度の身体障がい者に対しましては、社会・障がい者福祉課のほうが対応いたしております。ご質問の全体的な利用状況といたしましては、高齢者支援課のほうが行っております分が154世帯、先ほど言いましたように重度障がい者世帯につきましては6世帯、合計160世帯となっております。なお、高齢者につきましては介護保険特別会計のほうで実施がされております。

榆井委員

私、前回の一般質問の中で椿公民館の高齢者見守り活動の内容などを紹介させていただいたんですが、この緊急通報システムも高齢者見守り活動の内容としては、非常に有意義なものではないかなというふうに思うんですね。障がい者でなくても糖尿病や心臓病、それから高血圧など重い症状の人もおられると思うんで、そういう方たちにとっても緊急通報システムというのは有意義な制度ではないかと思うんですね。これを今後こういう方たちに、広げていくというのは方向はありませんか。

社会・障がい者福祉課長

身体障がい者福祉法に定める障がいの中に、内部障がいというのがございます。内部障がいは心臓・腎臓・肝臓・呼吸器、それから直腸、膀胱、及び免疫等の機能障がいが定められておりますけど、残念ながら糖尿病や高血圧症などにつきましては、対象外となっております。また、平成21年度の、先ほど言いました障がい者の利用の6名の方のうち、心臓障がいの方が2名、呼吸器障がいの方が1名含まれております。ご質問の件につきましては、最近の事例にはなりますが、末期がんの方がお昼間お一人になるということで、ご家族の方がご相談に来られたようなケース等がございましたが、そのような場合につきましては、NTTなどが行っております民間の緊急通報サービスのほうなどをご紹介してるのが現状となっております。

榆井委員

近年、災害等が多発する可能性もあるし、水害で孤立するような高齢者の方たちもおると思うんですね。そういう場合、自分の所在をはっきりさせるという意味では、この緊急通報システムの制度も有効じゃないかというふうに思うので、一挙にというふうにはなかなかいかないと思いますけれども、そういうハザードマップ等を研究されて、そういう中に高齢者の方たちがどういうふうな分布、生活状況でやってるのかということなども把握した上で、この制度の拡大ということについてお願いしときたいというふうに思います。よろしく願いいたします。この関係では終わります。

委員長

次に、田中裕二委員の質疑を許します。

田中裕二委員

私も同じく緊急通報システム、電話機給付費についてお尋ねをしようと思っておりましたが、後に出てきます介護保険特別会計のほうで質問をさせていただきたいと思いますので、この質問は取り下げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長

それでは次に、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

13節の上から10行目ぐらいでしょうか。13節でいえば7、8行目、配食サービス事業委託料というのがあります。これも結局、何でこんなに数字が少ないんだろうかというふうに思いましたところ、このサービスの主体的な運営は介護保険のほうでやっているという状況でしたので、介護保険の中でまた聞きたいなというふうには思います。ただ障がい者の方々がこのサービス利用を増えているというような状況ですが、実際はどういう推移を、これが増えているのかについてそれだけお聞きしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:30

再開 13:31

委員会を再開いたします。

楡井委員

142ページの19節ですね。私立保育所整備事業費補助金ということについてお尋ねいたします。まず、この事業内容の説明をお願いします。

保育課長

私立整備事業費補助金については国の経済対策として交付された子育て支援対策臨時特例交付金により作られた福岡県子育て応援基金、安心こども基金でございますが、これを原資として保育所等の施設整備に要する費用の一部を補助するという制度でございます。具体的には、待機児童解消のための保育所の創設や老朽化、あるいは改築等により保育環境整備等の保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより子どもを安心して育てることができる体制整備を図ることを目的とした事業でございます。

楡井委員

この支出に関連してですね、運営費補助金、それから運営費、特別保育事業運営費、広域入所運営費等の方に次々と出てきています。これらを合計するとかなりの金額になるんですね。この財源は今ちょっと言われたようなんですけども、具体的に、これらの支出に対する財源としてどういうものがあって幾らくらいになるのかということについてお尋ねします。

保育課長

私立保育所関連の経費でございますが約17億8000万円となりますが、その財源の内訳としましては約2分の1の約8億9000万円が国県の支出金でございます。4分の1の約4億6000万円が市の一般財源で、残りの4億3000万円が保護者の負担等でございます。

楡井委員

私的経営ですよ、私立保育所というのは、そこに対する補助金が相当たくさん出てるということについて、気になりなしたので今の数字をお聞きしたところですよ。次に、144ページですかね、2節、7節に関連して、保育所費、ここに一般職給与5億4353万円ですか。それから嘱託および臨時職員の賃金2億4955万円余りがあります。これ正規職員と嘱託職員、臨時職員の数はですね、大方半々ぐらいに来てたというふうに記憶しているんですが、職員数、正規と嘱託、臨時職員の比率はどうなっておりますでしょうか。人数も出来れば一緒に報告してください。

保育課長

保育士の数でみた場合ですが平成21年4月1日現在の正規職員は99名、臨時職員等が80名となっており、構成比は正規職員が55.3%、臨時職員等が44.7%となっております。

楡井委員

正規職員の年齢がかなりいま高くなってるというふうに思います。昨年、新規採用が、説明によりますと3人あったというふうには聞いたんですけども、正規職員さらには非正規職員の比率がこのままでは逆転するという状況が生まれて、正常じゃないというふうに思うんですね。それでなぜ保育士の新規採用が去年がたまたま3人ということがあったんですけど、この間長い間採用がなかった、この保育士さんの新規採用止めている、少ないのはなぜかということについてのご説明をお願いします。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:37

再開 13:37

委員会を再開します。

保育課長

今委員さんの質問のとおり、平均年齢では今46.9歳ということで高くなっております。正規職員につきましてはことしが言われましたように、本年度については3名の保育所を採用しております。今後は定年退職等の状況、そしてまた今進めています公立保育所の民営化、あるいは統廃合によります必要な職員数を今後十分に勘案しながら、今後の採用計画等については関係部局とも協議を行っていきたいというふうに保育課としては考えております。

楡井委員

民営化を睨んで採用は差しとめていると。簡単にいえばそういうことじゃないかというふうに思います。それを確認しときたいと思います。以上です。次に、19節144ページの一番下の方にある2行なんですけど、飯塚東保育所引き継ぎ保育士費用負担金というのが66万円計上されていますが、この中身について説明をしていただきたいと思います。

保育課長

平成22年4月1日から飯塚東保育所を民営化いたしました。保育所の運営を円滑に引き継ぐことができるように移譲を受ける法人は前年の10月から引き継ぎ保育として、保育士を配置していただいております。この引き継ぎ保育に必要な人件費に対しての助成を行ったものでございます。この期間と人数でございますが引き継ぎ保育については移譲についての諸条件のなかで民営化を実施する、6カ月前の、昨年、平成21年10月から行うこととなっております。10月から1月までの4カ月間は毎日、のべ95日になりますが、1名以上が引き継ぎに入っていただくことにしており、これに要する人件費として臨時職員賃金延べ95日相当ということで助成をいたしました。そしてまた、1月以降3月までの期間は開所日1日当たり5名以上延べ日数で約230日保育士を配置することとし、このための人件費は法人のほうで負担をお願いしているところでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:40

再開 13:42

委員会を再開いたします。

楡井委員

同じ19節なんですけども福岡県保育所連盟負担金というのが計上されておりますが、この保育所連盟ということについては、どういう機構組織なのかですね、それからどういう活動を

しておられるのかについて御説明願いたいと思います。

保育課長

福岡県保育所連盟でございますが、県内の市、郡、保育所連盟等公私立保育所、会員数が525園でございます。これをもって組織されているもので、保育事業の振興を図ることを目的として、保育事業の発展普及に関する事項や教育の研究、それから調査、会員の研修、並びに相互扶助及び連絡等に関する事業を行ってるところでございます。21年度の事業内容としては地域における子育て支援を推進し各方面との連携強化を務めながら、あるいは行政機関等との連携の強化、そしてまた職員の資質の向上を図るための研修の実施、それから保育所における情報公開の推進、保育所における安全対策の強化、それから職員の国際交流の促進など研修事業等を実施しております。

楡井委員

今ずっと事業内容が言われましたけど、飯塚市の保育所の運営については、どのような影響があるのかについての内容がわかれば教えていただきたいと思います。

保育課長

飯塚市の保育所としましても、いろんな研修事業の中で特に乳幼児の保育研修会、あるいは給食の研修会、それから新任保育士の研修会、あるいは主任保育研修会など多くの研修会がありますが、保育士の資質の向上等を図ることで参加をしているところであります。

楡井委員

それでは青少年対策費というところで何点かありますのでよろしくお願ひします。146ページの報酬というところになります。次世代育成政策推進委員会委員報酬というのがあります。この委員会の活動内容についてお知らせください。

児童育成課長

次世代育成施策推進委員会は飯塚市附属機関の設置に関する調査に基づき設置しており、所掌事務を次世代育成支援の総合的政策に関する事項、行動計画の見直しに関する事項、行動計画の進行管理に関する事項、そのほか、次世代育成施策推進政策に関する事項と規則で定めております。前期計画の進行管理、後期計画の策定に向けてのニーズ調査の内容の検討、前期計画の評価、後期計画の答申をしていただいております。今後は後期計画の進行管理、評価をお願いすることとなっております。

楡井委員

また新聞の引用で申し訳ありませんが、ことしの6月21日の西日本新聞だと思っておりますが、川筋今日談という記事があつて最悪の町でいいですかという大きな見出しになってます。これはシンナーの乱用の問題が報道されているんですけど、このシンナーの濫用等ですねこういう最悪の町をこのまま放置してはいかんのじゃないかということからの記事なんですけども、この推進委員会委員がこういう非行その他の問題についてですね、具体的な働きかけ、そういうものを行っているのかどうかについてですね、説明していただきたいと思っております。

児童育成課長

記事の内容は、シンナー乱用の防止に向けての取り組みについてですが、次世代育成支援対策行動計画の後期計画で取り組む事業として185事業を掲載いたしております。その中の事業の1つに薬物乱用防止の啓発を掲載いたしておりますが、その中でも特に重点的に取り組む事業として位置づけをしております。活動内容でのべましたとおり、次世代育成施策推進委員会ではこれらの事業の進行管理で計画に沿って項目ごとに取り組むについて意見をいただき評価をしていただくこととなります。

楡井委員

今の説明はわかりましたけど、結局この委員会というのは夜回りをするとかそういうような具体的に体を動かして行動していくということではなくて、行政のシンクタンクのようなかた

ちの委員会だという理解をしておきたいというふうに思います。次に、13節の委託料、児童クラブ運営委託料というのがあります。1億8200万円云々という金額ですけども、この委託料の推移について、まず説明していただきたいと思います。

児童育成課長

児童クラブにつきましては、市内21カ所で実施いたしております児童クラブ委託料は、平成18年度は1億494万4174円、19年度が1億6666万9047円、20年度が1億7632万9706円、21年度は1億8223万8096円となっております。平成19年度から20年度までの約966万円、平成20年度から21年度までの591万円の増額の主な理由は児童数の増や、障がいのある児童の加配指導員の増によるものでございます。

楡井委員

金額の増は、今説明がありましたけど利用者もですね、その同じ年度で比較すると19年と20年を比べると47人、うち障がいの方が4人増えてると。それに対して966万円増えた、20年と21年を比べると利用者が80人、うち障がいの方は7人増えてますが、それに対して委託料は591万円、人数の増え方と委託料の増え方に反比例しているという状況になってますけども、これの理由についてはどんなふうに説明していただけでしょうか。

児童育成課長

委託料の9割以上が指導員の人件費となりますが、指導員の配置数については、入所児童数と障がいのある児童の加配により決定いたしております。その他消耗品や光熱費等運営にかかる経費を計上いたしております。委託料の算定は前年の5月の児童数によって行っております。概ね児童30名に指導員1名、障がい児の加配についてはチェック表を参考に、障がいの程度により加配しておりますが、その年の児童の配置や指導員の雇用時期などによって異なっております。年度途中においても児童の入所等により指導員の加配を行っております。

楡井委員

そうすると、指導員の給料がほとんどだと、大きいということですので、47人増えて966万円、80人増えて591万円ということであれば、その19年と20年度の時点20年の締め切りと、21年の始まり、その時点では、この受け入れる、利用者を受け入れるところに若干余裕があったということになるんでしょうかね。

児童育成課長

その通りでございます。

楡井委員

それで、この指導員の方たちの人数の推移ならびにこの人達の給料、待遇ですね。これはどうなっているかについて御説明願いたいと思います。

児童育成課長

指導員に4月1日現在で19年が99人、20年が102人、21年が104人で19年と21年を比較しますと5人の増となっております。指導員の待遇につきましては主任指導員が月給14万7100円となっております。指導につきましては土曜日、学校休業日は日額6990円平日は5時間勤務で4510円となっております。勤務時間につきましては平日が13時から18時、土曜日、学校休業日は8時から18時の間の7時間45分勤務となっております。

楡井委員

この節は以上で終わりますが、引き続き青少年対策費の15節に工事費が計上されております。児童センター各所改修補修工事、合わせて1149万円弱ですが、この補修工事、改修工事をされた業者は市内業者ということになるんでしょうか。その点、もう一つは指名業者に指定されていないところには発注がいったないかどうかについて御説明願います。

児童育成課長

21カ所11の業者に発注をいたしております。130万円未満の所管の課長決裁となりますので地元の指名業者により工事をお願いいたしております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:55

再開 14:06

委員会を再開いたします。

榎井委員

それでは引き続きお願いよろしくお願いたします。147ページ生活保護費についてから質問させていただきます。147ページ第2節、3節、4節、7節等に関連してお聞きしたいと思います。いつもお聞きするんですがケースワーカー1人当たりの担当世帯数というのが改善されたかどうかについて、まず初めにお聞きしたいと思います。

保護第2課長

本年4月に、ケースワーカー1名増員いたしましたけれども一昨年からの経済不況とあわせまして就労の場の確保が難しい状況の中新規申請件数の増加により抜本的改善には至っていない状況であります。

榎井委員

それで職員一人増やしていただいたということですが、抜本的改善ということのためにはあと何人くらい増やさなきゃならないかということについてはどうでしょうか。

保護第2課長

通常、社会福祉法による1ケースワーカー当たりの標準数は保護世帯80世帯というような形になっております。平成22年3月末現在です、4387世帯の保護世帯がありますのでそれを50名のケースワーカーで割ればとりあえず87.7世帯というような形になっております。そういった状況の中で、計算をいたしますと、4月の1日現在で計算いたしますと、4コマ数名の人員が今現在不足しているという状況でございます。

榎井委員

結局最低5人は必要だということじゃないかというふうに思うんです。それで、社会問題になっております高齢者の方たちの行方不明、また高齢者の孤立化などを防ぐためにもこのケースワーカーの活動の側面からですね、高齢者を見守っていくという運動は有効だというふうに思われるんですが、どのようにお考えになりますか。

保護第2課長

質問委員の言われるとおりと考えております。在宅の独居並びに高齢者世帯に通常の訪問とは別に、近くにですねケースワーカーを訪問した際には自宅に立ち寄るように指示をしております。特に本年につきましては夏に熱中症の心配もありましたように高齢家庭には特に注意を払ったところでございます。

榎井委員

大変ご苦労さまでございます。資料によりますと、その最大受け持ち所帯数は112人というふうになっておりまして、74%のケースワーカーの方が基準を上回っている状態になっております。ぜひ部長を先頭にですね、改善に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、市長、副市長もこの点よくお考えいただいて御協力をお願いしたいというふうに思います。それから、保護率がですね、49.2%ということになっています。成果説明書にもありますね。これは%に直せば4.92%ということですから現在では5%を超えてるんじゃないかというような御指摘も受けました。それでも平成21年は341件の廃止があります。この廃止の内容について説明していただきたいと思うんです。

保護第2課長

平成21年度の廃止件数は340件ありました。内訳についてご説明させていただきます。主な廃止理由は、死亡119件、全体の34.9%というふうになります。続きまして、転出48件、14.1%になります。就労による収入の増加42件これが12.3%というふうになります。社会保障給付金の増加40件、これが11.7%というふうになります、以上が主な内訳というふうになっております。

楡井委員

341件の中で119件35%が死亡という説明でありました。その多くの方たちは高齢者ではないかというふうに思うんですね。そういう意味からも先ほど緊急通報システムのお尋ねいたしたようにですね、この側面からも緊急通報システムの必要性があるんじゃないでしょうか、さらにその有効性もあるんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがお考えになりますか。

保護第2課長

死亡件数119件のうちですね高齢者の死亡はそのうち79件で全体の約66%を占めている状況となりました。市が実施しております緊急通報システム設置に該当する世帯の被保護者で必要性が認められる方につきましては担当課の方につなぐようにですね、ケースワーカーに周知してまいりたいというふうに思っております。

楡井委員

ぜひ、積極的にお願いしたいというふうに思うんです。それでこの決算に直接は関係ないんですけども、保護者所帯のこのデジタル対応についてですね、その状況はどうかというふうに事前にお聞きしたところ、終わったところとそうでないところがまちまちであって、手続きについてですね、理解がいてないんじゃないかということが説明を受けました。それで、これをきちんと説明してデジタル放送来年7月からきちんと見られるような状況、保護家庭ですね、にしなきゃならんというふうに思うんですが、きちんと説明をしていただく対策をどう考えられておられるのか説明願いたいと思います。

保護第2課長

地上アナログ放送は来年7月24日で終了いたしまして地上デジタル放送しか見れなくなります。保護課におきましては、昨年チラシ等を作りまして、被保護世帯に周知を図ったところでございます。しかしながら現状では設置状況に関しましては、世帯の把握までいっていないのが現状であります。本年の地デジのチューナーの申込期間は12月28日までとなっております。課といたしましては11月の支給日に合わせてチラシを作成いたしまして、周知の徹底を図らせていただきたいと思いますというふうに思っております。また同時に世帯訪問の際チューナーの設置状況確認しまして設置されてないところには支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

楡井委員

生活保護費の20節なんですが、不用額が非常に大きいというふうに今思うんですね。2億3400万円余りがあります。この不用額はこだけ大きいことについての、この理由を説明していただきたいと思います。

保護第2課長

昨年度は新型インフルエンザの流行が心配されましたけれども、幸いにも鎮静化したこと、また一昨年からの経済不況、地域経済の低迷の中で、予測していましたが保護申請の伸び率が下回ったことが理由として挙げられます。

楡井委員

生活保護費については終わります。

委員長

次に吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

通告にしたがいまして生活保護行政、扶助費について、幾つか質問をさせていただきたいと思います。その前にちょっとお断りを申し上げたいんですけど数字を聞くもんですからね、前もって資料要求ですね、出しておけばよかったんですが、締め切りに間にあわなかったのが資料を要求しておりません。その点、いくつか数字を聞きますので皆さん方にお詫びを申し上げておきたいと思います。よろしく願いいたします最初に生活保護の動向についてですね、御質問をさせていただきたいと思います。生活保護の所帯数、我が市のですね、所帯数、人員、保護率の推移についてお尋ねをいたしたいと思います。過去3年間をお願いします。

保護第2課長

平成19年度、20年度、21年度の順で各年度3月末現在でお答えいたします。まず、平成19年度が保護世帯数4068世帯、人員6,189人、保護率46.6%となっています。続きまして、平成20年度が保護世帯数4,212世帯、人員6,394人、保護率48.4%というふうになってます。続きまして21年度、4,387世帯、人員6,626人、保護率50.4%となっています。

吉田委員

わかりました。%というのは私もよくわからないので例えば飯塚市の全世帯に保護受給者の世帯の数が今言われましたね、この全世帯に対する受給世帯の率で言っていただけでしょうか。%では我々理解に苦しむんですよ。これは今、電卓ではじき出せばわかることですが、できていないでしょ。出ていれば教えてください。世帯率だけでいいので。もういいです、わかりました。7%ぐらいのところになるんじゃないかなと思いますので、わかりました。それでは次に進みます。次にですね、扶助費の決算について伺いたいと思います。生活扶助費の決算額について、3カ年間、ちょっと教えてください。

保護第2課長

過去3カ年の決算額を報告申し上げます。19年度が88億6413万3193円、20年度が90億5265万5699円、21年度が94億257万4015円、伸び率に関しましては平成20年度が対前年度2.1%の伸び、21年度は対前年度を4.1%の伸びというふうになっております。

吉田委員

88億、90億、94億とどんどん増えていますよね、これは今の不況下しょうがないことだろうと思いますが、このうち私の知っている限りでは4分の3は何と申しますかね、市の持ち出しではなく国庫負担金と申しますかねこれが入ってきてると聞かされてるんですけど、間違いはないでしょうか。

保護第2課長

そのとおりでございます。

吉田委員

そうしましたら残りの4分の1は、これを聞きたいんですけど、これは単費なんですかね。

保護第2課長

ただ今御質問のありました。4分の1の金額に付きましては地方交付税にて措置がされているという形になります。

吉田委員

残りの4分の1は地方交付税だとお答えいただきましたけど、それをしましたら市の単費持ち出しと申しますか、俗によく、市は腹は痛まないなんていう言葉使いますけども、ほとんど国庫が賄ってくれるわけですね。100分の100ですね。一応それだけ先に聞かせていただいときます。

財務部長



4分の1につきましては交付税制度の中で措置がされております。この交付税の仕組みといたしましては基準財政需要額を積み上げまして基準財政収入額それを差し引いたのが交付税でございますので、基準財政需要額の中に4分の1が積み上がっているということで4分の1が全額交付税で来るとこういうことじゃないんですね。財政力指数が0.5ですので、基準財政需要額を積み上げたものの約半分が交付税で措置されてあとは残りの半分は市税とか、そういうことで対応してるとということで、交付税の仕組みの中では算入されてるとということでございます。

吉田委員

わかりました議論的にはそんなふうになつとるということで。しかし、今の説明を聞きまして、だいたい私はほぼ100%賄われているんだという感覚を持ちました。これは受け取り方の問題でしょうね、まあそういう認識でわかりました。そしたらですね生活保護費についてですね。ちょっと具体的に御質問させていただきたいと思います。大体ですね、標準世帯と申しますか、標準で、保護額と言いますか、保護費って申しますか、これはどのくらいになっているんでしょうか。

保護第2課長

類型ごとの標準世帯で試算致しますと、まず60歳代の単身高齢者世帯で住宅扶助の上限額3万2000円を加えますと10万800円となります。続きまして50歳代の単身傷病世帯で住宅扶助を加えますと10万2600円となります。続きまして30歳代の単身その他世帯で住宅扶助を加えますと10万4400円となります。また、二人以上の世帯の試算は高齢者世帯で60歳代の夫婦で住宅扶助を加えますと13万6040円、その他世帯で30歳代の夫婦と中学生のお子様2人の計4人世帯で試算いたしますと教育扶助、住宅扶助、給食費、児童養育加算を加えますこととなりますので合計で26万8950円というふうになります。このほかに医療扶助および来月、11月から来年の3月の間、5カ月間の間は冬季加算が支給されます。

吉田委員

聞いてびっくりしたんですが、20数万ですか、これはあれですか、母子所帯が多いんだろうと思いますけど、30代でしたかね30何歳ですかね、夫婦2人と子ども二人。30代の方の。30から40歳ぐらいの年齢で子どもさんが小学生ぐらい二人お持ちでこういう方だと幾らくらい支給されているのかと聞こうと思いましたが、今似たようなものが出てきましたから参考にさせていただきますけど、せっかくだから答えていただけませんか。30歳から40歳ぐらいの年齢の方で小学生を2人ぐらいお持ちの母子所帯の生活保護を受けてある方の、大体で結構です、どれくらいでしょう？

保護第2課長

母子世帯30代の方で小学生のお子様一人中学生のお子様一人、子どもさん2人ということで計算しますと、総額ですね25万1340円という形になります。あくまでもこの金額にはですね、住宅扶助の上限額3万2000円という金額を入れておりますことをつけ加えさせていただきます。

吉田委員

凄いですね、普通、子どもさん、小学生、中学生をおもちで35位の方がですよ、民間にですね、どこかの会社で働かれましたらおそらく給料は13万か14万くらいしか受けられないと思うんです。そしてですよ、私は申し上げたいのは生活保護の方は税金がほとんどゼロですよ。例えば、税金にですね、所得税がありますよね、そして住民税ありますよね、もちろんその国保にも普通の人は入りますよね。国保税も。そして一番大きなお金がかかるのは医療ですよ、病院にかかった場合。こういうのは全部無料ですよ。と思います。間違っていたらご指摘ください。ちょっと教えてください。

保護第2課長

ご指摘のとおりでございます。

吉田委員

そうしましたら、26万円生活保護が出てたら、ほとんどあとは出すものがないんですよ。正味26万円なんです。そしたら民間で働いてる方が、例えば14万円にしましょう、そしたら諸々会社で引かれ物がありますよね。14万円と言えども、もらったときには11万円ぐらいなってるんですよ。それから医療代、子どもさんが小さかったら保育料、学校給食代、あと何かありますか、諸々幾つかありますよね。そうしたら14万円といっても、正味14万円ではなくて、実際6、7万円になると思うんですよ。6万円とか7万円に。そしたらもらう1つ、保護を受けている方、今の説明ですけど、正味26万円なんです。そしたら汗水たらして働いた方が、14万円ぐらいで実際は7万円ぐらいになっちゃうと。ここんとこを、どう国が考えているのか。お宅たちに言っても、僕はこの質問をするときに悩んだんですよ。市の方に幾ら言ったって、国の政策だから幾ら言われても、国に言ってくださいと言われるんじゃないかと思って。しかし、今のようにこの日本の経済がおかしくなっている時に、これは何か生活保護の、こういう意見はおそらく国会議員さんまであまり出てこないで、聖域になっているのかどうかわからないけど、これは今から先どんどん言わないと、まじめに働いた人が、私は昔からちょっと聖人ぶって悪いですけど、正直者が馬鹿を見ないような世の中にしなきゃいけないということを、よく使わせてもらったんですよ。これ、汗水たらして一生懸命働いた人が、手取り7万円ぐらいで、四苦八苦して頑張っているのに生活保護の人は税金は何も納めないで、26万円が正味26万円じゃ、こここのところどんなふうにお考えですか。お答えください。お宅たちに聞いたってしょうがないとわかりますけど、今のことを前置きしてお答えください。

保護第2課長

そのご質問に対しまして、私たちの答弁といたしましては、生活保護法、国の基準に基づいて支給しているというような返答しかできませんので、ご了承願いたいと思います。

吉田委員

そういうお答えしか難しいだろうなというのは、最初からわかっておりますけど、もう少し国も考えないといけません。きょうも新聞に載ってございましたけど、私たちの身のことなんですけど、地方議員の年金がものすごく後退して廃止にちょっと脅かされている現状の記事が載ってございましたけど、年金も2回ほど下げられましたでしょう。生活保護はほとんどないと私は思ってますけど、どんなふうでしょうか。

保護第2課長

最近子ども手当のからみで、児童養育加算という制度改正がっておりますが、その他については改正はあっておりません。

吉田委員

わかりました。ちょっと本当におかしいなと思います。いろいろ縷々生活保護実態の説明をいまお願いしてまいりましたけども、私は決して、それこそ生活保護法にのっとりただ闇雲に生活保護を減らしなさいと言っているわけじゃないんですよ。生活保護法にのっとり必要な所帯には、私は保護すべきであると。それは強く感じているんです。ただ、生活保護をもらわれるよう立場の方でも、生活保護をもらわないで一生懸命働いておられ方があるんですよ。だから、私はその方々のためにも強く申し上げたいんですよ。ただ今言うように、私は皆さん方と同じように、やるべき人にはやらなきゃいけないという立場は一緒なんです。ただ一般の市民が、すべて納得できるような保護行政を進めていただきたいと。この場で強くお願いしておきたいと思うんです。私がお願いをするまでもなく、保護課の皆さん方は日頃より厳しく監視作業とか、またチェック作業ですね、これを一所懸命やってあると思いますが、ここであえて

言わせていただきたいんです。受給所帯の生活実態を訪問活動により十分に把握されて適正な指導、支援を行っていただきたい。そして必要な人についているだけならいいけども、保護が必要でないと判断されたときには、厳しく保護廃止の手続も適時行っていただきたい。そして、適正な保護業務を進めていただきたいと強く申し上げておきたいと思います。非常に、監視するということは厳しいことだと思います。しかしながら、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。この監視活動は、本当に私は簡単に言っているけど、難しいことだと思います。この頃あったじゃないですか、敬老の日の前に100歳以上の人のわずかな数の数字を把握することだって、非常に困難になっているじゃないですか。あれも監視が行き届いてないんですよ。飯塚市もあるんじゃないかなと思うんですよ。100歳以上の方が1年に1回数が出ますよね。今度もう相当な間違いがあって、亡くなっていらっしゃる方々がいっぱい出てきたじゃないですか。それをまた年金に利用したり、要するに、まだ住民票とか戸籍に生きたようになっているんですよ。その管理もなかなか行政はできないんですよ、やっぱり難しいと思うんです。行政が悪い悪いとは私申しません。なかなか、よっぽど監視していないとこれは本当に難しいんです。ましてこの生活保護を、受給者を監視していくというのは、私はむちゃくちゃ難しいと思いますよ。だから、もう全然文句を言う気持ちはないんですよ。特に、これまたちょっと余談なりますけど、相撲でも問題になりました反社会的集団といいますが、反社会的勢力っていうですかね、この問題でこれに関わって、相撲界も大変な失態を演じたでしょうが。あれと同じで、ここで伺います。この今言いました反社会的勢力、これに対する対応はどのようになさってますか。

保護第2課長

基本的には反社会的な方に関しましては、生活保護は支給しておりません。関係機関に照会をかけて対処しておりますので、ご報告申し上げさせていただきます。

吉田委員

今言われますように、反社会的勢力の方には、もちろん支給してはなりませんよね。しかし、間違っって支給なさっているかもわかりません。向こうはウソの申請をしてくるんだから。そういうのが後でわかった場合、監視活動をなさっている保護課の皆さん方が自宅を訪問して、おたくはちょっとだめですよと言っていないといけないんですよ。これはなかなか監視活動の中で言っていけますか。怖くて見て見ぬふりをしているんじゃないでしょうか。そこんとちょっとお答えください。

保護第2課長

通常、暴力団構成員という言い方をしたほうがわかりやすいかというふうに思いますけれども、新規申請の際に、そういった方というふうに思われる方につきましては、関係機関に照会をいたしまして、保護の決定をさせていただいております。また年に1度は、そういった関係機関にも照会をして、どうなってるかという状況を保護課といたしましては、調査をしている次第でございます。

吉田委員

反社会的勢力の話をしてしましたけど、似通った話なんですけど、支給しちゃうならない方に支給するというような似通った話なんですけど、例えば私はもう15年ぐらい前からなんですけど、私がよく聞くことなんですけども、おたくたちも相当聞いてあると思います。飯塚オートレース場とか、パチンコとか、これは4分の1ぐらいの人が、オートレース場とかパチンコをやっているという話をよく聞いてきたんですね。おたくたち内心は言葉じゃ答えられませんが、確かなことじゃないから。私もありえるんじゃない、そうかなと、本当にそれは肯定しているんですよ。4分の1ぐらいの人が、飯塚オートレース場に行っている、パチンコやさんに行っている、生活保護の人が4分の1ぐらいは来ているという話をよく聞くんです。これも、私は当たっているんじゃないかと、よくことわざに火のないところに煙はたためと言いますかね、あります

よね、ことわざに。火のないところに煙はたたないと。私もそうじゃないかなと思ってんです。それともう1つ、これもちょっと蛇足になって申しわけないです。こんなこと言わんでいいとんと同僚議員が思っているかもわかりませんが、30年くらいまでこういうことがあったんです。これ本当の話なんです。私が行っているお店に亭主さんがいて、奥さんがいて、そこにパートの人がお昼間アルバイトでお手伝いに来てあるんです。長年来てあったんですけど、奥様から聞いたんですが、何とかさんのところはこのごろ夫婦別れしているんですよと。ああ、そうですかと。しかし、子どもさんが学校に行っていたから、小学校か何か、まだ低学年です。恐らく1年生か2年生。お母さんを訪ねてくるんです、昼。土曜日か日曜日か知りませんが。そのときに、夫婦別れされたという話なもんですから、店主の方が、何とかちゃん、子どもが来るんですお母さんのところに。来たら、ちょっと奥さんが裏にいてあるんでしょうね。何とかちゃん、お父さんがおんしゃれんごとなったから、寂しかろうと聞いたそうです。そしたら子どもは正直なもんで、いやお父さんは毎晩帰ってくるよって言ったそうです。だから、それを店主の方は私に話されたんです。そして生活保護をもらえるようになったんです。だから籍は抜いてあるですよ、戸籍のほうは。しかし実際は夫婦生活は毎日同様になさっているんです。ただ、籍だけ抜いてあるんです。だから、こういうことがわが市でも非常に多いんじゃないかなと私は本当のところ思っています。だからこういうところを厳しく監視してチェックしていただきたい。それともう1つ聞きます。保護の申請のときに持ち家とか、車はどんなふうになっているんでしょうか。条件では。家は自分の持ち物である、また車もいい車を持ってある。申請の時にはどういうふうになるんでしょうか、対象に。

保護第2課長

通常、申請の際に自宅があると、なおそこがローンで返済をしているといった対象の方については、通常は保護申請という形はとっておりません。また車につきましても、通常は保護世帯につきましても、車の所有は認められません。ただし就労活動に、お勤めによって、ある一定額の就労賃金を上げていたり、または病気があって、どうしても車がないと通院等ができないという方については、認めているケースがございます。

吉田委員

それと、生活保護が以外と長期にわたって受けられている方も、相当おらっしゃるんじゃないかと思うんです。だいたい、こういう数字が出るかどうかわかりませんが、平均何年ぐらい、そういうのは出していらっしゃいませんか。

保護第2課長

恐れ入ります。いま質問委員の質問した事項については、私ども、きちんとした数字がつかめていないという状況でございます。

吉田委員

わかりました。監視いろんな他のチェックをなさっている中からですね、おそらくその自立を保護課の方は進めていらっしゃると思うんですよ、自立しなさいと。1年間ぐらいですよとかですね、そういう形で。この自立なんですけどね、私が考えるにここで自立率というのを聞きたいんですけど、おそらくそれも出していらっしゃるかどうかわからないから。わかります。今までことし1年自立は何人いて。まあ、それは聞きますまい。もういいです。いいですか。自立を非常に進めてあると思います。まあ1年間で自立を何人させたとかいう結果は出てると思うんですよ。わかりますか。ちょっと教えてください。

保護第2課長

これ昨年の保護廃止となった件数が341件ございました。そのうち収入が安定という理由で、これ自立ということになりますけれども、至った件数は42件。全体の約12%程度の数値というふうになっております。

吉田委員

そうですか。ありがとうございます。こんなのがどんどん増えていけばいいと思うんですけどね。しかし私は非常に難しいんじゃないかなと思います。それは何でこういうことを言うかといえはですね、先ほどいろいろお尋ねしましたように、生活保護の方の待遇、待遇と言ったら言葉悪いですかね、保護の金額といえますか、これが私はだいたい一般の人の、あまり言いたくないんですけど、普通の年金受給者とか普通の労働をなさってる方とか、さっき言いましたね。金額を出して、これに比べれば非常にいいですよ。恵まれてるんですよ。倍くらい恵まれていると私は言いたい。特に年金受給者なんかを1としたら、それも答えていただきたいんですけど、おたくたちが答えるのはちょっとおかしなことになったらいかんから、私が申し上げます。その年金記録受給者の人を1としたら、2ぐらいの金額をもらわれてると私は思うんですよ。もらっている金額も多いですよ。そして、税金は0ですよ。そういうところから考えたら、私は少し恵まれているんじゃないかなと思いますので、保護をもらっている人に自立をなささいと言ってもなかなか待遇がいいもんだから、自立したほうが条件が悪くなるんですよ。だから難しいんじゃないかなと私は思っております。これ言ったらって国の政策だからどうしようもないからもうやめますけど。最後にちょっとお聞きしたいんですけど、世界のこの生活保護法、例えば中国、韓国ヨーロッパ、アメリカ、こういうところに生活保護法があるのかどうか知りませんが、どんなふうになっていますか。

#### 保護第2課長

外国では日本のようなきめ細かな生活保護制度はないと聞き及んでます。社会保障制度、それぞれの国の国民性で規制がありまして、単純に比較することは適当ではないかと、問題があるということを前提にですね、アメリカ、中国、フランスでこの3国の日本の生活保護制度に相当する制度を十分ではございませんけれども、ご紹介させていただきます。まずアメリカでございます。貧しい家庭のための一時給付が支給されておりますが、期間が一時的で就職していることが要件というふうになっております。また貧困家庭を対象に、フードスタンプ、食糧費補助ということでフードスタンプの交付があり、最低限の食生活維持が図られる措置が講じられております。続きまして、中国でございます。11年ほど前1999年から最低生活保障制度が発足しております。特徴的なことは中国の場合、透明性を確保するため申請者と受給者の個人情報が公開されることとなっております。フランスでは1988年に長期失業者に対する社会最低所得制度が始まっております。しかしながら支給額がパートタイム労働者の最低賃金と差がないことから、労働意欲を失わせる状況が生まれまして、2009年から労働意欲を喚起させる新たな積極的連帯所得制度が始まり、就職いたしましても収入額に応じて段階的な保障が受けられる制度に変更しております。以上3カ国の説明をいたしましたけれども、金額等につきましてはちょっと比較等がしにくいというふうに思いますし、またうちの方も十分にそういった資料を手に入れることができませんでしたので、今のご説明にてご了承願いたいというふうに思います。

#### 吉田委員

いろいろ説明ありがとうございました。日本のようにこんな恵まれた保護法、こういうのは私は世界にはないんじゃないかと、私は思っております。これですね、市に言ってもあまり効き目がないと思いますので、市長にお願いがあるんですけどね。何か国に通じる会合、例えば全国市長会とか、何かのときに、私はもう何回も言いましたように、この問題に対しては聖域か何か知らないけどあまり活発化しないんですよ、生活保護は特に。あとの者は節約できるものはどんどんどんどん引き下げる、引き下げるという話だけ。私はね、いま日本のこの生活保護の金額がものすごい恵まれていると思います。だからさっき自立も難しいと言いましたようにね、もう少し年金額が負けないように高ければいいですよ。いま生活保護をもらっている人のほうが多いですよ。お金持ちなんですよ。さっき言いましたように、税金も払わないでいいんだから。35年、40年働いた人の年金生活者と同じくらいもらうんですよ。子ども

さんも2人ぐらいいたら、さっきみたいに。26万円年金もらってる人というのは、かなり長く勤めていいところに勤めていないとないですよ。この辺の零細企業じゃないですよ。だから、最後に市長に、このことで答弁いただくのは恐縮なんですけども、そういうことで国がもう少しこの生活保護のことをもうちょっと考えて。私はですね、厳密にやってはならない人には絶対やらない、生活保護が必要な人だけは絶対もらうべきであるということ、これはきちっと行われたら、これは私見で申し訳ない、間違っているとご指摘を受けるかもわからんけど、私は3割は減ると思うんですよ。さっきの話やないけど、4分の1はパチンコやらオートレースやら行ってるという話もね、ひょっとしたら当たってるのかもわかりませんよ。だから厳密にチェックすれば、私は3割は減ると思ってます。最後に、生活保護の申請には期限がさっき何年か平均も出ませんでしたけどもね、期限はないですけどね、おそらく生活保護がOKになったら、ニタツと笑っている人もいるんじゃないかなと思うぐらいで、言葉悪いですけど。免許証でも4年に1回更新がありますね。だから市の監視しなさい監視しなさい、監視してだめな人は廃止に取りやめますよということじゃないで、どうして私こうならないのかなと不思議に思っているのが、4年に1回か3年に1回で再申請制度にならないと、私は減らないと思うんですよ、チェックに任せとつても。100歳以上をあんなに見逃すんだから、生活保護のこんな莫大な。私、以前教えてもらったんですけどね。いま飯塚市が1ヵ月8億円要るんですよ。8億円、もちろんこれ100分の100国庫負担とか交付金でまかなわれると言いましたけど。1年間で、ここいま何ページですか。150ページで94億2500万円でしょうが。94億ですよ。全国にしましたら年間、聞きますところでは約3兆円。いま財政難、財政難で、生活保護者に1年間3兆円ものお金がかかってるんですよ。こういうことをしかと市長、ご理解いただいて、最後に、何らかの中央につながる会議のときにそういう件もちょっとでも申し添えて言っていたらいいと思うんですけど、市長の最後のお言葉聞いて、終わります。

児童社会福祉部長

いま委員のほうからいろいろ議論いただきまして、私どもも平成22年度予算で保護の関係が100億円近くあるんですけど、このままじっとしているわけではありません。私はもう25年ぐらい前にケースワーカーを5年やりましたけど、いま委員が言われたように、オートレース場、パチンコ店の調査も行ってます。私のときも何人が生活保護受給者がおりましたけど、いま委員が言われるような4分の1とかの数ではありませんでしたので、その方々にはとにかくこういう所でないで、病気の方が病院に行ってください。あとは働かれる方についてはハローワークに行ってくださいという形で指導しておりました。今のケースワーカーも同じように指導をしております。それと今の保護は全国的に増えているような状況でございますけど、私どもは今度も福岡県の福祉事務所の所長会議がありました。そのときも私は言いましたけど、このままでいいのだろうかということで、どうかしてこの生活保護制度をもう少し見直していかないといけない、国に対しても要望は言っていないといけないんじゃないかと。いま委員がご指摘のように、国民年金をもらってる方とひとりで暮らされてる方の差が出てきております。そういういろんな面も考えた中で、国に対する要望は私ども福祉事務所所長会議の中で県、国に対する要望を上げていっているところでございますので、ご理解をよろしくお願いたします。

吉田委員

ありがとうございました。市長の答弁がないで残念でしたけど、ありがとうございました。

楡井委員

この生活保護の制度についてはですね、終戦後に憲法が公布されて、そしてその憲法の条文に基づいて、50年前からこの朝日裁判をずっとやられてきたんですよ。こういう国民的な運動を反映して生活保護法ができて、そして現在のように至っている。何で国がお恵み的に出して行ってるという状況ではない。国民と生活困窮者の方たちが自分達にきちんとした暮らし

をさせるということで闘いをとってきた内容としてですね、今の姿があるんじゃないかというふうに思うんですね。それで、先ほど課長が4人家庭です3人家庭ですか、26万円というふうに言われましたけど、いま吉田委員の理解ではこの26万円がそっくりね、その方の手に渡るといようなご理解をされてるんじゃないかなというふうに思うんですね。課長は医療費とかそれから家賃とか就学援助の問題とか、そういうことも含めて合計26万円にあたりますというふうに言われたんじゃないかと思うんですよ。そういうところをもっとこう、きちんとしていかんと思います。4人家族でだいたい12、3万円ということじゃないかというふうに思うんですね、いまさっきの年齢構成からして。そういう状況をしっかり、内容を理解をしていただかなくてはいかんんじゃないかなと思います。確かにパチンコ店に行くとかオートレースに行くとかいう人もいると思います。いると思いますけれども、そのほうが資力ということではないんじゃないかというふうに思います。それから自立がなかなか難しいというお話がありましたけど、これは一昨年、もう1つむこうかな、派遣切り等でですね、いろいろこう問題になって派遣村とかいような状況ができた、こういう社会状況の反映というのもですね、やはり自立ができない、就職がなかなか難しいということになっているというふうに思います。年金で、当然この収入が少ない方たちは、生活保護の対象になるわけで、年金を受けながら保護制度を活用するという生活を守っておられるか方たちもたくさんいるんじゃないかというふうに、私は理解しているんです。いまの保護課の皆さん方が、認定に非常に甘いというようなことは決してありません。私は何回もご相談の方と一緒にいきますけど、本当に厳しいですよ。だからもっと緩めて認定してもいいじゃないかというぐらいに思うんですけども、それは法律的な縛りがありますから、職員の方たちはそうはいかんでしょうけども、甘い認定ではないということも加えて私の意見として出したいと思いますが、そういうのは状況じゃないかと思うんですが、課長いかがですか。

保護第2課長

先ほど言いました30歳代の夫婦と中学生の子ども2人の世帯で言いますと、生活費等が総額18万3000円ぐらいになります。それプラスですね、いまで言いましたら子ども手当2万6000円を加えますと、20万ちょっとというような形になります。あとですね、先ほど言いました住宅扶助、教育扶助、給食費、これは住宅扶助については家賃として支払われるもの、教育扶助、給食費については学校等に支払われるものというような形になりますので、30歳代夫婦と中学生2人という形になりましたら、子ども手当を加えますと20万ちょっとの計算になります。

楡井委員

子ども手当は生活保護じゃないでしょう。どうですか。生活保護ですかね。

保護第2課長

子ども手当分については、生活保護におきましては児童養育加算ということで支給させていただきます。

吉田委員

最後に一言だけ。私は何度も言ってきましたけど、生活保護には賛成なんです。必要な家庭には、やはりいまのような大不況の時期、生活保護は支給してやらなきゃいけないという考えは強く持ってるんでございまして、いま言うように、他の年金の金額は低すぎるから、生活保護の人より何かちょっといいぐらいにならないと、自立は難しいですよと言ったんです。終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:04

再開 15:16

委員会を再開いたします。田中裕二委員の質疑を許します。

田中裕二委員

153ページ乳幼児育成指導事業講師謝礼金について質問をさせていただきますが、この乳幼児育成指導事業というのは発達障がい早期発見のための事業だと、このように認識しております。まずそのとおりですね。確認をさせていただきます。

健康増進課長

そのとおりでございます。

田中裕二委員

それではこの育成事業の対象者、平成21年度では何人の方が対象だったのか、その人数をお聞かせいただきたいと思っております。

健康増進課長

平成21年4月1日現在の園児4,356名が対象となっております。その内訳といたしましては未満児が1,130名、3歳児が1,007名、4歳児が1,120名、5歳児が1,099名となっております。

田中裕二委員

ただいまのご答弁の中では、園児数4,356人という答弁ございましたが、これは通園されていらっしゃる方は、何人ぐらいいらっしゃるのか。数が分かれば教えてください。

健康増進課長

認可保育所とかそういった方が含まれておりませんので、正確な人数は把握しておりませんが、22年度はその方も含めて事業展開はいたしております。

田中裕二委員

22年度以降は園に通っていらっしゃる方も含まれるということですね。21年度の方で聞かせていただきますが、それではいまご答弁ありました4,356人の対象者のうち発達障がいの疑いがあると、認定されるというんでしょうか、そのような方が何人ほどいらっしゃったのか、お尋ねいたします。

健康増進課長

発達障がいということに限らず、個別相談の必要があると判断された90名の方が個別相談にご案内いたしました。これは対象者全体の2.1%にあたります。

田中裕二委員

育成事業の目的はさっき言いましたように発達障がいの早期発見のための事業ということでございますが、私も一般質問等でたびたび発達障がいに関しては質問させていただきました。そのとき一番問題になっているのが、発見が非常に難しいと、通常では乳幼児健診と就学前健診で発見をするようにするとふうにされておりますが、乳幼児健診の場合は3歳児健診で終わり、そして就学前健診は就学前の半年ぐらい前に行われる健診であるということでございますが、3歳児健診の場合は、まだ3歳児では集団生活が始まっていないので発見をするが非常に困難であると、就学前健診は身体測定が主になるので、ここでの発見は非常に難しいと、もうほとんど0に近い数だというふうな答弁がずっとあっておりまして、そこで大事なのは5歳児健診が大事ではないかということで、飯塚市といたしましては乳幼児育成指導事業が始まったと理解をしておりますが、それではそこでお尋ねをしたいんですが、この効果という点になると思いますが、通常の乳幼児健診で発見されなかった人たちが、この事業を実施することによって発見できるようになった数は大体どのくらいいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

健康増進課長

先ほど質問者言われましたとおり、通常の乳幼児健診では3歳までを対象といたしております。3歳児健診で既にその状況が把握された方につきましては44名いらっしゃいました。今回、全体で90名ということでございますので、新たに46名の方が見つかったというふう



考えております。

田中裕二委員

通算の3歳児健診では90名のうちの44名の方が、発見という言い方でいいのかわかりませんが、発達障がい疑いがないと言い切れないという表現がいいんでしょうか、その数がこの事業をすることによって90名の方が個別相談するに至ったということでございますので、この事業そのものの効果はあるんだろうと思いますが、担当課としてはこの事業の効果、必要性についてどのようにお考えなのかをお尋ねします。

健康増進課長

先ほども申しましたとおり、乳幼児健診で発見された人数が44名、今回の新たな事業といたしまして46名の方を個別相談にご案内できたということですので、この事業自体の必要性は十分に考えております。今後もこの事業を引き続き実施することによりまして、より多くの発達障がいに対する支援ができるものだと考えております。

田中裕二委員

ぜひとも課長の答弁にありましたように、次年度以降もこの事業を実施していただきまして発達障がいの方を早期に発見できるような事業を、今後も継続していただきますように要望いたします。あわせて、この発達障がいの疑いがある、個別相談が必要である方がその先の治療に結びつくような体制もしっかりとっていただきまして、早期発見、早期治療に結びつくような取り組みを強く要望して、この質問を終わります。

委員長

引き続きまして、田中裕二委員の質疑を許します。

田中裕二委員

同じく154ページの女性特有のがん健診推進事業助成金についてお尋ねいたします。先の一般質問でこの点についても質問をさせていただきましたが、この決算書を見ましたら、これは決算書の154ページの保健事業健康診査委託料443万8532円の中に、この委託料が含まれていると思いますが、ここに含まれているのかどうか、含まれているのであれば、金額はいくらになっているのか、お尋ねいたします。

健康増進課長

先ほどの保健事業健康診査委託料4400万円のうちに女性特有のがん健診の費用といたしましては、1412万6000円が含まれております。

田中裕二委員

平成22年度のこの女性特有のがん健診は、国のほうの助成金が10分の10であったと思っております。そうしますと歳入のところでは78ページに女性特有のがん検診推進事業費補助金3659万8000円というのが計上されておりますが、この金額が国のほうから補助金として入ってきた金額だと理解しますが、そのとおりでいいですか。

健康増進課長

そのとおり10分の10の補助で、3659万8000円を受け入れております。

田中裕二委員

そうしますと実際3659万8000円の補助金が入ってきたにもかかわらず、決算としてあがったのは、実際使ったのは課長のさっきの答弁の中でいわれました1412万6638円ということになるかと思います。2000万円以上のお金が残っているという言い方じゃないんでしょうけど、差し引きがそのくらいの金額になるとと思いますが、この金額はそれ以外のものに使われるのか、それと国のほうに返還されるのか、どうでしょうか。

健康増進課長

受け入れております3659万8000円のうち2049万3000円は22年度で返還することになっております。当初は女性のがん検診の受診率を50%ということで設計をしてお

りましたが、受診率がそこまで至らなかったために2000万円の返還が生じております。

田中裕二委員

せっかく国のほうが3600万円の予算で無料クーポン券を配布して、しっかりと検診をするようにというふうに補助していただいたお金が、実際は1400万円しか使われなかったと、課長は50%の受診率の見込みということで予算の交付申請されたということでございますが、これが本当に全員の方が受診されるような取り組みをしていただきたいと思います。さきの一般質問でも受診率が確か20%前後であったと、このように思っております。したがってこの利用率を高める取り組みが必要であると思っております。一般質問でも質問させていただきましたが、再度この利用率を高めるための対策をどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

健康増進課長

対象になれる方には、個別に女性特有のがん検診の必要性等の広報はいたしております。それとは別に市報やホームページなどを利用して受診を呼びかけておりますが、先ほど質問者おっしゃるように20%の受診率というのが、本来事業所で受けられてる方などは個人負担のない中で受診ができる、そういう方たちがどの程度いるかとはいうことが分からない中の、うちの集団検診でやっている分が20%ということでございます。今後も全員の方に受けてもらうように、再度そういうところは力を入れてやっていきたいと考えております。

田中裕二委員

掌握しきれない部分もあるということでございますが、しっかりとこれは掌握できるように、いろんな関係機関に要望なりお願いなりして、大体どのくらいの方が受診されたのかという数を、ぜひともつかんでいただきたいと思います。それと一般質問でも言わせていただきましたけれども、この無料クーポン券を配布するというのは受診率を高めるというのが一番大きな狙いでありまして、この5年間に1回受診すればいいというものではないと思っております。できれば毎年毎年受診する、そのきっかけづくりがこの無料クーポン券の配布だと思っております。この無料クーポン券を配布したにもかかわらず利用率が20%というのは、国の狙いとは全くかけ離れた状態になってるのではないかと思いますので、しっかりとこの辺の取り組みをお願いしたいと思います。質問の趣旨が少し変わりますが、この女性特有のがん検診の中の乳がんの検診ですが、今現在行われている検診はマンモグラフィーと触診促進の謹慎確保だけだと思っておりますが、本市ではそのようなことでよろしいですか。

健康増進課長

質問者おっしゃるとおり、触診とマンモグラフィーの検査です。

田中裕二委員

関係者の方にお聞きしますと、触診とマンモグラフィーそれに加えてエコー検査をすればもっと正確に把握できるというか、発見ができるというふうに言われております。このエコー検査による導入も有効だと、このように思いますがどのようにお考えなのか、この点いかがでしょうか。

健康増進課長

確かにエコーを導入すれば、より高い精度のがん検診が実施できるものと考えております。ただ、その有効性がまだ確かめられておりませんので、今厚生労働省の方でその有効性を検査する、試験的にやっているところがございます。それと、集団検診の場合エコーにかかる時間もかなりかかりますので、特に今回言われてる分につきましては要精密になった方につきましては、最新のときにエコー検査で、もうちょっと精度の高い検査をすることでがんの発見につながっていくということでございます。それで今後は厚生労働省の研究結果によりまして、検診のあり方自体が見直されるということでありましたら、その場合必要に応じて検討をさせていただきますと考えております。

田中裕二委員

エコー検査を導入することによって、プラスになることはあってもマイナスになることはま  
ずないと思います。したがって、課長言われましたように今厚生労働省で研究をしてい  
ると、この結果によって検討するということでしたので、その有効性がきちっと示され  
た場合には、ぜひともこのエコー検査に関しましては検討していただきたいと思いま  
す。せっかく検診を受けられて、やっぱり正確に発見できるような形をぜひともとって  
いただきたいと思しますので、さっき言いましたようにこの結果が出ましたら、ぜひ  
とも検討していただきたいということを要望いたしましてこの質問は終わります。

委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

楡井委員

153ページの環境衛生費156ページの19節の衛生自治会連合会補助金という項目につ  
いて、この会の活動内容等について説明をお願いいたします。

環境整備課長

衛生自治会の活動としましては、各自治会単位といたしまして拠点収納ボックスの管理運営、  
各自治会内での清掃活動、薬剤による衛生害虫の駆除等があり、組織的なものといたしまし  
ては毎月定例での保護理事会の開催、市内一斉空き缶空き瓶拾い、ごみネット購入費の助成、拠  
点収納ボックスへの搬入物ステッカーの作成、犬のふん持ち帰り看板の作成、各地区からの推  
選によります環境功労者の表彰、先進地の視察等と多岐にわたる活動を行っているところで  
ございます。

楡井委員

最近ごみの総量というのが減ってきているというふうにもお聞きしてるんですが、逆にその  
不法投棄が増えてるんじゃないかというふうにもお聞きしております。事実がどうかについて  
不法投棄の実態、それからその処理に関する費用などについての推移をお願いしたいと思いま  
す。

環境施設課長

不法投棄の実態でございますが、一般に道路の両側にたばこの吸殻、それから紙くずペット  
ボトル空き缶空きびん等のいわゆる散乱ごみと、それから空き地や河川それから峠、林道等に  
まとまって捨てられているものに大別されます。基本的に実態でございますが、平成21年の  
特に4支所管内でございますけど、20年度が対前年比16.1%それから21年度が対前年  
比が2.1%の分で空き缶空き瓶、それから不燃ごみというふうな散乱性のごみが近ごろ多く  
見られるということでございます。飯塚地区につきましては、環境施設課の環境美化係が2台  
体制で、4支所管内につきましてはシルバー人材センターに委託し穂波、筑穂を1チーム、庄  
内、穎田を1チームでそれぞれ巡回パトロールをして、不法投棄物を回収いたしております。  
回収することで新たな不法投棄の誘発を防ぐように努めておりますが、近頃はモラルの低下が  
著しいというふうに考えております。シルバーで対応できない大量、重量のごみや林道や谷間  
のごみ回収につきましては、直営が対応するなどサポートを行っております。常習場所につ  
きましては、警告看板や監視カメラ等を設置いたしまして一定の効果を得ておりますが、一方  
不法投棄を特定できないというような年々不法投棄が悪質化しているのではないかと考えて  
おります。それから費用の面でございますが、費用といたしましては直営の経費、シルバーへの  
委託料を加えたものが処理経費というkとになります。ただし直営につきましては、不法投棄  
に対する業務をやっているわけではなく、草刈り、消毒、ボランティアごみの収集、違反ご  
みの指導、犬猫の死体処理、災害時の収集、それから消毒など年間を通じて多岐にわたる業務  
を行っており、経費の算定は難しいものというふうに考えております。またシルバーにつ  
きましては飯塚市については重量制、4地区につきましては件数で集計されておりますので、

不法投棄のみの算出は困難であると考えております。なおこのことから、平成22年度は全地域において重量で集計するように統一いたしております。

榆井委員

不法投棄の量は16%、2.1%というふうな数字が言われましたが、これは前年に比べて16%ふえた、2.1%ふえたという数字なんですか、プラスマイナスが聞こえませんでした。

環境施設課長

失礼いたしました。16.1%増、2.1%増でございます。

榆井委員

監視カメラのことについてちょっと1つだけお聞きします。監視カメラ今全市で何台ぐらい設置されてるんですかね、それからの関係で不法投棄を発見して捕まえたと言うんですか、処理したという件数は、どのくらいあるんですか。

環境施設課長

監視カメラにつきましては、飯塚市全体で11台ございます。その中で、基本的に監視カメラによって不法投棄の量を把握できておりませんので、全体的な中で11台設置した中で不法投棄の防止、抑制ということで実施いたしております。

榆井委員

監視カメラ11台設置して、その費用がどのくらいかかったか私もわかりませんが、せっかくお金を使って11台設置してその効果が全然見えてない、把握していないということではカメラを設置した目的、意義が薄れるのではないかというふうに思うんですよね。ぜひどの位の効果があつたものなのかを把握するようにしてほしいんですが、把握できませんかね。

環境施設課長

実際に監視カメラにおきましては、飯塚地区が10台とそれから穎田地区が1台ということでございます。飯塚地区につきましては、基本的に先ほど申しましたこれは監視カメラの効果ということと日常散乱防止の環境パトロールにもまいておりますので、具体的に監視カメラによる効果というのはなかなか難しいと考えております。ただ平成19年度と20年度の比較いたしますと、散乱性ごみで約27.4%の減と、それから自転車、タイヤ、テレビ等の大型ごみでございますが約15.7%減というふうな形の数字はつかんでおります。

榆井委員

次に移らしていただきますが、ごみの処理量は全体として減少しているというふうにお聞きしてるんですけれども、その原因をどのように分析されてるのかについて御説明願いたいと思います。

環境施設課長

ごみの減少の傾向と原因でございますが、平成18年度の合併時の料金の値下げということで、飯塚市については若干ふえております。それから平成21年6月の値上げによりましてある程度減少しているのではと考えておりますが、マスコミ報道にもありますように長引く景気低迷によります購買力の低下や節約思考が定着しているものではと考えております。さらにリサイクル意識が徐々に定着してきたことも要因の一つと考えております。ごみの量が減少していることにつきましては、本市だけではなく全国的な動向ということで、その原因も今申し上げましたようなこととほぼ同様ではないかというふうに考えております。

榆井委員

今の説明の中で減量の原因の1つに経済状況の反映として市民の皆さん方が物を買う量が少なくなつて、当然物を買うことが少なくなれば捨てる物も少なくなるという関係なんでしょうけれども、本市の幹線道路沿いには大型店が次々に進出してきてますね。この関係でみて、家庭系のごみはふえてるのか、さらに事業系ごみの方が増えてるのか、これはやっぱり明らかにしてそれぞれ啓発活動といいますか、していかなきゃならんというふうに今思うんですが、こ

の家庭系事業系のごみの比率の推移はどうでしょうか。

環境施設課長

家庭系のごみと事業系のごみにつきましては、混在して一部収集していることから数については具体的につかむことが難しいですが、ごみ袋の販売数を比較していただければ、推定でございますがごみの処理量は袋の使用料にほぼ一致するという考え方ができるのではないかとこのように考えております。ごみ袋の販売実績を見ますと、10ページの資料でございますが平成18年度から平成20年度までの減少率は家庭系で約マイナスの12.4%、それから事業系におきましてはマイナスの13.5%という事業系の方が減ってきております。平成21年につきましては、料金改定を行ったため平成20年度と比較しまして家庭系が4%の増、それから事業系も6%増となっております。この増加につきましては、増加に転じた要因といたしましては、料金改定に伴う一般家庭や事業所の初期ストックということが考えられます。ただし、ごみの量といたしましては全体的に減少傾向にあるということは言えると思います。

楡井委員

提出していただいた資料の10ページを見ますと、平成20年度比でごみ処理総経費に対するごみ袋代の収入の比率が大幅に今上昇しています。それまで20%台前半、去年なんかは16%だったのが21年度は24%まで上昇しております。この上昇している件についてその理由を説明していただきたいんですが。

環境施設課長

資料の10ページでございますが、まず平成19年度が下がっているのは平成18年度のごみ袋の統一で多かった販売量が減少し、また、施設組合等の負担金の減によるもので、販売数、それから総経費とも減少し、前年比1.36ポイントの減というふうになっております。20年度につきましては、総経費が燃料費や光熱水費の電気料の高騰、4地区の拠点収納ボックス等の器具費によって増えた一方、ごみ袋等の販売数が減ったためによるもので、前年比1.88ポイントの減、21年につきましては、総経費といたしまして、燃料費などの値下げなどが減少いたしておりますが、ごみ袋の作成料の増、原材料費の高騰がっておりますが、全体的にごみ袋等の値上げにより7.86ポイントの増というふうになっております。

楡井委員

ごみ処理総経費に対するごみ袋代、これを30%にしたいということで、値上げに踏み切られました。それで、21年度の決算のこの数は数はですね、6月からの値上げですから2ヶ月間は従来のとおりで金額は6月以降の分と値上げの分がですね、いうことになって、今22.4%というような状況でしょうけども、22年度ちゅうことになると思います、この比率がどの位になるかというは予測つきますか。

環境施設課長

22年度につきましては、予測といたしましては具体的に立てておりませんが、大体平成21年度の決算ベースの24%程度になるのではないかとこのように考えております。

楡井委員

先ほどの説明の中で、燃料費が減少したということも言われましたけど、この燃料費の今後の傾向と言いますかね、これは引き続き減少の方向なんでしょうか、どういうふうにご予測されておりますか。

環境施設課長

今後の見込みでございますが、平成20年につきましては、トンあたり6万9405円、21年につきましては、前期と後期でございますが、前期分でトン当たり3万1000円、後期分で3万7000円、22年につきましては、トン当たり4万7000円、それから後期分につきましては、5万2000円、燃料につきましては、今後値上げ傾向にあるのではないかとこのように考えております。

委員長

引き続き楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

それでは、155ページの環境対策費というところに入らしていただきます。環境対策費の12節に内住川水質検査手数料というのが含まれております。掲載されておりますね。23万1000円ですかね。この内容について少しお聞きしたいんですが、検査実績ですね、これについてまず説明をしていただきたいと思います。

環境整備課長

内住川の水質検査につきましては、産廃処分場に捨てられた廃棄物から汚水が流出した問題で、地域の住民が飲料水や農業用水への影響を心配されておりますので、筑穂住民会議と協議を行いまして、市ができる範囲での支援といたしまして、昨年度より年2回の検査を実施しているものでございます。資料の採取場所でございますが、処分場からの排水が大野川へ流入する場所及び住民が設置した調査井戸、排水の影響が及ばない大野川の上流の3地点で行っておりまして、検査項目といたしましては、主に重金属類について調査いたしております。平成21年度の検査結果といたしましては、重金属類につきましては、すべてにおいて検出されておられません。

楡井委員

前回の検査との比較はどうかということでお聞きしようと思ったんですが、今重金属については今回は検出されていない、21年度ですかね。この中ではつかまれてないという状況ですけども、その他の関係のいろんな有害物質が出ていると思いますけど、その点についても同じですか。

環境整備課長

他の数値におきまして、水質汚泥防止法の規制値は満たしているというところでございます。

楡井委員

基準内だという意味でしょうけど、基準内ということで済まされない不安というのが住民の方達にもあるんじゃないかというふうに思いますが、この間検査以外の対策はとられましたか。

環境整備課長

昨年の検査結果は住民会議に報告し、今後も継続的にモニタリング調査を行うことで了承を得ております。義務付け訴訟も5回の控訴審を得ておりますが、今後も裁判の動向を見ながら、地域住民の不安を払拭できるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

楡井委員

どうもご苦労様でございます。よろしく願いしておきたいと思っております。引き続き、19節の浄化槽の設置補助金というのがございます。このことについてお聞きしたいんですが、現在この自治体別にですね、6600万、この実績について、できれば旧自治体ごとに設置数を教えて下さい。

環境整備課長

浄化槽設置整備補助金の交付実績は、平成2年度の事業開始以来の累計で、旧飯塚市地域1,748基、旧穂波町地域1,956基、旧筑穂町地域760基、旧庄内町地域600基、旧穎田町地域193基の計5,257基でございます。

楡井委員

その今言われた数字がですね、この6600万という数字から見てですね、それも含まった話でしょうけども、この6600万に照応する数字は分かかりますか。

環境整備課長

申し訳ございません。地域別にはちょっと把握いたしておりませんが、内容といたしましては、5人槽、7人槽、10人槽というのがございます。5人槽におきましては、平成21年度78基で2589万6000円、7人槽におきまして91基で3740万1000円10人槽で3基、155万7000円ということで、全体172基で6485万4000円ということでございます。

楡井委員

先ほど、各自治体、旧自治体別の数を聞いたんですけど、報告いただきました。これで、飯塚市がですね、こんなに多いのかなというふうに思ったんです。と言うのも下水道がずっと整備されていていっているんで、もっと少ないのかというふうに思ってましたけど、意外と多いということに思いました。これは、下水道会計と関係がありますのですね、ぜひ注視していきたいというふうに思っております。環境対策費については、以上であります。

委員長

引き続き、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

同じページ、156ページの上水道費というのがございます。これで水道事業会計補助金ということで2億6000万円出されておりますが、この2億6000万の使い方は、水道決算でしなきゃなりませんけれども、どのような事業にですね、この補助金を支出したのかということについて、ご説明願いたいと思います。

財政課長

平成21年度の水道事業会計の補助金の内訳でございますが、総額2億6018万1000円のうち、まず簡易水道事業の赤字補填分といたしまして2978万1000円、それと、その2分の1を合併特例債を活用して実施いたします合併事業、これの出資債分といたしまして、1億4340万円、それと、21年度実施されました国の経済対策事業実施分といたしまして、8700万円というふうになっております。主な対象事業といたしましては、合併事業では、勢田ポンプ場新設、並びに送水管布設工事、これや東楽市踏切配水管及び送水管布設替工事などがございます。経済対策事業では、本町商店街排水管布設替工事や関の台団地配水管等の布設替工事、これなどを実施いたしております。

楡井委員

以上、上水道費については終わります。160ページのごみ処理費について若干お聞きしたいんですが、12節にですね、資源ごみ手数料の記述がございます。このごみ処理手数料の推移について説明していただければと思います。よろしく。

環境施設課長

資料のページでございますが、68ページの方に掲載いたしております。このごみ処理手数料の推移につきましては、基本的に飯塚市クリーンセンターの方に搬入されます資源資源ごみということで空き缶、空き瓶、それからペットボトル、トレー、それから一部古布というかたちの中で、手数が発生いたしますので、その分を掲載いたしております。この資料の中で、20年度から21年度を比較いたしますと、カレットが重量で14%増、茶カレットが4.5%の増、その他のカレットが15%増、ペットボトルが18%の増、白色トレーが50%の増、古布が71%、全体で比較いたしますと約16%になっております。平成21年につきましては、ビンのカレットが増えておりますが、これは市民の皆さん方の分別の意識が向上したのではないかとこのように考えております。またペットボトルはビン、缶からの置き換えによる増加もありますが、白色トレー、古布を含めまして、増加しておりますのが平成21年の4月から4支所管内で7分別が導入されたことにより、飯塚市クリーンセンターの方にその分を搬入いたしておりますので、増加したというふうに分析いたしております。これにつきましても、基本的に市民の皆さん方のリサイクルの意識向上がある程度図れたのではないかとこのように

考えております。

楡井委員

合計の欄で申しわけないんですが、重量ですね、回収した量は533から583まで増えてますね、19年と21年の差では。ところが、それに照応した金額はですね、140万から82万5000円に量はふえたのに金額が下がってる状況があります。これはどういうことなのかについて説明をお願いします。

環境施設課長

資源ごみの撤収等につきましては容器包装リサイクル法に基づきまして飯塚市リサイクルプラザで手選別された白瓶、茶瓶、その他の瓶、ペットボトル、白色トレーの経費費用といたしまして自治体分を財団法人リサイクル協会に支払うものでございます。この自治体負担ですが、分別された資源ごみの重量で、白瓶が21年度につきましては8%、茶瓶につきましては23%、その他の瓶につきましては13%、ペットボトルが0、それから白色トレーにつきましては5%というふうな形で、その年によって自治体負担、それからキロ当たりの手数料、単価が変わってきておりますので、その関係で重量が平成20年度と比較いたしました中で重量ベースで16%の増となっておりますが、金額のほうで負担率の変更により減少しているという状況でございます。

楡井委員

それでは次に同じ160ページなんですけども、13節のごみ収集業務委託料というのがあります。これで企業別に各企業の分は資料にございますので、それはさておいてですね、委託料の金額合計が年々下がってきてるんですね、18年から比べて。この内容について、どういふことで委託料が下がってきてるのか説明していただきたいと思います。

環境施設課長

ごみ処理業務収集委託料の状況調査でございますが、基本的にこれはそれぞれの業者ごとの委託状況という形の中で69ページの上を書いておりますが、トンベースで計算しております。その中で21年度につきましては、20年度と比較いたしまして3,000トン近く下がってきておりますが、これにつきましては可燃ごみの4支所管内分、施設組合の分の飯塚市、桂川、それから福岡県央の部分で許可ごみと事業系のごみを分離したことによりまして、下がってきた経緯がございます。

楡井委員

ごみを収集する量が少なくなってきたから、委託料も下がってるということで、簡単に言ってしまうとそういう理解でいいですか。

環境施設課長

ごみの委託料につきましては、昨年4支所管内の7分別導入によりまして収集が統一されたことから、新たに委託料の見直しを行い計算式を統一いたしました。特に4支所管内におきましては拠点ボックスや資源プラボックスにおける資源物の収集、予約制によります粗大ごみの収集など、新たに加わったことで業務量が増えてきております。このようなことから各企業間におきましては、計算式を統一したことで企業間の公平性を図ったということでございます。

楡井委員

ごみ処理費についての質問は以上です。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

恐れ入ります。前のページに戻って、すみませんけども、142ページに移らしてくださいここで20節に扶助費というのがありまして、ひとり親家庭等医療費の問題が記述されております。ことしの10月から寡婦医療給付がなくなります。平成21年度に支払われた寡婦医療



関係の対象人数ないし医療費について、説明をしていただきたいと思います。

健康増進課長

寡婦医療費は、決算額1億5060万6000円のうち約41.6パーセントの6272万7000円となっております。対象者は4,345人のうちの21.5パーセントの936人の方がいらっしゃいます。

楡井委員

936人の方が、結局、寡婦医療を10月1日から受けられなくなっていると、その影響力が21年度の決算で言えば6272万円だという数字の確認でいいですね。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、第3款民生費及び第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に第5款労働費、第6款農林水産業費及び第7款商工費、161ページから179ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております。楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

161ページの失業対策費ですかね、ここにあります旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業費という目があります。その1番上の段に生活相談員報酬というのが1271万円ほど組んでありますが、この生活相談員ということについてお聞きしたいと思うんです。まず生活相談員の人数、それから配置場所、それから活動内容、勤務日数等についてご説明願いたいと思います。

土木建設課長

生活相談委員の人数でございますが、これは福岡県福祉労働部労働局労働政策課長通達において、飯塚市における相談員数は9名となっております。配置場所につきましては飯塚集会所に5名、穂波庁舎に1名、筑穂人権啓発センターに1名、旧庄内町の立集会所に1名、旧頼田町の石丸相談員事務所に1名でございます。活動内容は就労者及び退職者の自立を支援するため就業、生活等全般にわたる相談に応じ常用就職に関すること、就労に関すること、生活全般に関すること自立後の将来の設計に関すること、公共機関等の事務手続に関すること等自立支援に関することに必要な助言指導を行うことでございます。勤務日数はひと月が15日以内となっております。時間につきましては9時から16時までの7時間でございます。

楡井委員

この旧特開の方たちが特開事業の廃止というようなことになって自立していかなければならないというようなことでの相談員の方だというふうに思うんですが、この自立支援の相談内容等については、どのくらいの件数があつたのかというのは掌握されてますか。

土木建設課長

平成21年度の相談件数は合計で1,210件っております。配置先ごとで申しますと、飯塚集会所が856件、穂波庁舎部分が42件、筑穂人権センター部分が167件、立集会所関係が35件、石丸相談員事務所が110となっております。相談内容は主に雇用に関するものが610件で、生活全般では552件でございます。それから自立後の将来の設計に関して4件、公共機関等の事務手続に関するものが48件でございます。

楡井委員

いまかなり詳しく相談内容等も含めてですね、報告されました。先ほどお聞きした状況の中で、人権同和推進課はこういう数字をきちんと掴んでないんですね。掴もうと思えばきちんと掴めるじゃないですか。話がぼんと横に行って申し上げないんですが、今後きちんとこういう数字を掴まないと、こういうふうに数が出てくれば補完業務ということには納得がいくことに

なると思うんです。補完業務の内容としてね。このようにぜひ掴んでいただきたいというふうに思うんです。それでこの相談員の方たちは、今後どうなるんでしょうか。特開の事業もそう長くないと思うんですが、このあと特開事業との関係はどうなりますか。

土木建設課長

旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業につきましては、本年度で終息の予定でございます。生活相談員事業につきましても、いまのところ本年度で終息の予定でございます。

楡井委員

そうするとこの9人の方たちの自立支援も必要なんじゃないかというような形にもなりますが、以上でこの節の質問については終わりたいと思います。それから162ページですね。13節、15節に三軒屋・工場団地線道路新設地質調査委託料、それから同じく工場団地線道路新設工事というのがございます。この事業の進捗状況ないし完了予定についてお聞きしたいと思います。

土木建設課長

まず委託料のほうから申し上げます。これは平成18年から三軒屋・工場団地線の道路新設工場を施工してきたわけでございます。その中で、切土・盛土でずっと道路計画高まで上げてきたわけでございます。また切土の分は下げてきたわけでございます。その中で舗装圧を決定するためにCBR試験という強度試験を8カ所を実施したものでございまして、これにより舗装構成を表層工、上層路盤工、下層路盤工等を決定し、昨年度完了しております。もうひとつ本線の三軒屋・工場団地線の工事でございますが、18年度から着手しまして、本年9月現在でございますが進捗率が約85%となっております。本年の末に完了する予定でございます。

楡井委員

この道路、今まで何度か川上議員やその他の方が聞いてきたと思いますけども、この道路の必要性とか、それから利用予測というのは把握されておりますか。

土木建設課長

本路線工事につきましては、特定地域開発就労事業が18年度19年度からは旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業として行ってきたわけでございます。この事業につきましては、就労者に雇用の機会を与える目的というもので実施しておるところでございます。また、炭鉱跡地の利用促進とか地域の環境改善とかそういうものを目的に新設しておるところでございます。それから利用予測につきましては詳細な計画は行っておりませんが利用車両が多くあるものと考えております。先ほどの目的に基づいて道路を新設しておるところでございます。

楡井委員

平行して今立派な道路が走っているわけですし、その道路との競合といいますかそういうものもあるんじゃないかと思えますんでそう利用予測も大幅なものかというのは疑問がありますが、これはでき上がってから調査にまたなければならぬんじゃないかというふうに今思います。それで、この事業全体ですら、来年で18年から始まって今年度平成22年度で終わるというようなことですが、この間に使われた費用ですかね、工事費も含めて、それからその財源の内訳、それに占める人件費の割合等について説明をお願いしたいと思います。

土木建設課長

現時点での、まだ工事中でございますので本年の末の予想ということを含めまして申し上げたいと思います。総事業費が約7億260万円を予定しております。そのうち人件費は3億330万円、比率は約43.1%となっております。財源につきましては50%が国庫補助、46%が交付税等の財政措置で残りの4%が市単独費ということでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:19

再 開 16:31

委員会を再開いたします。楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

165ページですね。19節ですから、166ページになると思います。福岡県農地・水・環境保全協議会負担金というのがあるんですが、活動内容並びに決算額といいますか、予算額どちらでもいいですけども、わかればまず説明をしていただきたいと思います。

農林課長

この協議会は農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動の推進と、農業者ぐるみで先進的な営農活動を推進するなどの目的で、福岡県農地・水・環境保全協議会が設立されたわけでございます。活動内容につきましては、近年の農業後継者の減少、農業従事者の減少と高齢化に伴いまして、農地や農業用排水などの資源がこれまでどおり地域で適切に保管理していくことが難しくなっているという現状をふまえて、農地、農業用水等の資源の環境を守るため、農業水路や農道等の清掃や草刈りなどを農家だけでなく、農家以外のその地域の方とともに地域共同での取り組みと、また農家におかれましては環境保全に向けた化学肥料や化学合成農薬を5割以上削減するという、通常エコファーマーと申しております、そういう取り組みに対して助成金が交付されるわけでございます。この協議会に対する助成金でございますが、国が2分の1の補助、県が4分の1の補助、市が4分の1の補助となっております。協議会のほうに負担金等払いまして、協議会のほうから直接飯塚地区の各地区に交付されるわけでございます。市の負担金は400万円ほどでございます、決算書に表しておりますとおり。飯塚市内に交付された総額につきましては1190万円ほどでございます。実施事業につきましては、飯塚におきまして、八木山、津島ほか含めまして10地区ほどこの事業に取り組んでおります。

楡井委員

質問の次の項まで何か進められてる感じがしますけどね。結局その405万1000円という金額はそれを福岡県で一括してまとめて、そして各自治体のいろんな事業に交付する、そういう内容じゃないかというふうに思います。それで飯塚市への貢献内容というのが、金額で1190万円というようなことなんですかね。それでいいですか。

農林課長

そのとおりでございます。協議会から地区へ、先ほど申しました10地区へ交付されまして、その負担金として市が事業費の4分の1を協議会に負担金として納めまして、協議会から10地区の方に交付されるということでございます。

楡井委員

続いて、地産地消拡大対策補助金というのが、金額はそう大きくはありませんけど、31万7000円というふうにあります。この地産地消推進協議会について説明をお願いします。

農林課長

地産地消推進協議会におきましては、地元の農産物、地産地消です、地元の生産されたものをその地域で消費するという目的を全国的に取り組まれておりますが、当市におきましても飯塚市地産地消推進協議会を設立しまして、そこに地産地消補助金を交付しまして、活動をお願いしてるところでございます。目的的には、生産から消費までさまざまな立場の関係機関、団体がお互い連携協力し、地域で生産された農産物を地域内で消費する、通常地産地消と言っておりますが、地産地消の取り組み、それと農家の所得向上のための農産物の需要拡大と、地域住民で健康で豊かな食生活の実現に向けたさまざまな活動を行うことを目的として交付しているものでございます。

楡井委員

この補助金が、学校給食の地産地消をふやしていかないかんという課題があるんですけど、

この学校給食への影響ということについてはどうなのでしょうかね。

農林課長

この事業の取り組みの中で、やはり地産地消を推進するにあたり、市民の方々に地元の農産物の理解等を深めるという目的が一番重要でないかというふうに考えております。市民の方だけでなく、学校現場におきましては親御さんと子どもさんがおられるわけですが、そういう活動を推進してるところでございます。主な推進内容としましては、小学生に学童農業体験の実習をしております。事前学習から田植えをしまして、稲刈りをしまして、収穫祭という名をうっておりますが、自分たちがつくったお米を学校のPTAの皆さんと一緒にいろんな料理をしたり試食をしていただく。それから、農産物のPR活動、1つのここで取り組んでおりますのは、毎年I l o v e遠賀川が開催されております。I l o v e遠賀川の中でおにぎりを無料で配布しておるわけですが、このおにぎりのお米につきましても、先ほど申しました小学校が実習体験でつくった小学校のお米ですということで推進しておりますし、また市内の小中学校に地場農産物を提供し、児童生徒等に親子料理教室などを行っていただきまして、地場農産物への理解等を深めていただきまして、そうすることにより学校給食現場におきまして、地元産の農産物を積極的に取り入れられて、子どもたち、親御さんともに喜んでいただけるような活動につながっていくのではないかとこのように考えております。

楡井委員

次に、そのもう1つ下の方にあります、行数としては一番下から3行目くらいですが、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金というのがありますけど、この活動内容とその他についてご説明願います。

農林課長

活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金としましては、国の補助金でございまして市内の園芸農業の生産額の拡大と持続的な発展を図るため先進的な技術の導入や省力機械等の整備を進め、収益性が高く活力ある園芸産地を育成することを目的とした事業補助金となっております。実際の内容説明した方が御理解いただくと思いますので御説明させていただきます。この21年度におきましては、高性能省力機械の施設の導入、例えば省力化でございますので移植機を導入して軽減を図るというやり方、それから省力栽培温室の目的で補助金をいただいております。それから果樹棚栽培施設、それから防風等の保護施設ということで、この補助金を有効に使っておるところでございます。農家の園芸施設につきましては、多額の経費がかかりますので、こういった補助金を利用して経費節減と農業作業の省力化に染めることにより、農家の経営安定等に寄与しているものと考えております。

楡井委員

そうすると先ほど正誤表をもらったんですが、本来こういうふうな事業をずっとおしてくれば、その他いっぱいあるんですけど、このような仕事をしてくれば耕作面積の減少とか、それから耕作放棄地域面積の増というようなことはなくなるのではないかとこのように思うんですね。ところが、耕作面積は昨年比で8.1haですか、減少しています。それから耕作放棄面積も、面積は昨年比で22.6haふえてるんですね。こういうふうなことになる、放棄面積の比率というのが、耕作面積に対する比率がだんだん大きくなっていくということであれば、こういう負担金補助金ということの効果があまり具体的に見えてこないんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

農林課長

お手元の正誤表で出しております耕作面積の推移につきましては、年々減少しております。これの主な要因の1つは、農地の転用ということが1つの要因でございます。飯塚市におきましては、商業地等がございますし国県道の国道が通っておりますので、商業関係の進出が多いということが1つの要因ということが1つございます。それと1つの要因は、やはり農業従事

者の減少という要因と、もう1つは高齢化ということにおきまして、農地の耕作放棄地がふえてきておるといふ要因が1つございます。先ほど耕作放棄地が年々増えているのではないかという御質問がございますが、資料に示しております、20年度と21年度の資料を示しておりますが、全国的に耕作放棄地の国からの指導協議会などでありまして、平成19年度から耕作放棄地の対策が始まりまして、20年度から耕作放棄地の調査が始まっております。お手元に示しておりました資料におきますと、20年度から21年度につきましてふえておるといふ要因としましては、20年度に飯塚地区の調査が完了しておりません関係で、20年度は飯塚地区以外の調査結果ということになったということでございます。21年度におきましては、飯塚地区が調査が完了しましたので、その分合計面積が、耕作放棄地がふえたということに御理解いただきたいというふうに考えております。

楡井委員

続いて就農人口の減少、それから就農者の年齢構成の高齢化というのも今説明がありました。結局耕作面積の減少の1つの原因といたしますか、耕作放棄地の減少の原因ですね。面積の減少は、商業施設への転用というようなことが説明されたんですが、結局就農人口の減少、さらには就農者の年齢構成ということについて数字上の問題が説明できますでしょうか。

農林課長

農業従事者、農家の人口の減少は当市にとどまらず全国的な傾向がございます。よって、推測、推定というのはなかなか難しいわけでございますが、年々減少をしているのは明らかでございます。統計上でいきますと、就農人口は現在、当市におきましては4,500人前後と見込まれております。年齢構成につきましては、大きく区分しますと35歳未満以下が全体の14%、630人ほどとなっております。それから35歳以上65歳未満が全体の50%、人口でいきますと2,200人ほどでございます。65歳以上が全体の35%ほどで1,500人程の構成となっております。したがって、35歳、64歳、65歳未満が50%を占めております現状からとらえますと、10年経てば、また高齢化が進むということで、今一番の課題となっておりますのは、農業後継者を育成するというのが一番の課題というふうにとらえられているところでございます。

楡井委員

年度の当初のときに、いろいろ質問、議論をしたわけですけども、農業というのは飯塚市の基幹産業の1つだという位置づけで、答弁もあっていると思うんですね。ところが今言われたような4,500人中で35歳以下が14%ぐらい。630人ぐらい。さらには65歳以上が1,500人ぐらい、35%ぐらいというふうに言われました。10年たつと大変だというふうに言われたんですが、この19節全体を見ますと農業振興費5863万5000円という予算に対して、決算額としてはこの19節だけで5500万円なんですね。そうするとこういう補助金を出すこと、補助金、負担金を出すことが農業振興策なのかと、こういう疑問が湧くわけです。そこでこの先ほど言われておる農業人口の減少や就農者のこれかということ改善していかないかという課題があるという自覚はお持ちでしょうけども、それにしても市の独自振興策というのがないんじゃないかというふうに思われるわけですね。その点についてご説明願えたらお願いしたいと思います。

農林課長

いまご質問者が言われます19節において負担金補助及び交付金という欄のご質問でございますが、以前は確かにそういう助成金ばかりの農業振興負担金及び補助金でございましたが、先ほども説明しましたように、市が直接かかわっております地域の協議会並びに、地産地消推進協議会とかそういうものも積極的に活動を求めているところで、そこを通じて農業振興をしているということもご理解いただきたいと思います。生産者から消費者まで、さまざまな立場の機関、団体がお互いに連携、協力し地域で生産された農産物を地域内で消費する地産地消を、

そういった形でも取り組んでおります。また市としましては、振興作物を選定し、助成金を交付しておりますし、また休耕田や耕作放棄地を少なくとも解消するため、景観作物や地力増進作物などレンゲや菜の花にも補助金を交付しております。また、それと別に農業の基盤の整備や強化をはかるため、別途やっておるわけでございます。今後も農林産物のブランド化や流通機能の充実を通じて、農林業の活性を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、農業後継者の育成におきましても、認定農業者さん、ベテランの農家と交流を深めるということを通じて、将来の農業後継者に向けての育成も努めているところでございますので、今後ともご理解をいただきたいというふうに考えております。

榆井委員

以上で農業振興費については終わります。

委員長

引き続き榆井委員に質疑を許します。

榆井委員

続きまして、林業振興費というところに質問を進めたいと思います。171ページ、それから費目でいいますと、委託料ということになる、それから負担金13節、19節ということになるんじゃないかと思うんですが、この関係で林業振興費のところ、不用額が多いんですね。補正予算額を4058万6000円組んでいますけども、不用額が2077万8500円ですか。という形で出てますので、なぜこれだけ不用額が出るのか、また補正予算額との関係を見ても非常に高い不用額じゃないかというふうに思いますので、この不用額について説明をしていただきたいと思います。

農林課長

一番大きな要因は、決算書の中に示しております13節委託料、荒廃森林再生事業の分でございます。この事業は福岡県環境税に基づきまして、県の環境税を利用しまして、福岡県内どこの自治体も森林環境税を充当いたしまして、事業行っているわけですが、当初予算計上におきまして、その森林関係の事業を60haと見込んでおりまして、当初予算を計上していたところでございます。それから地元の要望もありまして、県の補助金のまだつくということで、途中で補正を行いまして100ha以上の補正を組みまして実施する計画で補助金を申請いたしまして、補正予算をお願いしたところでございます。この大きな減額の要因につきましては、荒廃再生森林事業につきましては、決算書を見ていただければ、13節に2つございます。荒廃森林調査委託料と荒廃森林再生事業委託料というのがございまして、面積的には調査を先に行いまして、その後間伐、除伐等の事業があるわけですが、補正予算の見込みどおり調査が終わったわけですが、調査結果は年明けになります。間伐、除伐は冬の時期にやりますので、年明けに調査が終わった段階で、面積的には事業予定面積でございましたが、ご承知のように山の間伐を行いますので、間伐の単価が調査結果に基づきまして、勾配が当初見込んでいたより緩やかになったところが、多く対象になったということでございます。つまり、急傾斜地を間伐する単価より傾斜角度が平坦なほうが面積的な単価が下がりますので、緩やかなところになったという要因で、結果的に間伐の設計単価が大幅に下がったという要因で、このような不用額が生じたということでございます。補正予算でお願いした面積的なものについては、予定どおり実施を行ったところでございます。

榆井委員

林業振興費については以上であります。

委員長

引き続き榆井委員に質疑を許します。

榆井委員

それでは173ページ、ページでは174ページに書いてあるんですけども、委託料の関係

で企業誘致アドバイザー委託料というのがございます。この活動内容、及び効果について説明をしていただきたいと思います。

企業誘致推進室長

平成21年度の企業誘致アドバイザーの活動内容につきましては、17件の情報提供と49件の会社訪問をしていただいております。内容いたしましては、企業を訪問する際に、その企業のトップクラスの方へアポイントを入れ、名古屋事務所職員を同行していただいております。単独で訪問し情報収集を行い、その情報を提供していただいたりもしております。効果といたしましては、同行の場合は当然でございますが、照会で行った場合でも役員クラスの方々との面談ができ、有益な情報交換ができ、業界の情報、企業の考える立地条件、優遇制度、地場企業の情報等、企業の求める情報をきかせてもらうなど、アドバイザーの存在は大きな効果をもたらしております。

楡井委員

いま効果の内容を言われたんですけども、やはり企業誘致アドバイザーということであれば、具体的に誘致実績が求められるんじゃないかというふうに思うんですね。そういう意味では、まだ実績としては報告がない状況じゃないかと思うんです。それでアドバイザー委託料、この委託料の成果、具体的にはこれは今ほとんどない。手ごたえ、誘致活動の資本金額のランク別企業数というのはどのような状況になっているか分かりますか。

企業誘致推進室長

まず手ごたえでございますけども、リーマンショック以降、経済状況が悪化して企業の投資意欲が減少していたことから、鯉田工業団地を見学していただいた企業が2社ございますが、うち1社は事業拡大の時期を見直ししており、近々の立地は望めない状況となっております。もう1社につきましては、円高傾向にある経済状況やトヨタ九州の動向を見極め慎重に検討されており、その他設備投資を考えている企業も複数あると聞いておりますが、いずれも先行き不透明な経済状況から様子を伺っているという状況でございます。また、お尋ねの資本金のランク別企業の数でございますけども、これまで訪問した企業68社で見ますと、資本金3億円以上が24社、1億円以上3億円未満が4社、それから1億円未満が40社となっております。

楡井委員

なかなか企業誘致が、思ったほどいかないということでしょうけど、引き続き、その下の行に新産業創出支援コンサルタント業務委託料というのがございます。この活動の内容についてもご説明願いたいと思います。

産学振興課長

新産業創出支援コンサルタントでございますけども、市内で創業を考えている方、それから創業期の企業、既存企業で新規事業を考えている人既存企業で経営革新を考えている人を対象として、創業支援、経営戦略構築支援、資金調達支援、企業提携に関する指導支援、マーケティング指導、顧客ニーズ調査支援、投資家事業パートナーとのマッチング、その他経営全般にわたるコンサルタント業務を委託しております。平成21年度のコンサルの件数といたしましては創業支援が21件、経営支援が64件、事業拡大支援49件、契約特許関係支援7件、各種補助金制度紹介やプレゼン指導など56件の合計197件となっております。成果といたしましては、平成17年からの最近の5年間で28社のベンチャー企業が操業をしておりますが、そのすべての企業が資金調達やマーケティングなどのコンサルタントを受けられております。具体的な事例といたしましては、金融機関に借入金を断られたベンチャー企業がコンサルタントに相談し、販売ターゲットや事業計画の見直しを行い、再度借入れの申し込みをした結果、満額の借り入れに成功した。コンサルタントから事業計画の立案や経営方法の指導を受けた大学発ベンチャー企業の社長が指導内容を実践したことによって億単位の受注を受け、その後毎

年約20%の売り上げ増加を継続している。その他大学教授が社長を務める大学発ベンチャー企業では、コンサルタントが営業支援を行い、大手メーカーとの商談をコーディネートした結果、商談が成立し、増収増益を確保しているといった成果が出ております。

楡井委員

引き続きですね、商工振興費、次の176ページに21節というのがあって、貸付金が出てます。7億6645万5000円というようなことですが、これだけ銀行に預けてあるわけですね。平成21年は災害に関する融資額以外は全くない状況です。その説明をお願いします。

商工観光課長

ただいま質問委員ご指摘のとおり、平成21年度決算におきましては、預託金7億6645万5000円、貸付件数30件、貸付総額1億9815万円となっております。平成21年度におきましては、この30件の貸し付けだけでございますが、他の融資の利用がない状況でございますが、この理由の一つといたしまして平成15年度の災害融資に392件、31億1249万8000円の融資を実施し、この融資の返済が平成23年度までの償還期間となっております。現在その償還を行っておられる事業者も多く、新たな融資申請が少ないのではないかと考えております。また平成20年10月31日に実施されました国の緊急保証制度、セーフティーネットが実施され、飯塚市におきましても平成20年度、21年度の2ヶ年で1,580件の受付を行っている状況でございます。

楡井委員

今説明の中にあつたんですけど、累計でも、それから貸付件数でも、利用率でもずっと下がってきてますでしょ。これだけたくさんのお金をですね、大きなお金を預けとかないかんのかというふうに思うんですよね。これだけ多額のお金を預けておかなければならない必要性というのはあるんでしょうか。その説明をお願いしたいと思います。

商工観光課長

平成21年度の預託金につきましては、先ほど申しました平成21年度の災害時に対応するため災害特例資金といたしまして、市金融機関による利子補填、保証料の免除を行い、預託金額2億3000万円を預託措置を行いました。貸付におきましては、予想を下回る貸付件数30件にとどまったため、預託金に対する利用割合は約半分の50.3%にとどまっております。なお、この預託金につきましては、平成20年度当初予算におきまして4億9561万2000円の預託計上と修正をさせていただいております。

楡井委員

今年度災害以外はないということでありまして、また、その災害の問題について言えば、今返済の途中で23年度までというのは説明もありました。更に、この少ない理由としては、国の政策もあったというふうに言われてるんですけど、そういうことについては予算を組む時に当然予測された内容ではないかというふうに思うんですよね。そういう点については、そういう予測、その他が予算を組む時の内容としては考えられてなかったんでしょうか。

商工観光課長

先ほど申しましたように、平成21年度につきましては、災害が7月に発生した関係で実際の災害の受付事務と申しますと、9月以降予算措置も含めまして、9月以降ということになりますので、21年度につきましては、先ほど説明申しましたように預託金の増額をお願いしたところでございます。22年度予算を組むにあたりまして、ある程度受付等の見込みが立ちましたので、減額の預託金というかたちにさせていただいております。

楡井委員

平成22年度の話をしてるのではないんですよね。21年度の予算を組むときにですね、今言われたように、災害の返済期間だとか、途中だとか、それから国の政策があるとかいうよう



なことが予測されておって、減少するのではないかというふうに思い至らなかったかなということで、今回は21年の決算に基づいてですね、22年度は減らしたと、それは分かりますけど、21年の予算を組むときにそういうことが予測できなかったのかということなんですが。

商工観光課長

21年度の預託金を予算化するにあたりまして、まず平成15年の災害特例を参考にいたしましたところ、平成15年におきましては392件、総額としましては31億1249万8000円の貸し付け等を行っている状況でございます。平成21年におきましては、災害時の事業所の被害が床上浸水が約107件と当時把握をさせていただいております。そのため107件全件というわけにはいきませんが、もしご相談があれば対応できるようなかたちで予算措置をしたところでございますが、結果として30件の申し込みしかありませんでしたので、預託金としましては執行残といたしますか、かなり利用率が少なくなったというような状況になっております。

楡井委員

今の商工振興費については、以上であります。

委員長

次に、田中裕二委員の質疑を許します。

田中祐二委員

137ページ、商工振興費、中小企業融資制度審議会委員報酬について質問をいたします。今の楡井委員の質問と重複する点もあるかと思いますけど、よろしくお願いたします。まず中小企業融資制度審議会の内容について、お尋ねをいたします。

商工観光課長

この審議会は市長の諮問に応じ、中小企業融資制度全般に関し、総合的な運用方法、調査及び審議する市の附属機関で、委員は6名で、うち4名が委員報酬の対象でございます。現在の任期は平成21年4月から平成23年3月までの2年間となっております。

田中祐二委員

この市の融資を受ける場合、その申請があると、この6人の委員の方が審議をして融資を決定するという流れになっているんだと思いますが、その通りでよろしいですか。

商工観光課長

この審議会は先ほど申しましたように、市長の諮問に応じて、例えば利率の変更とか全般的な審議をしていただくところでございますので、通常の融資につきましては、市の方で審査をいたしまして、保証協会、金融機関と協議をした中で決定ということになります。

田中祐二委員

分かりました。今、楡井委員も言われましたこの資料の79ページを見ておりましたら、やっぱり非常に利用件数少ないと思うんです。18年度が5件の申し込みに対して3件の決定、19年が3件中3件、20年度は8件中7件、21年度は災害を除けば0の0というふうになっておりますが、課長、先ほどご答弁されましたけれども、楡井委員の質問の中でご答弁されました。その理由はというと、平成15年の大水害の災害融資、そして、20年10月31日から実施された国の緊急保障制度、この質問をするたびに、この市の融資の利用状況が少ない理由として、この2点を挙げられますが、果たして、この2点だけなのかというのを非常に疑問に思っております。と申しますと、15年度の災害に関して、融資を受けられた方、中小企業の方は、その災害を受けられた方ばかりではありません。たくさんの方が中小企業いらっしゃると思います。それともう一つ、国の融資制度これが始まったのが20年でございますが、じゃそれ以前はどうなのかと言うと、18年さっき言いましたように、5件のうち3件、19年が3件の3件というふうにならずと少ないと思っております。ですから、確かに、課長がご答弁されましたこの15年の水害、そして20年度から始まったセーフティーネット、こ

のこともあろうかと思いますが、それ以外にも制度の問題とか、条件の問題とか、あるのではないかと考えておりますが、この点いかがでしょうか。仮に希望される方が少ないということであれば問題ないんですけども、国の緊急保証制度に関しましても、先ほど課長答弁されましたように、2ヶ年で1,580件の方が受け付けをされているということで、こう考えると融資を希望されていらっしゃる方は非常に多いと思うんです。それにもかかわらず、市の制度を利用されてる方がずうっと非常に少ないというのは、周知不足なのか、制度に問題があるのか、このように考えておりますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

商工観光課長

今委員ご指摘のとおり、中小企業の皆様が有効に使っていただくためには、今後周知等を図る必要があると認識しております。市の分の融資制度が利用が少ないという現状でございますが、融資制度につきましては国、県、市、それぞれの融資制度がございます。先ほど申しましたセーフティーネット、これにつきましては、保証協会が保証を100%し、保証料を低額にするという非常につなぎ融資としては使いやすい融資でございます。それとは別に、通常の融資におきましても、先ほど言いました国、県、市、それぞれ融資制度の中身が若干違います。国においては、保証料が先ほど言いました低く設定する。県におきましては、限度額がかなり大きくて償還も長い。市におきましては、限度額等は小さい、利率は若干低いんですが、限度額、償還期間が短いというような、それぞれのいいところ、悪いところと申しますか、融資の中身が異なっております。市におきましては、国・県の融資制度をある意味では補完する。対応できないところをするような制度というふうに認識しておりますので、この辺を今後は企業等にPRをしながら、一番使いやすい融資を斡旋と申しますか、ご紹介しながら中小企業の皆様方の活性化に支援をしていきたいというふうに考えております。

田中裕二委員

中小企業への融資制度というのは、市長の施政方針の中にも中小企業対策の目玉という形でずっと表記をされております。そうであるならば、もっと利用者をふやすべきだろうと思っております。衛生で条件が厳しいということであれば申込数に対しての決定が低いという、この数字にあらわれてくると思うんですが、申し込みそのものが少ないということは初めから御存じないか、それとも始めから無理だろうとあきらめてあるか、そういうことではないかと思えます。そういった意味では、本当しっかりと周知をしていただいて、利用しやすいような、別にこげつかせていいというわけではございません。それはもうで困ることでございますけども、ほんとに利用できる、利用しやすい制度にしていきたいと、これ中小企業対策の目玉であるのであれば、ぜひともそのような取り組みをしていただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。

委員長

次に、柴田委員の質疑を許します。

柴田委員

176ページ19節の中ほど少し下に中心商店街空き店舗対策事業費補助金とあります。75万円とありますが、どのようなことに使われているのかお尋ねいたします。

商工観光課長

この事業は商工会議所が県補助金を利用して実施いたします商店街等活性化事業のメニューの1つでございます。商店街等活性化事業の総事業費は21年度決算で495万円となっております。その内訳といたしましては、県が300万、市が75万、商工会議所が50万、商店街等が5万7千8百579円となっております。このメニューの1つでチャレンジショップの家賃3分の1を1年間補助したり、商店街活性化チャレンジショップイベント事業、商店街サポーター事業と中心商店街の活性化に寄与する事業を展開しております。

柴田委員

先日1週間ほど前になりますか、商店街をずっと歩いてみました。そのときに大体4、5件に1件近くくらいでしょうか、シャッターが閉まっております。久しぶりにずっと歩いてみまして、だんだんとそういう寂しくなる姿を見てほんとに何とかせないかんとやないかなという思いがいたしました。今ありがたいことに先ほどの質問の中にも高齢者のシルバーの方々が1件お店を開いていただきまして、ある部分ほんとうに賑わいをプラスしていただいております。シルバーの方も800名近くのメンバーがいらっしゃいますが、まだまだお仕事にありつけないという状況があります。ほんとに数店空いているシャッターが閉じてある店舗1件をお借りするには10万前後くらいになるということで、高齢者の方々がそこでお店を何かしようとしても、なかなか利益がそんなにあがるものではありません。ほんとにそういう方々が生き生きとお仕事をできるためにも、もっとこの補助金をふやしていただきまして、そういう高齢者の方々はたくさんの手づくり作品をお持ちなんです。そういう方々の売る場所とか、高齢者の方々は月に1万でも2万でもいい、そういう収入がほしいというふうに言われてます。そのためにもぜひ補助金をふやしていただき、そういうシャッターのお店を活用の場にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

商工観光課長

21年度の空き店舗へのチャレンジショップにつきましては、先ほど申しましたように2件の店舗でございます。空き店舗対策事業につきましては、高齢者に特定した活用はございませんけど、イベントメニューといたしましては昨年実施されました、毎月15日に実施しておられたお元気デーなどソフト事業というのはございます。これまでの取り組み、空き店舗への活用といたしましては、先ほど申したチャレンジショップ以外で大学生による出店、本年度におきましては子育て広場による空き店舗の活用、先ほど委員御指摘のシルバー人材センターによる出店などさまざまな活用がなされております。このチャレンジショップの補助金以外につきましても、さまざまな補助金等がございますので商工会議所、商店街の方とも協議しながら活気ある商店街に、にぎわいの創出を図っていきたくと考えております。

柴田委員

ぜひにぎわいを取り戻していただくような、そういう取り組みをしていただきたいと思えます。さまざまな皆様アイデアをお持ちでありますし、そういう方の知恵をお借りして今から都市計画があると思えますが、その出来上がる部分も何年も先のことでございます。その間のつなぎとしてぜひですね、そういう商店街、シャッターを閉めてあるところの活用を、補助金を出していただきながら行っていただきたいということを切に要望して質問を終わります。

委員長

次に、田中裕二委員の質疑を許します。

田中裕二委員

私も同じく175ページ中心商店街空き店舗対策事業費補助金についてお尋ねをいたします。今の柴田委員の質問に関連する質問になろうかと思えますけど、よろしく願います。まず、空き店舗の状況についてお尋ねをいたします。

商工観光課長

空き店舗の状況でございますが、平成21年度末の本町、東町、永楽町、昭和通、吉原町、新飯塚の6商店街の店舗数は425店舗になっております。この425店舗のうち79店舗が空き店舗となっており、空き店舗の割合は18.58%となっております。

田中裕二委員

425店舗のうちの79店舗18.58%が空き店舗だというご答弁でございますが、この空き店舗対策に対してはずっと取り組みをされてきたと思えます。この18.58%という数字、これは増加傾向なのか減少傾向なのか、この点はいかがでしょう。

商工観光課長

空き店舗の割合といたしましては、近年大体20%弱の推移ということになっております。

田中裕二委員

ということは、増加も減少もしていないと、横ばいという状況が続いていると思います。ということですね。そうしましたら、それでこの中心商店街の空き店舗対策事業の内容についてお示しいただきたいと思います。

商工観光課長

空き店舗対策の事業内容の前に、先ほど委員から御質問がありました20%弱で推移ということでございますが、このチャレンジショップにつきましては、平成12年から手元に資料がございますが、12年から21年度に50店舗のチャレンジショップの利用とございますが活用がっております。そのうち現在営業されてるのが18件、この1年間の補助が切れてお止めになった店舗が10件、残り22件につきましてはその後単独で数年されましたが現在ちょっと閉店されてるということで、店舗の中にもかなり移動とございますか新たに商売を始められた方もいらっしゃるんですけど、お止めになったというような方もいらっしゃるような状況でございます。続きまして空き店舗対策の内容でございますが、先ほどの説明とちょっと重なりますが、商店街等の活性化事業のメニューといたしましては、チャレンジショップイベントの事業、毎月15日に開催するお元気デー、100円市、山笠セール、ぶらり市、永昌会などの年末年始のイベント、商店街のサポーターズ事業、商店街ツアー、フリーペーパー飯塚まち探検隊の発行、大学、青年会議所との連携事業などを実施をしているところでございます。

田中裕二委員

先ほど、課長付け加えて御答弁されました。私はチャレンジショップで新たに進出した件数を聞いているわけではございません。空き店舗の状況を聞いているんです。新たに店を創業されても、止められる店舗が多ければ、その比率というのは20%前後ということで空き店舗の状況は変わってないということでしょう。空き店舗対策ということは、空き店舗を減らすというのが目的であると思います。ですから、チャレンジショップで新たに創業されても、止められる件数と変わらなければ変わらないという状況だと思います。ですから、この減らす努力が必要だと思っております。チャレンジショップのこと聞こうと思いましたが、それはやめます。減らす目的のために具体的な方策はどのようなことを検討されてきたのか、お尋ねいたします。

商工観光課長

空き店舗対策につきましては、中心商店街を活性化する重要な政策の1つと位置づけております。現在の事業の充実、チャレンジショップ等の充実を図るとともに現在中心商店街の活性化の基本計画を検討しておりますので、その中で具体的な施策を今検討しておりますので、その内容を今後は実施していきたいというふうに考えております。

田中裕二委員

それでは、空き店舗対策の具体的な数値目標、このくらいの数にしたいとかいう目標があるのかどうか、この点はいかがですか。

商工観光課長

空き店舗の数値目標につきましては、合併後の第1次総合計画の中で18、19年度につきましては一応具体的な目標を示しておりましたが、現在のところ具体的な目標はございません。空き店舗の目標数値につきましても、先ほど申しました中心市街地の活性化基本計画の中で指標の設定を検討しているところでございます。

田中裕二委員

中心商店街活性化基本計画の中で具体的な数値目標も施策も検討されるという御答弁でございますので、しっかりと数字目標をたてられて、しっかりと計画をたてられて、その目標どおりに実施できるようにしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。これを要望して、

この質問を終わります。

委員長

次に、楡井委員の質疑をします。

楡井委員

それでは177ページの観光費178ページの一番下の方に県観光連盟、それから福岡県観光推進協議会、それから筑豊地区観光協議会への負担金が計上されております。これらの団体のいろんな活動が飯塚市の観光政策や市の観光行政にどのような効果をもたらしているのかということについてお聞きしたいと思います。

商工観光課長

現在飯塚市におきましては、旧伊藤伝右衛門邸を中心に観光施策を展開しておりますが、観光施設が1つだけでは観光客の入込客数の落ち込みも予想されます。観光施策を推進する上で市内だけではなく広域的な取り組みを行い、それぞれの点である観光を面として観光ルートをつくる必要があると考えております。そのためには、先ほど御紹介ありました観光連盟や推進協議会、観光協議会と連携したPRを中心としたさまざまな取り組みを行いたいと考えております。このような取り組みは、本市の観光行政にも大きな効果があるというふうに考えております。

楡井委員

それでは、具体的な効果、行政に対する効果というのは具体的に説明できますか、こういう面がこういうふうに効果がありましたよというようなことが説明ができるのであれば、効果のないようですから説明をしていただきたいと思います。

商工観光課長

具体的な数値的な分としますと、それぞれ例えば伊藤伝右衛門邸の入込客数ということになるかと思いますが、その内容を分析するにあたりまして、こういう広域的な取り組みにおきまして観光PRをするにあたって、現在もいま伊藤邸で企画展を実施しておりますが、市外からの観光バス等で通常よりかなり多くの観光客の方がお見えになっております。その関係で入込客数、入場料等も当然増えるわけでございますが、プラスアルファで地域の食べ物、お食事処、休憩等におきまして、これにつきましては経済効果の算出等を持ち合わせておりませんが、かなりの経済効果があるというふうに考えております。

楡井委員

ところが伊藤伝右衛門邸の入場者数と言うんですか、来館数と言うんですか、これは大いに下がってきてるんですよ。そういうことでいま言われたような成果だというふうに評価できるのでしょうか。

商工観光課長

いま委員ご指摘のとおり伊藤伝右衛門邸につきましては、平成19年4月28日に一般公開以来、延べで平成21年度末までに46万6000人余りの方が来館されております。通常こういう施設につきましては、利用等が少なくても確か19年度当初予算では年間15,000人程度の入込客ではないかというような予想の中で、ご説明をさせていただいた経緯があるかと思いますが、先ほど言われましたようにどうしてもリピーターといいますか、入込客数は年々減少しておりますが、他の施設に比べますと非常にまだ高い水準でございますので、今後現在の水準を維持できるように、先ほどお話ししましたように広域的なPR等を含めたところで、入込客数の確保に努めていきたいというふうに考えております。

楡井委員

伊藤伝右衛門邸だけではないんですけどね、いま中心がそこだということですので、平成21年度の伊藤伝右衛門邸の入館者の分析と言いますか、市内の人が何人で、市外の人が何人だというような数字の把握というのは行われておりますか。

商工観光課長

申し訳ございません。ちょっといま手元に資料はございませんが、先ほど申しました大型バス等で、どこの自治体、都道府県から来られたというのは、数字はある程度把握はしておりますが、ちょっといま数字を持ち合わせておりません。

楡井委員

いずれにしてもその数字は集約すれば分かるということですね。ぜひそれは集約して教えていただきたいというふうに思います。続いて、その観光費の関係で180ページの上から2行目にあります、飯塚観光協会補助金というのがございます。この補助金の使い道についてご説明願いたいと思います。

商工観光課長

飯塚観光協会の補助金2151万4000円の内訳でございますが、ほとんどが事業費というふうになっております。どんたく宿場祭り200万円、大人山笠240万円、子ども山笠62万4000円、飯塚納涼花火大会50万円、雛のまつり280万円、大将陣桜まつり75万円、穂波納涼花火大会90万円、観光ボランティア育成費30万円、鳥羽公園ちょうちん設置費40万円、走る山笠製作事業500万円、事業費合計が1567万4000円で、あと運営事務費といたしまして584万円、合計で2151万4000円となっております。

楡井委員

観光協会補助金の中身は分かりました。それでこの補助金の推移といたしますか、毎年この2150万円で変わりませんか。

商工観光課長

21年度につきましては、先ほど申しました山笠製作費等の特別事業等を算入しておりますので、前年度に比べますとその分が約5～600万円上がったような形になっております。

楡井委員

そういうことでいえば通常は1600万円前後ということではないんですか。

商工観光課長

例年は大体その金額で推移しております。

楡井委員

それでは以上で観光費については終わります。

委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

これは農業施設費の中になるんですけど、委託料の中に揚水機等運転管理委託料というのがあります。この中身について少しお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。揚水機それからポンプ場、その他が資料によりますと67カ所ございます。この67カ所のうち7カ所は、管理形態は何種類かあるんですけども、61カ所はすべて飯塚市の負担ということになっておりまして、地元負担というのが2カ所、それから改良区負担というのが4カ所あります。それに間違いがないかということと、この67カ所のポンプ場、揚排水機場ですか、67カ所すべて市の施設なのかどうかについて、2点お願いいたします。

農林課長

質問者言われますとおり、負担についてはそのとおりでございます。施設はすべて市の施設となっております。

楡井委員

地元の負担が2カ所と、それから改良区負担が4カ所ということについても、間違いはないですね。それでは地元負担というのは、庄内の有井ですね。それから同じ庄内の入水というところが経費の、主に電気料ですけども、地元負担ということになっておりまして、それから改良

区負担というのが、管理も負担もですが穎田の佐與土地改良区、それから同じ佐與土地改良区内かんがいポンプA、それから次がP、そしてC、Dと4つあるんです。これが改良区負担ということになっているわけです。市の施設なのに負担がこうになっている理由、それからその経過について説明をお願いします。

農林課長

まず庄内の分につきましては、地元の負担ということでございますが、これは毎年必ず使うかどうかというポンプではございませんで、湯水期にどうしても使いたいということで設置をしてくれということで、そのときの条件面的に管理と電気代については、地元が負担するというで設置された経緯でございます。それから佐與土地改良区のかんがいポンプが4機あるわけでございますが、この分につきましては、名称のとおり合併前から穎田地区におきまして農地の土地改良事業、補助整備事業がとり行われました。その補助整備事業の中で、農業用水をどのように取水するかという設計等の協議が土地改良区、県営事業でやってあるわけでございますが、県と町と土地改良区で協議がなされました。通常、補助整備事業におきましては、ポンプ設置じゃなくて通常は水路に自然的に水が自然勾配で流れる水路を流すわけでございますが、地元のほうからそれでも可能なんですが、ぜひともポンプをつけていただきたいという要請があったというふうに伺っております。その経緯の中で地元の土地改良区総会にかけられてポンプをつけていただけるかわりに、できあがり市の施設として移管されて管理するわけでございますが、その光熱費といいますが、ランニングコストにつきましては地元が負担するという内容で土地改良区の総会に図られまして、要請が旧穎田町にありまして、今日まで続いておるわけでございます。

楡井委員

この庄内の2つの施設、それから改良区の4つの施設、これにどのくらい費用がかかっているということについては、ご存知ですか。

農林課長

年によって違うわけでございますが、有井かんがい用水施設というのがございます、地元が負担して大体4万円前後の年間の電気料の負担がなされております。それから入水の揚水施設が湯水時期に使うわけでございますが、過去の両方とも見ていましたら1番高いときで2万円前後電気料がかかっているということでございます。それから穎田地区の佐與土地改良区の4つのポンプの年間65万円ほどの電気料がかかっております。

楡井委員

とりあえず計算しやすいように15万円というふうにして、60万円というふうにすると、飯塚市関係の分は大体9万4000円とかですね、多いとこで鯉田のほうでいえば、事業団の関係でいえば35万円とかいろいろ金額的にはあるんですね。地元負担をこのまま続けるのかどうかということについては、どうなんですかね。市の施設ということであれば地元の負担からこの際解除するというようなことにはなりませんでしょうか。

農林課長

合併当時にそのような協議がなされたと思っておりますが、その設置の経緯から見て、施設をその後市に移管したという経緯もございまして、そういうものを含めまして、そういうことで地元から市のほうで負担してくれという要請は、いまのところ団体ではきておりませんが、個々の農家においてはできないかというご相談はあったことは事実でございますが、やはりその生産組合とか土地改良区でご相談いただいた結果、現状どおり今後も進めていくということでございますので、今後は負担も含めてでございますが、施設の更新等の費用も検討をしなくてはならない時期を迎えますので、その分を含めて検討をはかりたいというふうに考えます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

他に質疑はないようございますので、第5款 労働費第6款 農林水産業費及び第7款 商工費についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 17:45

再 開 17:54

委員会を再開いたします。

次に、第8款 土木費及び第9款 消防費、179ページから197ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております上野委員の質疑を許します。

上野委員

182ページになります。一番上の道路を事故損害賠償金についてでございますが、担当課から丁寧にご説明を受けまして、過失割合等を適正に判断をされておるのではないかというふうに思っておりますので、質疑は差し控えますが、共済に入ってらっしゃるからといって安易に相手方と妥協されるということは、今後詐欺などの犯罪につながる可能性があるのではないかというふうに思っています。客観的に見て、市に明らかに責任、過失がある場合以外については、十分な調査が必要であるというふうに私は思いますので、現在、示談が確定していない案件も含めてそのような手続きをしっかりとさせていただくように申し述べさせていただいて、この質疑は終わります。

委員長

引き続き、上野委員に質疑を許します。

上野委員

続きまして、184ページになります。8款 土木費、3項 河川費、一目 河川維持費の中の13節 委託料の中の184ページの下から2行目、上勢田内水排除施設の管理委託料についてお伺いいたします。この内水排除施設は、どこに設置されてあるものなのでしょうか。

穎田支所経済建設課長

ポンプの設置場所につきましては、自治会で言いますと上勢田東地区に設置しております。

上野委員

上勢田東地区、鹿毛馬川にかかっているところでしょうか。あそこについては、一昨年7月の大雨のときに住宅密集地が床上浸水するなど大きな被害を受けましたが、9月に災害説明会を県と市で行っていただいて、職員の皆さん方のご尽力によって堤防のparaペット工事がかさ上げをしていただいて、ことしの7月大雨のときには、住宅地は災害を免れておりますので、その点に関しては本当にありがとうございますと、お礼を申し述べておきたいと思いますが、そうすると穎田地区の中と申しますか、飯塚市内でも一番早く浸水するんじゃないかというような生活幹線道路が上勢田西、すぐ隣の自治会にあるんですが、その内水排除に関してはこのポンプは全く寄与してないと思うんです。そのとおりですね。決算委員会ですので、これについての質疑は控えますけれども、ぜひあそこは一番はじめに浸かって、支所もすぐ近うございます。大雨の際、市長も視察に来ていただいておりますので、現状はよくご存じだと思います。抜本的な解決策というのは、庄内川と遠賀川の関係もありますので時間がかかるとは思いますが、その間は簡易ポンプとか移動ポンプの設置などで、とりあえずあその水が少しでもはけるような施策を講じていただきたいと意見を申し述べさせて、質疑を終わりたいと思います。

委員長

次に、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

187ページの3目の公共下水道費についてであります。下水道事業会計補助金5億100万円これはどのような下水道会計に支出して、どのような仕事をするための補助金



でしょうか。

財政課長

公共下水道の下水道事業会計の保証金、5億100万円の内訳でございますが、まず繰り出し基準内で調整いたしまして、下水道事業のほうに出しております補助金が、4億8800万円でございます。これ、基準内の繰り出しということでございますので、どの事業が対象ということではありません。全事業を対象とした繰り出しの補助金になります。もう1つが、これも経済対策事業が平成21年度、国が実施いたしましたので、その分といたしまして1300万円を補助しております。合計で5億100万円でございます。この経済対策事業につきましては、対象事業は上三緒地区の污水管渠敷設工事が対象事業となっております。

楡井委員

下水道事業の赤字の対策というようなことではないんですか。

財政課長

繰り出し基準内の補助ということにしております。下水道会計のほうと調整をして補助を行っております。

楡井委員

それでは、次の4目に流域下水道費ということで、明星寺川流域下水道事業費負担金ですか、280万円弱がありますので、これについても同じく説明をしていただきたいと思います。

都市計画課長

明星寺川流域下水道事業は平成15年7月19日の集中豪雨により、浸水被害を受けた旧飯塚市及び旧穂波町の明星寺川流域、約110ヘクタールにおける浸水対策を行うために平成17年度から雨水流域下水道事業として福岡県にて事業を実施しております。飯塚市としては、下水道法第31条第1項の規定及び平成17年9月29日、福岡県と締結した覚書に基づき、補助対象事業費については上下水道企業債から事業費の4分の1と県単独費については一般会計から県単独事業費の2分の1の合計金額を負担金として支払いを行っております。決算書の支出済み額279万9500円は、この県単費事業費559万9000円の2分の1の負担金でございます。

楡井委員

以上、この2点、3目、4目についての質問は終了です。

委員長

次に田中委員の質疑を許します。

田中裕二委員

191ページ、住宅管理費、市営住宅明け渡し訴訟等手数料についてお尋ねをいたします。平成21年度におきまして、市営住宅明け渡し訴訟の提起は、件数は何件だったのかお尋ねいたします。

建築住宅課長

平成21年度中に訴訟の提起を行いました件数につきましては、15件でございます。

田中裕二委員

それでは、その15件の中で最大の滞納月数が何カ月だったのか、また逆に一番短いといえますか、滞納月数が何カ月だったのか、お尋ねいたします。

建築住宅課長

明け渡し訴訟の提起を行いました15件の中でも、最も長いものにつきましては、116カ月でございます。一番短いもので24カ月でございます。

田中裕二委員

一番長いもので116カ月約10年間、短いもので24カ月2年間ということは、この明け渡し訴訟は滞納が長いといふか多いからだけの問題、滞納の多い少ないだけで訴訟まで至って

いるようではないようには思いますが、それではこの明け渡し訴訟はどのような場合に行われているのかお尋ねいたします。

建築住宅課長

住宅使用料の能力につきましては、督促状とか催告状を送付しまして納付指導を行っております。納付指導によってもなお納付がない場合には、来庁指示書というのを送付いたしまして滞納者と面談の機会を設けまして滞納解消の協議を行っておりますが、来庁指示にも応じない場合は明渡期限を定めまして市営住宅使用許可取消通知を送付することとしております。この通知による明渡期限までに明渡が履行されない場合や、滞納住宅使用料の納付がない場合に裁判書へ市営住宅明渡訴訟を提起するものでございます。訴訟の提起に際しましては、先ほど委員言われますように滞納月数の長短よってのみ判断するのではなく、再三の納付指導や分割納入にも応じないなど支払いに対しまして誠意を示さない滞納者に対して行っておる状況でございます。

田中裕二委員

誠意を示さない滞納者に対して行っているということでございますが、この訴訟はずっと長いことなされていると思っておりますが、訴訟件数の推移はどのような状況なのか、増加傾向なのか、減少傾向なのか、この点はいかがでしょうか。

建築住宅課長

先ほど答弁いたしましたように、それぞれの世帯の状況と申しますか、それによって一概に傾向を申し上げるのは難しいのですが、やや増加する傾向は見られるのではないかと考えられております。

田中裕二委員

訴訟に至る状況については、やむを得ないという状況の中でなされているようでございますが、訴訟を減らす取り組み、逆に訴訟を減らすということは滞納者を減らす取り組みというものになるかと思っておりますが、そのような取り組みが必要と思っておりますが、今後どのように取り組みをされるのかお尋ねいたします。

建築住宅課長

現状では電話や文書によります来庁指示を行ったり、訪問指導また夜間徴収によりまして本人と折衝いたしまして滞納処理に努めているところでございますが、最終勧告にも応じない悪質な滞納者につきましては、公平公正の意味からも住宅の明渡請求訴訟を行うなど厳正に対応しております。また今後も分納制約をしていただくなどの訴訟に至る過程の中で、本人と粘り強く協議をすることが必要と考えております。

田中裕二委員

訴訟に至る前にやっぱり何らかの誠意をもって、滞納分を減らすというか、お支払いしていただくようなことがやっぱり必要だろうと思っておりますので、今後とも粘り強い対応をお願いいたしまして、質問を終わります。

委員長

次に、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

続きまして193ページの住宅建設費の15節弁分公営住宅建替工事の関連で質問します。弁分団地の建設はもう終わってるような感じなんですけども、この団地に北分住宅等から引っ越しをするという状況ですけど、この引っ越しの移転の開始ですね、それからいつまでに完了するのか等についてはいかがでしょうか。

建築住宅課長

弁分公営住宅の本低につきましては、現在完了いたしております。現在外溝工事を実施している状況でございますが、外構工事の完成が11月いっぱい予定ということになっておりま

す。今後といたしましては、11月中に平恒北分の方々に現地の見学会をしていただくと、それから移転につきましては12月から1月にかけてできるように、現在入居者の方へお願いをしているところでございます。

楡井委員

これまでの約束として、弁分団地に障がい者優先枠ということで5戸確保するという点については穂波の時代からの約束になっておりますが、予定の家屋といいますが、部屋を何号と何号と何号なのか、わかりましたら教えてください。

建築住宅課長

昨年の決算委員会を中でも答弁をいたしましたように、今回の4棟目には1戸、号数につきましてはまだ確定はしておりませんが、エレベーターの隣ぐらいで今考えているところでございます。すでに建設されております3棟の住宅につきましては、今後1階部分、さきほどエレベーターの隣というようなことで考えておりますが、その部分が空き第身体障がい者向けに確保いたしまして、全4戸の身体障がい者向けを確保したいと考えております。当初計画では全部で5棟建設する予定でございましたので、先ほど委員が言われますように1棟1戸で5戸の設定を予定しておりましたが、敷地の関係で4棟にしたために1棟1戸で4戸としたものでございますが、現在も既に8世帯の身体障がい者の方々が生活をしてある現状もありますし、今回平恒から入居予定者の中にも数名の身体障がい者の方や介護が必要な高齢者の方がいらっしゃいますので、身体障がい者世帯専用住宅の確保の問題につきましては、全体とのバランスも十分に考慮をいたしまして、さらにまだ検討していく必要があると考えております。

楡井委員

現在8世帯の方が、障がい者の方が入荷してるということではあります、ここは今のところ公募といいますが、従来の建替をしなけりなかつた所から優先的に入ってくる状況ですから、必ずしも障がい者優先枠という形での入居ではないというふうに思うんです。そういう意味では先ほど言われたように1棟1戸という目標で5棟目が建ってないからということでしたけど、5戸は確保するというのが従来の確認事項ですから、これはぜひ確保できるような方向で検討していただかなきゃならないというふうに思います。それから次に各所改修工事ということで1542万円余りが計上されておりますけれども、この内容についてはいかがでしょうか。

建築住宅課長

この工事につきましては、年次で計画しております改修工事の一部でございまして、流し台の取り替えと鉛管取り替えの工事でございます。

楡井委員

今言われた工事の中に一般質問でも問題にしました同和向け住宅のですね、改修等が入りますか。

建築住宅課長

所管課といたしましては、71団地、4,400戸の住宅を一括して管理をしているわけでございます。一般住宅と同和向け住宅というような分け方をした計画をしておりません、21年度分の中には委員が言われます同和向け住宅も一部入っております。

楡井委員

それは直ちに入居可能なことになるんでしょうね、改修が進んだということであれば、これ一般公募も検討するというような方向で進められようとしているのかなということも思いますので、是非一般公募を準備していただくようお願いしておきたいというふうに思います。以上、住宅建設費については終わります。

委員長

引き続き、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

193ページ、住宅建設費の次のところに消防費がありますので、これについて、非常備消防費ということであります。19節負担金、消防団運営交付金が記述されております。この中身について、お聞きしたいんですが、今消防団員の方の団員の数ですね、それから、その消防団員の人数の中に市の職員が当然入っておられるというふうに思うんですが、その両方の推移について説明していただきたいと思います。

総務課長

消防団員数につきまして、平成20年度からの推移を毎年度4月1日現在を基準日として申し述べます。平成20年度は1,134名、平成21年度は1,116名、平成22年度は1,113名となっております。このうち、消防団におけます市の職員数につきましては、平成20年度は106名、平成21年度は107名、平成22年度は103名となっており、全団員数のおよそ9%を維持しております。

楡井委員

その数字をですね、旧市町別に述べていただけますか。

総務課長

旧市町別で申し上げますと、これは方面隊の数ということになりますが、飯塚方面隊につきましては平成20年度は353名、平成21年度は341名、平成22年度は339名、穂波方面隊につきましては平成20年度は239名、平成21年度は242名、平成22年度は232名となっております。筑穂方面隊につきましては、平成20年度は278名、同21年度は273名、同22年度は262名、庄内方面隊につきましては、20年度は159名、21年度は159名、22年度は138名となっております。また、穎田方面隊につきましては、平成20年度102名、21年度98名、22年度87名となっております。なお条例定数は1,286名でございます。

楡井委員

条例定数は1,286と言われましたかね。1,286、それからしますと、ちょっと107、80名、106、70名、総数では足りないという状況で、この3年間を見ても年々低下してきている、減少してきている状況になっているというふうに見えます。最後の市町別についての職員の数をですね、知りたかったんですが、これはなかなか支所の人数が激減するという状況がありますから、なかなか数は少なくなってるんじゃないかというふうに思いますので、もし報告できれば、別のところで報告をしていただきたいというふうに思います。以上、非常備消防費については終わります。195ページの消防施設費についてお聞きいたします。消火栓に関することなんです。それで、消火栓設置のですね、委託料、消火栓塗装委託料ということになっておりますが、これに関連してお聞きします。消火栓設置の基準、これについてはどうなっておりますか。

総務課長

昭和39年の消防水利の基準という通知がございます。これによりますと、主に市街地及び準市街地におけます消火栓を含む各消防水利、この消防水利と申しますのは、消火栓の他に防火水槽、プール、井戸、その他がございます。この水利から半径120mの同心円内またはその他の地域については、半径140mの同心円内が防火対象物となるように消防水利を設置、整備することとなっております。

楡井委員

そうすると、現在飯塚市には、消火栓の数または防火水槽と言うんですかね、そういうのが何ヶ所位存在しますか。

総務課長

水利につきましては、3ヶ年に1度調査がございます。この消防施設整備計画実態調査にお

けます消防水利の基準数といたしましては、飯塚市全域で2,151ヶ所の消防水利が必要ということとされておりまして、平成22年4月現在の本市におけます消防水利は全体で2,079ヶ所となっております、概ね充足しております。この2,079ヶ所のうちの消火栓といたしましては1,438基を整備しているところでございます。

楡井委員

これも旧市町ごとに2,079が、それと1,438基の消火栓、これもし旧町別に分かれれば教えていただきたいと思ひますし、旧町別に充足数と言ひますかね、これが足りているかどうかについてもお聞きしたいと思ひます。

総務課長

水利の旧市町別の状況でございますが、旧飯塚市、飯塚地区で申しますと、消防水利といたしましては、1,011ヶ所、このうち消火栓は748基となっております。穂波地区では消防水利378ヶ所、このうち消火栓は241基、筑穂地区では消防水利303ヶ所、うち消火栓は231基となっております。庄内地区では消防水利は275ヶ所、うち消火栓は87基、穎田地区では消防水利114ヶ所、うち消火栓31基となっております。また、それぞれの消防水利の基準数といたしましては、飯塚地区では1,162ヶ所、穂波地区では492ヶ所、筑穂地区では246ヶ所、庄内地区では164ヶ所、穎田地区では87ヶ所となっております。各地区ごとに多少不均衡はございますが、全体としては、概ね充足していると考えております。

楡井委員

半径で図っていかないかというような状況もあるんでしょうけども、概ね足りてるという状況で、農村部に行くとはですね、もっと半径拡げてもいいじゃないかというようなところもあるんでしょうけども、今言った数字を確認しておきたいと思ひます。消防費については以上です。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

他に質疑はないようですので第8款土木費、第9款消防費についての質疑を終結いたします。次に、第10款教育費、197ページから229ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

小学校費についてお尋ねいたします。小学校費のですね、第1節に報酬というかたちで学校医及び薬剤師報酬という項目があります。これは、中学校費にもありますし、幼稚園費にもあります。それらを3つ合わせれば343万円位になるんですけど、この医師や薬剤師の方達は市内の病院、医院の先生や薬剤師の方達でしょうか。もしそうであれば、何人の方のですね、このお仕事をお願いしておりますでしょうか。

学校教育課長

薬剤師並びに医師の方達ですが、飯塚市内の医院、薬局の方がほとんどでございます。若干近隣の市町所在となっております。小学校22校、中学校12校、幼稚園3園にそれぞれ学校医、幼稚園は園医と申します。あと学校薬剤師、園薬剤師各1名ずつ配置しております。人数としましては、内科医が30名、眼科医が10名、耳鼻科医が4名、歯科医が37名、薬剤師が35名となっております。一人の医師の方が複数校兼務していることもあるため、このようになっております。

楡井委員

概ね市内の病院や医院の方達、医院の先生、薬剤師の方をお願いしているということでありますので、喜ばしいことだというふうに思ひます。次の204ページにですね、賃金という項目が一番上の方にあります。これも中学校費の中にもありますので、同じ内容になると思ひま

すので、説明していただきたいんですが、これ合わせて1億1748万円位に、小学校、中学校合わせてなります。この賃金の内容についてですね、説明をしていただきたいと思います。

教育総務課長

204ページの小学校費の嘱託職員賃金と臨時職員賃金につきましては、全学校に1名ずつ配置いたしております図書司書補助員や用務員の賃金が主なものでございます。21年度の小学校につきましては、図書司書補助員は嘱託職員が7名、臨時職員が15名で対応いたしております。また用務員につきましては3名が正規の職員、5名が再任用職員、14名が嘱託職員で対応いたしております。ただ昨年度は再任用職員の中途退職や病気、休暇等がございました関係で、その代替といたしまして、臨時職員を7ヵ月間ほど雇用いたしております。次に、中学校の方でございますけれども、中学校の12校のうち図書司書補助員は嘱託職員が6名、臨時職員が6名で対応いたしております。また用務員につきましては、2名が正規職員、4名が再任用職員、6名が嘱託職員で対応いたしております。したがってこの小学校費と中学校費をあわせまして図書司書補助員にかかる嘱託職員賃金が4084万1104円、臨時職員賃金が3101万518円、用務員にかかります嘱託職員賃金が4423万6070円、臨時職員賃金が97万3500円となっているところでございます。

楡井委員

来年からは中学校に少人数学級も導入するというようなことになるという方向が打ち出されておるんですが、そうすると中学校に教師の方を増やさなければならぬんじゃないかというふうに思うんです。そうなった場合、人件費というのがどのくらい増えるのか、何人くらい先生がいるのかという予測についてはいかがでしょう。

学校教育課長

先ほどの費目とは違う費目になりますが、少人数学級を中学1年生に導入しますと、来年度は3つの学校で4人ということで、一人あたり大体600万円の費用がかかるということで、2400万円ほど増えるというふうに予測しております。

楡井委員

小学校の学校管理費については以上で終わります。引き続き、教育振興費というのがあると思います。教育振興費は205ページですね。この15節に工事請負費、206ページの一番上の欄になりますけど、地上デジタル放送対応工事ですね。これが中学校にももちろんあります。中学校の分もあわせて3500万円余りになると思うんですけども、これらの工事を発注した際に、入札で行われたのではないかというふうに思いますが、その際の応札業者については地元業者であってほしいと思ってお聞きしますんですが、受注したのは何社でしょうか。

教育施設課長

この工事の内容は、すべての小中学校の地上デジタルテレビ設置用の金具等の取り付け工事で、地元業者に対して入札を行い工区分けを行いましたので、落札業者は小学校が8社、中学校が5社の合計13社でございます。

楡井委員

すいません費目が違いましたね。ごめんなさい。今度が教育振興費ということになります。いまは学校管理費の中に入っている。費目でした。すいませんでした。それで今度は教育振興費の18節に移らしていただきたいんですが、教育振興費の18節に備品購入費というのがありまして、学校図書費があります。508万円ほどですが、これは学校毎に図書の購入費がそれぞれ違うんじゃないかなというふうにも思ったりするんですけども、一律に割ると35万5000円ぐらいになったりします。このことについて図書購入費はどういうことで決めるのか、どういう基準なのかということについて、ご説明願いたいと思います。

教育総務課長

学校図書の蔵書数につきましては、学級数に応じて定められた学校図書標準というものを文

部科学省が示しており、これを目安として各学校で図書の購入を行っております。そのようなことから学校ごとに図書購入額は異なっております。21年度の決算額で購入額が最も多いのは立岩小学校でございます。62万9786円でございます。また最も少ない内野小学校で17万9971円となっております。購入費決定の基準ということでご質問でございますけれども、教育総務課のほうでは学校で毎年必要となる消耗品や燃料費、それから印刷製本費や備品等の経費につきましては、各学校に全体配当額の数字を示した中で、学校のほうからそれぞれの予算費目ごとに要望額を出してもらい、学校ごとにヒアリングを行ったうえで予算要求をいたしております。21年度の図書の日の購入費につきましても、それぞれの学校から購入要望額で予算要求をいたしたものでございます。

榆井委員

小学校の司書の皆さん方は、全員、図書司書の有資格者でありますか。

教育総務課長

現在配置しております図書司書補助員の資格の取得の状況でございますけれども、小学校では18校で司書あるいは司書補のいずれかの資格を有した者を配置いたしておりますが、残る4校に配置されている司書補助員は資格を有しておりません。司書補助員につきましては、できる限り図書に関する資格を持った者を配置するように努力いたしておりますけれども、人材難という現実もあり中学校もあわせて10名が図書に関する資格を有していない状況であります。そのため、各学校に配置し、配属されている司書教諭からの指導や司書補助員間での研修を行い、業務に支障をきたさないようにしているところでございます。

榆井委員

この資格を得るためには、学校図書館法というんですか、あれを読むとそう難しいことではないように思うんですが、大学が開催するということですから大学が開催してもらわないかと、そういう意味では難しいのかもしれませんが、これはぜひですね、全員が有資格者が配置されるという状況を、34校のうちの10校には無資格者の方ということになりますので、よろしくこれは急いでやっていただきたいというふうに思います。続いて3目 学校整備費ということになりますが、15節 中学校費の中にもありましたけど、関連してお聞きしたいんですが、ここにあげられている大規模工事の関連で、小中一貫校を目指す素案の中で統廃合に係わらない学校になってくると思うんです。素案では若干の修正等がありましたので、検討されていることの中では生徒数が増えるんじゃないかというふうに思われる学校もあるわけです。すでに改造が終わったところも含めてですけれども、この統廃合の方針との関連もあわせて、この大規模改造工事が行われているのかどうかということについてお聞きしたいんですが、よろしくご答弁願います。

教育施設課長

この大規模改造工事の設計委託及び工事につきましては、公共施設等のあり方に第1次実施計画の中で、現在地において存続するとされている学校について耐震化を計画的に進めるため、現況の規模での校舎等の耐震補強を含めた大規模改造工事の設計委託や工事を実施したものでございます。特にこの段階では再編整備との関連はございません。

榆井委員

現在で行われている、また行われた大規模改造工事については、中小一貫校を目指す素案、まったくそこは配慮の中には入っていないということのようでもありますので、確認をしておきたいと思います。

委員長

次に、榆井委員の質疑を引き続き許します。

榆井委員

それでは中学校費について移らせていただきたいと思います。中学校費の教育振興費、

210ページの下のほうにあります、スクールカウンセラーですね。8節に392万円というのが計上されておりますが、この活動内容ならびに人数、それから勤務形態等についてご説明願いたいと思います。

学校教育課長

スクールカウンセラーにつきましては4名配置をしております。活動内容につきましては児童生徒やその保護者の抱える悩み等を和らげたり、不登校や問題行動の未然防止を図ったりするものです。週に4日適応指導教室、これ穂波庁舎の西館2階にございます。または穂波公民館において相談を行っております。また、要請された学校へ出向くこともございます。

榆井委員

そのカウンセリングの件数とか、学年別の件数だとか、また学校別の件数等について、お分かりになれば、説明していただきたいと思います。

学校教育課長

平成21年度につきましては334件の相談がありました。内訳としましては小学校が274件、中学校が60件となっております。相談内容につきましては、学校への不適応に関するもの、あるいは親子関係に関するもの発達障がいに関するものなどがございます。

榆井委員

この4人の方たちが、常時同じ学校でじっとしとくということではないと思うんですね。4人の方ですから。学校を巡回するような状況なんですか、それとも日にちを決めてどこの学校どこの学校という形で訪問されるんですか。どちらでしょうか。

学校教育課長

この4名のスクールカウンセラーにつきましては、基本的に週に4日、適応指導教室を穂波公民館で活動を行っておりますが、特に学校から相談があった場合にその学校に出向いていくという形態でございます。

榆井委員

基本的にはいらっしゃいということで、学校から要請があったらそこへ出かけていくということですね。わかりました。学校に直接授業の状況を見て回るだとか、遊んでるところを見て回るだとかいうことにはあまりタッチされていないということになるんですね。それから引き続いて18節の学校図書についてのことでお聞きしようと思いますが、基本的には先ほど説明されたことで了解がいくと思いますので、1点だけ、小学校と違って中学校は進路という側面がかなり色濃くなった教育内容になるんじゃないかというふうに思うんです。そう意味でこの図書購入にもそういうものが反映されたものになるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、どのような考え方で中学校の図書購入の傾向があるのかについて説明していただければ、お願いします。

教育総務課長

購入図書の選定につきましては、基本的には図書司書補助員が中心となりまして生徒からの希望を調査するとともに、教職員からの要望や自校図書館の蔵書の分類の状況、あるいは廃棄の状況等を考慮した中で選定をいたしております。今言われました中学校独特のということでございますけれども、中学校においては当然先ほど言われましたように進路の問題、それからキャリア教育の問題等がございますので、そういった中でそういったものも含めて、選定の中では行っているというふうに考えております。

榆井委員

15節に先ほど小学校でも聞いた大規模改造工事のことがありますが、これについては基本的には先ほど小学校と同じような考え方でやられてるというふうに理解していいでしょうか。

教育施設課長

そのとおりでございます。



楡井委員

この中学校の学校設備費については終わります。

委員長

それでは引き続き楡井委員に質疑を許します。

楡井委員

幼稚園費についてなんですが、先ほど私立の保育所のことについてお聞きしました。それとよく似たといえますか、関連した質問になるんですけども、私立幼稚園連盟補助金65万1000円というのがあります。この補助金の支出の理由、それから財源等について御説明願いたいと思います。

学校教育課長

これは飯塚私立幼稚園連盟が私立幼稚園教員の資質の向上を図るということを目的としておりまして、そのための研修を行うということでございます。これは就学前教育の充実及び振興を図るために行っております。財源につきましては、すべて一般財源からの支出となっております。

楡井委員、

それではその次に私立幼稚園奨励費補助金というのが9635万5000円としてかなり大きな金額になっております。この支出の理由並びに財源についてお願いします。

学校教育課長

これはつまりは、私立幼稚園に在園いたします園児の保護者の経済的負担を軽減するために、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免を行うことに対する補助でございます。経済的弱者であります低所得世帯に属する幼児の私立幼稚園通園を可能とすることを目的として行っております。総事業費の3分の1以内が国からの補助とされておりますが、実数的に総事業費の8割近くが一般財源となっております。

楡井委員

この奨励補助金、これは個人を対象としたものというふうに考えられるんですが、その場合この補助金を受ける条件ということについてはいかがですか、どういう条件ならこの補助金を活用できるかということですけど。

学校教育課長

私立幼稚園に在園いたします飯塚市内在住の園児を対象としております。世帯の市民税課税額が一定水準以下のものというふうにしております。

楡井委員

その一定というところは、金額的に年収が200万とか300万とか基準があるんじゃないんですかね。その点はどうですか。

学校教育課長

条件といたしましては、飯塚市に居住して当該年度に納付すべき市民税の課税額が18万3000円以下の世帯ということでございます。

楡井委員

以上で幼稚園費についての質問は終わります。引き続き楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

図書館費についてお聞きしたいと思います。219ページになるんですかね。それでこの18節に市立図書館費という形で3335万ぐらいが記載されておりますけれども、この1年間でこれらの金を使って書籍をどのくらい、冊数でいいと思うんですけども、購入されましたでしょうか。

生涯学習課長

21年度の図書費購入実績につきましては、一般書、文庫、行政資料、郷土資料、参考資料、

外国図書など11,919冊、それから児童書として6,099冊、それからAV資料として537資料を購入しております。

楡井委員

この3300万ぐらいありますから、相当本も揃えることが出来るのではないかとこのように思います。これが各5つの公民館に分けられて行くというふうに思うんですが、購入の経過内容ですね、どういう本を買っているかということについては指定管理者になった現在と直営のときの購入の書籍の傾向ということに違いがありますか。

生涯学習課長

選書については基本的には変わっておりません。選書については各図書館の司書が資料に偏りがないよう行う通常の資料選書とあわせて各館の特徴に合わせた選書も行っております。指定管理者導入後については、図書館司書、それから行政、外部委員からなる図書館資料選定委員会を開催し、どのような図書資料を購入しているかを確認し、また今後どのような図書を購入するかを決定しております。

楡井委員

次の質問がどのような考え方のもとに選定されているかということですが、選定委員会がということで答弁がありましたので、それはさておいてですね、その先に進まさせていただきますんですが、図書館法の第20条によると20条による国からの補助を飯塚市は受けておりませんでしょうか。

生涯学習課長

図書館法第20条には、図書館の補助として国は図書館を設置する地方公共団体に対し予算の範囲内において図書館の施設設備に要する経費、その他必要な経費の一部を補助することができるとなっております。この補助金の交付について定めた公立社会教育施設整備費補助金交付要綱というものがありますが、この中では公立図書館施設整備事業費として建築に要する本工事費及び付帯工事費が対象となっておりますので、現在国からの補助は受けておりません。

楡井委員

この会計年度内21年度内部に学校図書と連携して読書への意欲が向上するような活動が行われたかどうか、行われておれば具体的に例示していただきたいと思います。

生涯学習課長

現在市立図書館では学校図書室の資料保管の一環として、学期ごとに各学校、小中学校ですけど、300冊を上限に本を貸し出す団体貸出を行っております。平成21年度につきましては、学校図書室を運営している司書教諭、図書館司書補助員に希望図書のアンケートを行い、その意見も取り入れまして団体貸出用の図書を新たに2,117冊購入しております。22年度の4月には市内17校が団体貸出を利用しており、4,634冊を今貸し出しております。

楡井委員

今のその貸出の関係は、当然学校それぞれの意欲のあらわれかというふうに思いますが、先ほど質問しましたように無資格の方がおられるということでは学校によって若干差が生まれてくるのではという心配もあります。事実以前資料をもらった関係で、うる覚えで申し訳ないんですが、無資格者の司書がおられるところについてはやはり読書意欲といいますが、そういう貸出等が少なかったような感じも受けておりますので、これはぜひこの面からも小学校中学校の図書司書の皆さんの有資格を確保していただきますように学校教育の方にも是非また回ってお願いをしておきたいと思うんですが、この学校図書との連携の関係で具体的に読書意欲、読書会をやりはじめたとかというような経験はございませんか。

生涯学習課長

各図書館には図書ボランティアの方がおられますので、そういう方が学校なり幼稚園、保育所を回って読み聞かせなどの事業をされております。

楡井委員

ぜひそういうこのボランティアの皆さん方の力を借りて、文字離れ、図書離れというのを食い止めるような努力もぜひお願いしたいと思うんですが、その一環として農村部というふうに言うと語弊があるかもしれませんが、自動車文庫のような巡回貸出の体制、これは検討されておりませんか。計画がもしあればお願いしたいと思いますし、もしそういうのが全くなければ、今後計画を検討するというふうにさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長

現在は自動車での巡回貸出というような方法は考えておりません。市内5館の本は毎日配本しておりますので、どこの図書館でもリクエストをしていただき貸出中とか予約が入っていないければ、早い場合では翌日にも本を受け取ることができますので、そういう図書館同士の貸出システムで今対応してるところでございます。

楡井委員

今言われたようなことでの促進はいいと思いますけれども、やっぱり自動車が回ってくることについていえば、非常に新鮮ではないかと思うんですね。家庭におられる皆さん方、お母さん方、なかなか図書館まで足を運ぶことができないという状況があると思うんです。また年配の方もそういう状況があると思います。そういう意味では庄内のハーモニーとかですね、穂波の福祉センターとかですね、そういうところに出かけていけば、そこで本の貸し出しという形もできるんじゃないかというふうに思いますので、これは何とか検討していただきますようお願いしたいと思います。図書館については以上であります。

委員長

引き続き、楡井委員に質疑を許します。

楡井委員

それでは219ページに文化財保護費ということで、いくらか質問させていただきます。8節それから13節、さらに15節に伊藤伝右衛門邸関連の支出があります。この関係で7117万円余りあるんですけど、前にも若干支出がありましたので、約8000万円近い支出になるんじゃないかというふうに思うんです。この支出まで含めてこれまで旧伊藤邸関連の費用といいますか、整備費用点といいますか、合計いくらぐらいになりますでしょうか。

文化財保護課長

平成18年度の用地取得等から開館後の平成21年度までの総支出総額は、管理運営費と投資的な修復事業費を合わせまして4億4860万円でございます。

楡井委員

この見学者といいますか、来館者の方たちについては資料がありますので説明を求めることは省きますが、この4億4860万円といわれましたが、この数字の財源内訳はどうなっておりますでしょうか。

文化財保護課長

その財源の内訳につきましては、国支出金これはまちづくり交付金でございますが1億5329万円、県支出金これは個性ある地域づくり推進事業費補助金1077万円、合併特例債の交付税分4844万円、入館料1億2242万円、自治宝くじ助成金9973万円、その他43万円でございます。総額は4億3508円でございます。市費の持ち出し額は1352万円になります。

楡井委員

これを観光事業として見た場合、今のところどのような評価をされておられるのか、また今後どのような展望を思っておられるのかについて感想等含めてご報告願いたいと思うんです。

商工観光課長

旧伊藤伝右衛門邸につきましては、平成19年4月28日に一般公開以来、平成21年度末までに延べ466,778人が来館され延べ入館料は1億2241万7000円となっております。多くの観光客が飯塚市に来館され、本市のにぎわいの創出に大いに寄与し、また本市における経済効果も多大なものと思っております。それとあとを追加で先程、観光費の中で466,778名で県外からの来館者等というご質問がありましたので、非常に荒い数字で申し上げますが、161,834名が団体として入館されております。そのうちおおむね8割、集計がちょっとバス会社単位で75社の集計になっておりますので、その名称等で約半数の8万人が県外からの団体客、残りにつきましては市内の団体及び市外の団体客というふうに考えております。あと残り30万人につきましては個人の案入館者でございますが、この中には多くの市外、県外の観光客の方いらっしゃいますが、数字的には把握ができておりませんので、よろしく願いいたします。それとは観光事業と見て、今後の評価、展望でございますが、ただいま説明しましたように市外だけでなく広域的な取り組みを行い、多くの観光客が飯塚のほうに来ていただいておりますので、今後とも入込客数の維持に努めていきたいというふうに考えております。

楡井委員

それでは最後になるんですけども、飯塚市のまちづくり、またその中心商店街の振興、さらには幸袋地区のまちづくりや振興のために旧伊藤伝右衛門邸が果たす役割ということについて、ご説明願えますか。

商工観光課長

先ほど申しましたように、これまで21年度までに466,778名の方が来館され、交流人口の増加に貢献しているところでございます。交流人口の増加は観光施設にとどまらず、交通、宿泊、飲食をはじめとする商業や地域とのかかわりが生まれ、経済活動への波及効果、地域での消費増大、ひいては雇用の創出を生むことになり、にぎわいの創出、地域の活性化が図られると考えております。

楡井委員

その入場者、来館者が急激に減ってきてるわけですよ。そこら辺は見逃さずにですね、466,778人にこだわらないよう、これを大きく増やさないかんわけですよ。よろしくがんばっていただきますよう、お願いしたいと思います。この文化財保護についてはあと2問ありますが、19節に補助金負担金というところがありますね。その一番上の段にですね、九州山口世界遺産登録推進協議会負担金というのがあるんですよ。これはどんなふうなことを飯塚市でやってるのか、それから登録推進対象が飯塚市の場合どこになっているのか、そういう状況を教えていただきたいと思います。

文化財保護課長

この推進協議会についてちょっと説明をさせていただきます。平成20年9月26日に本市の旧伊藤伝右衛門邸をはじめ6県11市の22の資産が、九州山口の近代化産業遺産群として世界遺産登録暫定一覧表に掲載されましたのを受けまして、同年10月29日に世界遺産への登録を関係地方公共団体の連携のもとに推進するため世界遺産登録推進協議会が設置されました。活動状況につきましては関係県、市による推進協議会の開催、これは2回実施しております。国内外の専門家による関連資産調査の実施、構成資産についての検討行う専門家委員会の開催、一般市民向けのシンポジウムの開催、これは東京で実施しております。文化庁専門家等の連絡調整、パンフレットの作成、日本語が1万部、英語が1千部。専用ホームページの作成、チラシの作成1万部等を行っております。残念ながら平成21年10月19日から21日にかけて東京で第4回専門家委員会が開催されまして専門家委員会のほうから、協議会にコンセプト及び構成資産についてまとめられた提言書が提出されましたが、旧伊藤伝右衛門邸を含む6の資産が構成資産候補となりませんでした。このことにつきましては、平成21年11月

6日の市民文教委員会のほうでご報告しているとおりでございます。なお、平成22年1月27日の平成21年度第2回総会におきまして本市は田川市、唐津市とともに協議会の脱会を申し入れまして、承認を受けているところでございます。また登録推進の対象につきましては、繰り返しになりますが、本市の場合は旧伊藤伝右衛門邸になります。

楡井委員

最後の説明で、この協議会から脱会、もうせんよというふうに承認された、いうふうに聞こえたんですが、そういうことですか。

文化財保護課長

そのとおりでございます。

楡井委員

最後の質問です。文化財保護事業補助金というのがその数行下にあります。この8節には指定文化財清掃謝礼金とか、それから文化財調査員謝礼金とかいうのもありますので、関連してお聞きしますけれども、旧市や町が所有する書や絵画が相当あると、金額もかなりの金額を投入して購入したのものもある。またさらにはかなりの実力者から寄贈されたものが200点近くあるということが、一般質問等で以前明らかにしたことがあります。その活用を検討するという答弁をいただいてたんですよね。いまは担当が変わった人なんですけども。その後これらの飯塚市が保有する書画や彫刻等もあると思うんですけども、これをどういうふうに活用するかということについての検討がどのように進んでいるかということについて、ご説明願いたいと思います。

生涯学習課長

本庁をはじめ支所や各施設にある200点以上の書や絵画についての総合的な活用についての検討は行っておりません。歴史資料館をはじめ各支所やコスモスコモンなど多くの施設に展示・保管してある絵画や書などにつきましては、それぞれの施設でその活用を考えていただいているのが現実でございます。例えば筑穂支所では1階から5階まで展示してあった書や絵画につきましては、そのほとんどを1階のホールに集め市民の方々に自由に見ただけのように展示しております。今後は市民の方々への周知方法など関係各課と協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

楡井委員

先ほど検討してないということなんですよね。これを質問したのは2年前からくらいじゃないかというふうに思いますけれども、年数は分かりませんが、ことしや去年の話ではないと思うんですよ。その間、こっちが全然聞かなかったからという側面もあるのかもしれないけれども、検討するというふうに一応お約束いただいたんですよ。検討したけども活用の方法についてははっきりしないというようなことであれば、またこれ別なんですけど、検討してないということ言えば、これはいかんと思うんですよ。それでいま改めて検討を行ってほしいというふうに言われました。この際、期限を切っていただきたいというふうに思いますので、決意ということになると思うんですよね。検討する検討するでするずる行ってしまうと私達の任期はあと半年ないんですから、お願いします

生涯学習課長

各支所それと文化財保護課にその所有のほとんどがあるんですが、その中には他の施設も含めてその施設に寄贈されたものもございますので、一括して管理というような方法ではなく、先ほど申しましたように支所なら支所、コスモスコモンならコスモスコモンに寄贈されたり購入したのものについては、その施設ごとに管理、展示してほしいというふうに考えております。

楡井委員

私はそういうことを聞いてるんじゃないんですよね。そういう具体的な1点1点についての内容はそれぞれあるでしょう。もう筑穂から動かしてもらったらいかんとかね。町のお金で買

ったんだから、市の財産だからというような内容はいろいろあると思うんですよ。だから200点ぐらいの品物を全部それぞれ1点ずつ検討して公開する価値がないとか、これはぜひ歴史資料館で公開しようやないかとか、市のロビーに飾ろうではないかというようなことを含めて検討していただきたいということなんですよね、中身としては。ですから、検討してないだとか話を進めると1点1点の違いがどうだとかというようなことになると、こっちの考え方も改めて言わないといけないということになるんですよ。そういう方向で一括してどうするということなどでないと思いますので、具体的に検討されてその結果をまた報告していただくというふうにしていただきたいと要望しておきますね。よろしく申し上げます。期限をいつまでという話を聞きましたけど、いかがですか。

生涯学習課長

先ほども言いましたように、例えば筑穂支所では1階から5階まであった書や絵画につきましては1階に全部を降ろして一般の方が見れるような形にしておりますし、そのようなことでいろいろな方に見ていただくような周知をするというふうに先ほど答弁しておりますし、今後ともそういう形でやっていきたいと思っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 19:18

再開 19:19

委員会を再開いたします。

楡井委員

教育総務費の中に3目で人権同和教育費13節委託料ということがあります。さらには、教育委員会費というの1目の中にあるんですよ。これらについては、後日何らかの形で個別にお聞きしたいというふうに思いまして本日は聞かないということにしようと思えます。帰って誰かにかっぽり怒られると思えますけど。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

他に質疑がないようですから、第10款教育費についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第14号までの以上14件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日10月27日午前10時から委員会を開き審査いたしたいと思えますがご異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもちまして平成21年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。